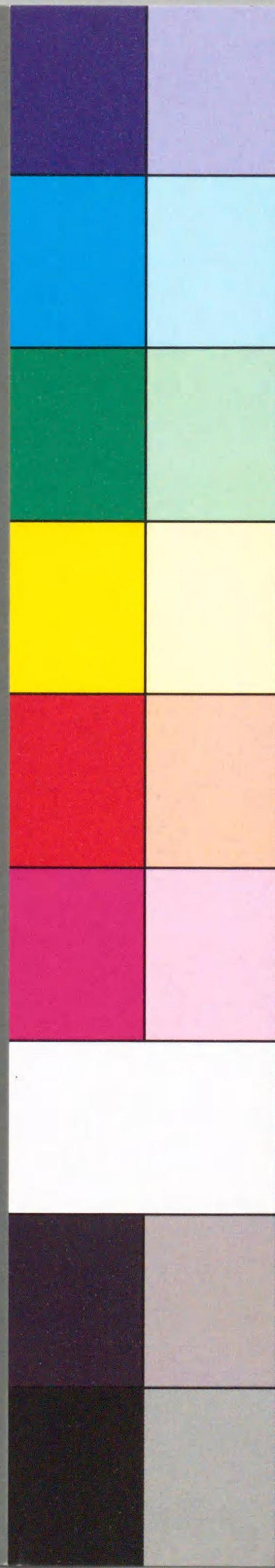


Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

AZ
343
G16
02W17250

年七月

官吏減俸問題に関する調査



社會局勞働部

AZ	343	G16
----	-----	-----

國會圖書館
14.5.-2
圖書館藏書



02W17250

はしがき

本書は減俸問題に関する各種の資料を社会運動調査の立場から整理編綴したものである

昭和六年七月

社会局労働部

官吏減俸問題に関する調査

目次

一、減俸問題の沿革	一
(一) 減俸問題の一般的沿革	一
(二) 昭和四年に於ける減俸問題	二
(三) 昭和六年に於ける減俸問題の概要	五
二、減俸の理由	五
(一) 減俸の内容	九
(二) 減俸案の實施	二
三、減俸反對運動の概況	二
(一) 官廳に於ける反對運動	二〇
(1) 鐵道省に於ける運動	二〇
(2) 逓信省に於ける運動	三八
(3) 司法省に於ける運動	六五
(4) 其の他の各省に於ける運動	九一
イ、農林省	九二

口、商工省

九四

ハ、内務省

九七

ニ、外務省

九七

ホ、文部省

九八

(5) 植民地に於ける運動

九九

イ、朝鮮

一〇〇

ロ、臺灣

一〇〇

(二) 無産者團體の反對運動

一〇二

(1) 労働團體の運動

一〇二

イ、日本労働組合全國協議會（全協）の運動

一〇二

ロ、遞友同志會並に遞信従業員會聯合會の運動

一二六

ハ、官業労働總同盟其の他の官業労働團體の運動

一二七

ニ、日本労働組合總評議會の運動

一三四

ホ、関東俸給生活者組合其の他の運動

一三七

(2) 無産政黨の運動

一四四

イ、社會民衆黨の運動

一四四

口、全國大衆黨の運動

一四七

ハ、労働黨の運動

一五五

四、小學校教員及市町村吏員の減俸問題

一六二

(一) 小學校教員の減俸問題

一六二

(二) 市町村吏員の減俸問題

一六五

五、減俸問題の影響

一六七

(一) 國家財政に及ぼす影響

一六七

(二) 官吏に及ぼしたる影響

一七〇

(三) 一般に及ぼしたる影響

一七二

六、減俸問題に對する輿論

一七三

(一) 一般國民の輿論

一七三

(二) 新聞、雜誌等の論調

一七七

七、外國に於ける減俸問題

一八三

(一) ドイツ

一八三

(二) イタリヤ

一八八

(三) ポーランド

一九一

四) ベルギー	一九三
(五) ブルガリア	一九三
(六) アルゼンチン	一九四
(七) ルーマニア	一九四
(八) 濠州聯邦	一九六
(九) 其の他	一九六

官吏減俸問題に関する調査

一、減俸問題の沿革

(一) 減俸問題の一般的沿革

官吏減俸の沿革を見るに明治元年三月初めて三縣八局官員給與規定を假に定め閏四月三
 權分立制と共に諸官を九等に分ち六月十三日正式に月給を定められたるが當時戦争中の故
 を以て関東平定迄は三等官以上は半額、四五等官は三分の一の大減俸を見次で十二月十四
 日東北平定と共に舊に復するに至れり、然るに越えて明治二年正月三十一日再度減俸行は
 れ同年八月廿一日時の大隈會計官副知事は官吏俸金を廢して官祿を制定し從來の月給制度
 を未だ變形したり。

降て明治十九年に至り所謂俸給令の制定を見、時の總理大臣九千六百圓、各省大臣六千
 圓等以下夫々其の額を定められたるか其後明治廿四年八月制度の改正に伴ひ約一割の減俸
 を見次で廿七年四月再度の減俸を見たり、然も當時は製鐵費に関する詔勅(明治廿六年二
 月)により文武の官吏は六年間各俸給の十分の一即ち一割を献金しつゝありたるを以て實
 質上二重の減俸に遇ひたるに等しかりき、而して前記兩度の減俸は司法官も行政官と同様
 減俸せられたるに拘はらず今回の減俸に方り問題化したる裁判所構成法第七十三條に就て
 は何等の問題を惹起せざりき。

(二) 昭和四年に於ける減俸問題

其後明治四十三年三月廿八日勅令第三十四號及び同第三十五號を以て高等官々等俸給令及び判任官俸給令の發布を見たるが大正三年に於ける世界大戦は獨り我國の産業界のみならず各方面に異常の影響を及ぼし就中物價の騰貴は其の極に達したるに拘らず官公吏の俸給は依然として増額せられず官吏は僅かに俸給の外に其の五割に相當する臨時手當を加給せられたるに過ぎざりしを以て政府に於ても其の増額の必要なるを認め大正九年八月十七日遂に勅令第二百五十七號同第二百五十八號を以て前記二勅令の改正を行ひ爾來部分的に幾多の改訂を見今日に及へり。

昭和四年七月濱口内閣の成るや専ら金解禁を目標とし之が準備の第一着手として先づ田中前内閣の手に成れる昭和四年度の豫算を更改して實行豫算を編成し尙一般民衆の消費節約獎勵等内外諸般の整理緊縮に努め着々其の準備を進めつゝありたるか存野當時國民に公約せる諸政策中義務教育費國庫負擔増額の實行を期せんとし財源捻出の一策として政府は十月十五日の閣議に於て突如左記官吏の減俸案を決定し之を發表したり。

俸給

- 一、年額千二百圓を超ゆる高等文官及武官の俸給定額に對し大凡一割を減すること。
- 二、判任官の俸給に付ては月額百圓を超ゆる者に限り之を改訂すること。

但し其の減額割合は高等官に比し相當緩和すること。

- 三、待遇官吏俸給定額に付ても文官の例に準し之を改訂すること。

在勤俸

左の在勤俸等は共に適當に整理減額すること。

- 一、朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島在勤の文武官の在勤俸
- 二、在外文武官の在勤俸
- 三、在外研究員の給與及海軍航海加俸

而して同時に濱口首相は左の聲明を發表したり。

政府は經濟上の難局に直面し之が匡救を計る爲め先に財政緊縮及消費節約の必要なる所を提唱し直に昭和四年度實行豫算を作成して相當巨額の節約を行ひ以て政府の決意を表明したり。今こゝに同一の方針を以て昭和五年度豫算を編成し財政經濟の是直しを行はんとするに當り政府は一般歳出に對して出來得る限りの緊縮を計ると同時に官吏の俸給に對しても亦之か減額を行ふの已むを得ざるに至れり。

加ふるに我國官吏の俸給は世界戰爭以來急激なる物價の騰貴に伴ひ大正九年平均七割の増額を行ひたるも最近物價は漸次低落の傾向を示しつゝあるに觀み此の際一般官吏の俸給に付年俸千二百圓又は月俸一百圓を超ゆるものに對して大體一割程度の減俸を行ふこ

とに決定せり。然して其の内比較的薄給の者に付ては減俸の歩合を少くするを以て適當なりと思料し相當の參酌を加ふること、せり。

素より官吏の俸給を減額するは政府の好まざる所なり、然も政府が敢て之を断行せんとするは現下の國情實に己むを得ざるものあればなり。此に於て政府自ら實踐躬行範を國民に垂れ以て經濟難局の打開に資する所あらんと欲す。國民も亦宜しく政府の意の存する所を諒とせられ官民相率ひて整理緊縮を行ひ消費節約に精進し以て財界の安定、國民經濟の建直しに努力せられむことを切望す。

斯くて右減俸案は昭和五年一月一日より施行し之に依て約八百萬圓の財源を得んとしたるものなるか該案の一度世上に現はるゝや、先づ新聞紙は期せずして反對を表明し、一面十月十六日東京控訴院、同地方裁判所並同區裁判所の少壯檢事は之か反對運動を起し減俸案の即時撤廢を決議したるか政府に於ては從來の懸案たりし司法官優遇案を以て右の反對を緩和せんとしたるも司法官側は飽迄減俸案の撤回を要求し十八日に至り判事團も突如減俸案撤回を決議し斯くて司法官の反對運動は在京の判檢事を中心として全國的に強烈なる團體的運動となり、而も此の間鐵道省、逓信省及拓務省等に於ても反對の叫びを擧ぐる者あり、他面世上諸方面の意觸を見るに政府の減俸案に對する非難攻撃意外に熾烈にして加ふるに官吏の反對運動は漸次事態の險悪を豫想せらるゝに至り政府の豫期は全く裏切らるゝ

に至れるを以て同月廿二日の閣議に於て右減俸案を撤回するに決し首相は直に左の聲明を發表するに至れり。

十月十五日の閣議に於て決定したる官吏の俸給、在勤加俸等の整理減額の件は世論の趣向に顧み本日閣議に於て之を取り止むること、せり。

二、昭和六年に於ける減俸問題の概要

(一) 減俸の原由

昭和四年に於ける減俸問題は右の如くにして終りたりと雖政府は其後も依然として公債政策を廢し財政の緊縮に努め消費の節約を勸奨し國民の緊張を促す等極力金解禁準備の爲に精進したる結果、内外諸般の情勢は漸次金解禁實施上有利に展開し求り愈々昭和五年一月十一日を以て金解禁の實施を見るに至れり。然るに其の後金解禁の影響に加ふるに所謂世界的不景氣の襲來、銀價の暴落等に伴ひ物價は急激なる低落を見、事業界は破綻休業する者相踵き失業者、労働爭議等は從來稀に見る激増を招來し中小商工業者の困憊特に甚しきものあり。

一面農村の状況を觀るに其の疲弊困憊は中小商工業者以上のものあり、殊に昭和五年に於ける産米の豫想外に增收を見たる結果米價は近來稀なる低落を示し加ふるに其他の農産物亦前年來低落の一途を辿り農家の收入激減し従て全國各町村に於ける納税の成績漸次不

六
良に陥り町村財政の窮状實に名状すべからざるに至れり、茲に於て全國町村長會は昭和五年八月廿五日東京に於て臨時總會を開催し直言を發すると同時に公務員の減俸、恩給法の改正等に関する左記決議を發表し輿論に訴ふる處あり。

決議

- 一、國民負擔の軽減を圖ること
- イ、公務員の減俸を行ふこと
- ロ、恩給法の改正を行ふこと
- ハ、行政組織の根本的整理を行ふこと
- 二、國民生活の安定を圖ること
- イ、地方の状況に應じ道路港灣河川の改修並に修築、耕地の改良開墾干拓等の事業を興すこと、ロ、特別なる損害を被りたる産業に對しては相當救済の途を講ずること
- ハ、農漁山村民並に地方中小商工業者の負債整理の途を講ずること、ニ、地方に於ける失業救済の途を講ずること
- 三、地方制度の改正を行ひ以て教育の實際化と教育費の節減を圖ること
- 四、各種産業團體の統制を行ひ産業の振興を圖ること

宣言

今や我國經濟界の一大危機に直面し國家の安危實に測るべからず寔に憂懼に禁へざるなり急激なる國民購買力の減退は農村空前の困憊と共に商工業の萎靡衰頹を招來し將に國民生活の基礎を根底より覆へさんとす之を史に徵するに國民經濟の動搖するや人心恐怖に襲はれ世想を險惡に導くを常とす實に恐れざるべけんや吾人職に町村の要務に任し町村民の安危休戚繫つて一身に在り日夕懼を茲に致し憂心忡々として庀時も安からず(中略)吾人町村長は日夕國民生活に直接し其の真相を曉り實情に通すること最も明なり生業振はすして財力萎微し苛重なる公費の負擔に若んて内は一家の生計を持するに足らず外は公事を顧みるに遑なき多救國民の生活状態を目撃し愛民の情憂國の念切々止む能はざるものあり怙然坐視するに忍びず起つて斯の難局打開の途に猛進せんとす蓋し其の方策たるや一にして足らずと雖も先づ公務員の俸給を相當程度に減額して人心の更新を促し社會の平衡を保たしむるを急とすへし恩給法を改正し恩給費の支出を節減し行政組織の根本的整理を行ひ政務の簡捷を圖ると共に官廳の改廢吏員の減員を漸行し以て公費負擔の軽減を急さるべからず大に地方開發の事業を振起して國民生業の途を開くと共に主要産業の著しき悲境にあるものに對しては特に救済の途を講せざるべからず農漁村民並に中小商工業者の負へる巨億の債務を整理し梗塞せる金融を滑にし以て各人生活の不安を除去せざるべからず(後略)

爰に時局の重大なるに鑑み所信を披瀝し敢て天下に宣す

昭和五年八月二十五日

全國町村長會

爾來再三總會を開き其の都度宣言並決議文を公表し常に右決議の趣旨を貫徹するに努めたり、斯くして官公吏の減俸實施は農村民一般の聲なりと稱せられ先づ町村吏員及び小學校教員の俸給支拂の延滞、寄附強要等の聲を聞くに至れり。

一面政府に於ては昭和五年十二月召集せられたる第五十九議會に於て總理大臣代理及大藏大臣は其の施政方針に関する演說中に來年度早々行政、財政及税制に関する調査會を設け速に整理の實を擧げんことを期する旨述べたる處ありたるか尚開會中中小商工業者、農村の困憊疲弊に關しては痛烈に論議せられ官吏の減俸問題に關しても貴衆兩院に於て政府の意嚮を質す處あり、即ち衆議院に於ては先づ尾崎行雄氏は昭和五年一月廿四日付を以て「經濟的國難に關する質問主意書」なるものを提出したるか同氏は該主意書に第一問乃至第六問を發し其の第五問に「日本特殊の不景氣收斂策」として十項目を掲げ其の第四項に「物價の下落に比準して官公吏其他の俸給、手當、旅費等を低減すること」を擧げ政府か之を實行するの意思なきや否やを問ふ處あり、又貴族院に於て森田福市氏は同年一月廿六日並に同三月六日の兩度官吏の減俸に關し質問を試みたり、政府は前記尾崎行雄氏の質問に對し文書を以て答辨する處ありたるも官吏減俸の件に關しては簡單に「攻究する所あるべし」と答へ森田氏の質問に對しても大藏大臣は「後日行政、財政及税制の調査會を設けて其の

研究の結果に依り適當なる整理を行ふ」旨又は「只今の處減俸を實行しよう」と云ふ考へはありませぬ、但し時の推移に依て左様なことも或る場合は出て來るかも知れぬが今日の所で左様なことをしようと思ふ考は無いのであります、此點に附加へまして先日と同じ様なことを申して置きました次第であります」と答辨し確答を避けたるもの、如かりしも同議會終了後即ち本年四月十四日若槻内閣の成立するや議會中の約に従ひ内務、大藏及鐵道の三大臣を主幹とせる財政、税制並に行政の整理準備委員會を設け先づ行政整理に關し専ら調査研究の歩を進めつゝありたるか一面前年來の經濟界の不況は遂に國庫の收入に於ても激減を來たし昭和六年度に於ける國庫の收入減は或は一億圓を超ゆるにあらまやとまで稱せらるゝに至り此儘にして放置せんか來年度豫算編成の上にも著しき支障を生ずる情勢にありたるを以て政府は之か補填策に付考慮の結果五月十六日總理、内務、大藏、鐵道の四大臣協議を遂げ昭和六年度の歳入缺陷の一部を補填する爲め官吏の減俸案を財政整理案と切り離して急遽實行することを決意するに至れり。

(二) 減俸案の内容

而して當時前記四相會議に於て内定せられたる減俸案の大綱として傳へられたるはイ、減俸額、月額に於て百五十万円年額合計一千八百萬圓（一般、特別兩會計全部を含む）これは官吏の俸給總額二億五千萬圓に比し平均率七分二厘の減俸となる、依て之を本年

度に於て最も早く六月一日より實施すれば一千五百萬圓、七月一日より實施することになれば一千三百五十萬圓の節約を爲し得る。

口、減俸を受くる官吏の範圍、奏任文官同相當官以上全部、判任文官同相當官中月俸五十圓以上の俸給を受くるもの、雇員中月額五十圓以上の給料を受くる者の全部に亘る。軍人、司法官も右と同様なること。

ハ、減俸率、高等官々等俸給令、判任官俸給令の各段階に亘り夫々率を定め、雇員其他特別の定めなきものは右の各段階に準じて其の減俸率を定むること。

尚減俸率は最高一割二分、最低二分を標準とすること。

在勤如俸其の他の特別俸は特に減率を高め殊に在勤如俸は一割以上の減額を標準とすること。

にして右の外俸給に類するもの、大削減を行ふ方針にて就中賞與は各官廳に亘り減率を特に高め貴衆兩院議員の歳費及各官廳の機密費をも相當の減額をなし尚各省官吏の定員を現在よりも平均五分の減員を爲す方針にて官吏全員二十三萬四千人中より約二千人を減員することに内定したるもの、如し。

右内定案の一度新聞紙上に發表せらるゝや鐵道省關係職員先づ反對の聲を擧げ同二十日同省及東京鐵道局高等官一同、判任官以下一同は減率案取止めの陳情書を提出し與黨民政

黨内部に於ても亦薄給者の減俸に反對して政府に反省を促すあり、又當時偶々開會中の各府縣警察部長會議に於ても下級警察官の減俸には極力反對の意見を開陳したり、茲に於て政府は此等の情勢を察し同廿日の閣議に於て前記大綱を變更し

行政官、司法官、軍人、教職員等一般官吏減俸の最低位は大體月俸八十圓年俸千圓以上のもの、みに適用しそれ以下の者には適用せず減俸率は上に高く下に低くすること。

とし其の結果警部補以下の警察官は減俸を免れ、中小學校教職員も特別の減俸率を作らず官吏の減俸率を準用することに決定したるに依り當初の案に比し稍緩和せられ下級者の大多數は之か適用を免るゝに至りたり、然れども一度擧げられたる反對の聲は容易に消えず逋信省職員は官吏減俸反對陳情書を提出し鐵道省職員亦再度強硬なる反對陳情書を提出する等寧ろ反對運動は其の範圍を擴大し而かも漸次深刻の度を加へんとする情勢顯著なるものありしを以て政府は諸般の情勢に鑑み同月廿二日閣議に於て三度原案を緩和し月俸百圓以上（九十五圓以下免除）率は最高二割最低五分として之か適用を受くる官吏總数は四萬五千六百三十九人と決定するに至れるも別項記述の如く之か反對運動は益々熾烈を極め司法官は勿論二三の省を除き各省職員は何れも其の反對氣勢を表面化するに至り就中鐵道省關係者の反對氣勢最も鋭く此儘に放置せんか一大不祥事の發を見んとするの形勢を誘致せるを以て鐵道省當局は日夜之か善處の策を講じたる結果同月廿五日夜に至り遂に後述の

如き妥協を見、之に伴ひ他省の運動亦漸次沈滞に歸するに至れり。

之より先民政黨は五月廿一日本部に於て各府縣同黨支部長會議を開催し、官吏の減俸は國家の現状に鑑み喫緊の要務なり政府は一大決心を以て速かに之を断行すべし。

と決議し總裁たる若槻總理大臣亦席上時局の重大なるを説き減俸も亦已むべからざるを暗示する處あり。

(三) 減俸案の實施

斯くて政府は五月廿六日の閣議に於て前後七時間に亘り慎重審議の結果

- 一、減俸率、親任官、奏任官及び判任官四級俸（百圓）以上の範圍に限り最高二割最低五分
- 一、減俸経過規定、判任官俸給に限り特に経過規程を設けて現給の減額緩和を計ること、
- 一、今後の昇給者より改正俸給令を適用すること、即ち緩和規定による減俸額は四級俸三分減（九十七圓）とし三級俸以上順次増率し特別俸に至りて改正俸給令により一割減の百八十圓とす。

一、判事の俸給、判事の減俸は勅令に特例を設け勅令中に「特に減俸に同意せざる者に對しては之を適用することを得ず」との意義を附加し第六十議會に改正法律案を提出すること。

一、年功加俸及指定地加俸も同時に改正すること但し在勤地加俸は別箇に改正す。

一、勅令公布及び施行期、同勅令案は廿七日上奏御裁可を仰ぎ廿八日付官報にて公布し六月一日より施行の豫定。

を決定すると同時に尙左記二項も併せて決定する處あり。

一、恩給に関する経過的救済方法、減俸後の退職者の恩給は現行法に依れば減俸額を基礎とする外なく當然減額せらるゝを以て第六十議會に法律案を提出して恩給額の減額したるだけは七年度に追加支給するの途を講ずること。

一、退職賜金給與に関する件、退職賜金は各省共支給率を現行の規程通り据置くこと、但し退職賜金は改正俸給令を基準とす。

而して翌廿七日付官報號外を以て高等官々等俸給令、判任官俸給令を始めとし神宮司職職員官等俸給令、造幣醫及專賣醫官等等級俸給令、陸軍給與令、海軍給與令、奏任及判任待遇監獄職員給與令其他帝國大學高等官官等俸給令等通計十九件に亘る俸給令、給與令中の改正を公布したるか左に其の主なるもの一二を掲げ参考に資すべし。

一、勅令第九十九號、高等官々等俸給中左ノ通改正ス。

第七條中「一萬二千圓」ヲ「九千六百圓」ニ、「八千圓」ヲ「六千八百圓」ニ、「七千五百圓」ヲ「六千六百圓」ニ、「七千圓」ヲ「六千二百圓」ニ、「六千五百圓」ヲ「五千八百圓」ニ改ム。

第八條中「七十圓」ヲ「六千二百圓」ニ「六千五百圓」ヲ「五千八百圓」ニ「六千圓」ヲ「五千三百五十圓」ニ「五千七百圓」ヲ「五千五百圓」ニ「五千五百圓」ヲ「四千九百二十圓」ニ「五千二百圓」ヲ「四千六百五十圓」ニ「四千八百圓」ヲ「四千三百圓」ニ「四千五百圓」ヲ「四千五十圓」ニ改ム。

第九條第一項中「七百圓」ヲ「六百圓」ニ改ム。

第十七條第二項中「四千五百圓」ヲ「四千五十圓」ニ、同條第八項中「三千八百圓」ヲ「三千四百圓」ニ改ム。

第十九條第一項中「七百圓」ヲ「六百圓」ニ改ム。

別表第一表乃至第五表中「四、五〇〇」ヲ「四、〇五〇」ニ「四、一〇〇」ヲ「三、六六〇」ニ「三、八〇〇」ヲ「三、四〇〇」ニ「三、四〇〇」ヲ「三、〇五〇」ニ「三、一〇〇」ヲ「二、七七〇」ニ「二、八〇〇」ヲ「二、五〇〇」ニ「二、七〇〇」ヲ「二、四二〇」ニ「二、六〇〇」ヲ「二、三三〇」ニ「二、四〇〇」ヲ「二、一五〇」ニ「二、一〇〇」ヲ「二、〇〇〇」ヲ「一、八二〇」ニ「一、八〇〇」ヲ「一、六五〇」ニ「一、六〇〇」ヲ「一、四七〇」ニ「一、四〇〇」ヲ「一、三〇〇」ニ「一、三〇〇」ヲ「一、二〇〇」ニ「一、一〇〇」ヲ「一、一〇〇」ヲ「九七〇」ニ改ム。

附 則

本令ハ昭和六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス。

昭和六年勅令第十二號附則第二項中「七百圓」ヲ「六百圓」ニ改ム。

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年額千二百圓以上ノ俸給ヲ受クルモノハ本令ニ依リ之ニ該當スル俸給（級俸ノ區分アルモノニ付テハ當該順位ノ級俸）ヲ受ケ年額千圓又ハ千圓ノ俸給ヲ受クル者ハ定額ノ改正ニ拘ラス從前ノ俸給ヲ受ク。

本令施行ノ際現ニ本令ニ定ムル定額ニ對當セサル俸給ヲ受クル者ハ其俸給年額千二百圓ヲ超ユルモノニ在リテハ從前ノ之ニ直近スル下級ノ俸給定額ノ例ニ依リ減額シタル俸給ヲ受ケ俸給年額千百三十圓ヲ超ヘ千二百圓ニ滿タサルモノニ在リテハ年額千百三十圓ノ俸給ヲ受ク。

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年功加俸又ハ第十七條第八項ノ増加額ヲ受クル者ハ其ノ十分ノ九ノ年功加俸又ハ増加額ヲ受ク但シ所定ノ最高限ヲ超ユルコトヲ得ス。

前二項ノ規定ニ依リ計算スル俸給金額單位未滿ハ之ヲ單位ニ滿タシム。

第九條第二項、第十七條第二項、第三項及第十九條第二項ノ規定ハ本令施行前ノ在職ニ付テハ從前ノ規定ニ定ムル俸給額ヲ基準トシテ之ヲ適用ス。

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ俸給（年功加俸ヲ含ム）ヲ受クル判事ニ付テハ其ノ意ニ反シテ現ニ受クル額ヲ減スルコトナシ。

勅令第百號、判任官俸給令中左ノ通改正ス

第四條中「二百圓」ヲ「百八十圓」ニ改ム。

別表中「百六十圓」ヲ「百四十五圓」ニ、「百三十五圓」ヲ「百二十五圓」ニ、「百十五圓」ヲ「百十圓」ニ、「百圓」ヲ「九十五圓」ニ改ム。

附 則

本令ハ昭和六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ左表上欄ノ俸給ヲ受クル者ハ各其ノ相當下欄ノ俸給ヲ受ク。

從前ノ俸給（月額）	改正俸給（月額）
二百円以下ニシテ百六十円ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百六十円トノ差額ノ十分ノ九ニ百四十円ヲ加ヘタル額但シ百八十円ヲ超ユルコトヲ得ス。
百六十圓	百四十八圓
百三十五圓	百二十七圓
百十五圓	百十圓
百圓	九十圓

前項ノ規定ニ依リ計算スル俸給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム。

從前ノ規定ニ依ル五級俸以上ノ各級ニ於テ經過シタル在職年數ハ之ヲ改正俸給ノ五級俸以上各級ニ於ケル在職年數ト見做ス。

右減俸案の發表せらるゝや當時偶々開會中の全國町村長會に於ては五月廿六日聲明書並決議事項を發表し翌廿七日更に左記聲明書を發表したり。

聲 明 書

- 一、今回政府の發表せる官吏減俸の程度は頗る徹底的にして國民負擔軽減の實を擧げ得ざるは甚遺憾とす。
- 二、此際速に行政財政の根本的整理を断行し以て國民負擔の徹底的軽減を圖るへし。
- 三、減俸問題に對する一部官吏の態度は國家機關の威信を失墜するの甚しきものと認む政府は宜しく適當の方法を講じ天下の民心をして嚮ふ所を知らしむへし。

右聲明す。

昭和六年五月廿七日

全 國 町 村 長 會

而して政府は更に五月廿九日の閣議に於て各省等に於ける囑託員の給料も左記に依り減額することを決せり。

- 一、現に受くる給料月額（年額の者は月割）百七十圓以上の者に在りては高等文官、百七十圓未滿の者に在りては判任文官の例に依るものとす但し給料月額百七十圓未滿のものとは雖廳内に於て高等官の待遇を受くる者に在りては高等文官の例に依るものとす。
- 二、現に受くる給料月額と同額の俸給を受くる官吏なき場合に於ては直進の俸給を受くる官吏の例に依るものとす、但し直進の俸給を受くる官吏二者ある時は其の少額の俸給を受くる官吏の例に依るものとす。

三、同一官廳にありて二以上の給料を受くる者に在りては其の受くる給料の合計額を標準とし前二項を適用し個々の給料の減少額は現在受くる給料額に比較し案分して之を定む。

斯くて十数日に亘り紛糾を重ねたる減俸問題は在勤加俸減額問題を將來の問題として残したるも兎に角一級落を告げ愈六月一日より之か實施を見るに至れるか、官内省に於ても政府の改正俸給令を標準とし五月三十日付皇室令第一號を以て官内官官等俸給令を改正し同しく六月一日より實施すべき旨公布したり。

今回の減俸實施に依り政府の節約し得る財源は昭和六年度は一般會計に於て五百三十三萬圓餘、特別會計に於て二百九十萬圓餘合計八百二十三萬餘圓にして平年度に於ては一般會計六百四十萬圓餘、特別會計三百四十八萬圓餘合計九百八十八萬圓餘と稱せらる。尙政府は若槻總理大臣の名に於て六月一日付を以て左記訓示を發する處あり。

訓示

内閣訓示號外

各官廳

今般政府は俸給令を改正し本日を以て官吏の俸給を減額せり。顧ふに歐洲の戦亂に基因せる世界經濟の變調歳と共に愈甚しく今や空前の不況を招來し

列國共に此の間に處し異常なる辛酸を嘗めつゝ、全力を集中して局面の轉機を企圖するの狀勢に在り我邦亦同一の苦境を免るゝ能はず官民協力して斯の難局を一轉するか爲最善の計圖を盡くさるゝるべからざるの秋に會す。

是を以て政府は現に諸般の政策を遂行して國家財政の立直しと國民生活の安定との爲に拮据盡瘁する所あらむとし銳意其の事に従ひつゝ、ありと雖刻下の不況は都市町村に亘りて愈深刻を極め其の結果直に國庫の收入に反映するものあるを致し一大英断を以て經費の節減に邁進し以て此の時難に對應するの外なきに至れり。

抑々官吏は一身を捧げて國家の公務に服する者なるを以て深く其の職分の重要なるを自覺し高く矜持するの自信を失はず進んで常に一般國民と苦樂休戚を共にするの覺悟なかるべからず即ち此の經濟上の難局に際せる國民生活の苦痛に對しては其の地位に顧みて何人よりも能く其の實情を了解し必らず之に同情して敢て其の苦惱を分擔するの念殊に切なるものあるべきを疑はず是れ此の如き特殊の時裁に處するの方途として今次官吏の減俸を断行し以て同胞相濟ふの志を遂げしめむとする所以なり。

今夫れ既往の歴史に徴するに我國民の堅忍不拔なる意志と犠牲奉仕の精神とに富めるは夙に世界の驚異する所にして官吏の廉直力行は夙に衆民の儀範たり政府は上下吏僚の皆能く中外の時勢を察し減俸の旨趣を體し其の職責を重んじ其の分度を守り益官紀を振肅

と能率を發揮し愈奉公の誠を傾倒して以て斯難局に善處する所あらむことを望む。

昭和六年六月一日

内閣總理大臣 男爵 若 槻 禮 次 郎

三、減俸反對運動の概況

(一) 官廳に於ける反對運動

(1) 鐵道省に於ける運動

イ、第一期、行政整理準備委員會に於て審議せられたる官吏減俸案は六月上旬に至りて其の實現の氣運益々濃厚なるものあり、而も右減俸案の内容は相當下級の吏員にまで及ぶとの間ありしを以て約二十萬の従業員を有する鐵道部内に於ては早くも動搖の兆ありしが時恰も現業委員會へ鐵道部内に於ける所謂勞働委員會制度への開催期なりしを以て本委員會を通して反對の口火か切らるゝに至れり。

先づ五月十二、十三日に開かれたる東京鐵道局新橋運輸事務所管内第一區現業委員會に於ては

- 一、昇給賞典及諸給典の現行支給率維持
- 二、退職賜金及同手當の現行率維持
- 三、積極的人員整理の反對

等に就いて特に決議し引續き開催せられたる新橋第四區内の他上野、千葉、宇都宮等の各運輸及保線事務所管内に於ける各現業委員會に於ても同様の決議を爲し尚大阪、名古屋、門司、仙臺、札幌等の各現業委員會に於ても亦同様の決議を爲し政府の行政整理に對する反對意思を表明するに至れり。

五月十六日の所謂四相會議（若槻首相、安達内相、江本鐵相、井上藏相）の協議に基き月給五十圓以上の全部の官吏及官業奉給者に對し六月一日より減俸断行の旨新聞紙に報せらるゝや鐵道従業員の反對は急に熾烈となり本省、各鐵道局の内外を通して動搖を起し十八日には上野、新橋兩運輸事務所管内の現業委員有志の非公式會合を並谷驛に於て開催し今後東京地方の現業委員は連日會合を重ねて戦備を整へ急速に全國現業委員會開催の運動を進むることを決議し翌十九日先づ新宿驛に於て東京鐵道局管内全現業委員會の聯合會を開くべきことを申合せたり。

本聯合會は十九日夜開催の豫定なりしが吉田東鐵局長は鐵道従業員の減俸反對運動の激化せんことを憂慮し吉川新橋運輸事務所長をして現業委員代表を招致せしめ本會の開催を一週間延期すべきことを諭示したり、之に依り本會の開催は中止せられたるも減俸反對運動は各鐵道局に飛火し全従業員の結果漸く固きものあり。

一方鐵道部内の高等官及判任官中にも今茲の減俸案に嫌らざる者あり、之等の者は漸次

現業員と相呼應して反對の叫を擧ぐるに至り遂に十九日午後一時半本省各局、課長を除く高等官及判任官の代表等は省内第一會議室に秘密會議を開催し種々協議の結果翌二十日を期し江本鐵道大臣に對し全國二十萬の鐵道職員代表の名の下に官吏減俸中止の陳情書を提出すへきことを決議したり。

二二

政府は減俸反對運動の熾烈なるに顧み二十日午後急に行政整理準備委員會を開催し熟議の結果減俸案の内容を緩和し

- 一、原案の月給五十圓以上を八十圓以上とすること
- 二、雇員、傭人に對しては減俸せざることを決議せり。

然しなから右の案に依るも減俸案の適用を受くべき者の數は驛長以下の現業員のみにても尚約八千名に達するを以て鐵道部内に於ける反對運動は益々擴大強化し逓信省其他の各省に於ても反對運動漸く熾烈ならんとするものあり。即ち鐵道省に於ては前日の會合の決議に基き高等官及判任官代表四十名は二十日正午江本鐵道に會見して減俸反對の陳情書を爲す豫定なりしか鐵道不在の爲め青木次官に會見し鐵道事業の特殊性と現在の待遇の不充分なるとに鑑み減俸計畫を中止せられんことを轉達し次の如き陳情書を提出したるか青木次官は陳情書を大臣に傳ふへきことを受諾すると共に此の際輕率妄動するこ

となき様警しむる所ありたり。

陳 情 書

我々鐵道職員が常に上下一致現業非現業の別なく鐵道の社會的使命の重大なるに鑑み薄給に甘んじ敢々として日夜その職司に精勵せることは閣下の知らるる所にして昭和四年七月鐵道大臣御就任以來閣下は我々の生活状態を諒察せられ教次の訓示中において職員の給與待遇の維持改善に力を劬すべき旨を言明せられたり。然るに最近新聞紙上に傳ふる所によれば政府においては近く官吏の減俸を断行するの意ありといふこれ我々の全く意外とするところなり減俸はさなきだに生活に余裕なき我々の家計にはほとんど死活の影響を與ふるものなることはその曰常の生活が實證する所にして殊に傳へ聞くが如く現業非現業に分ち差別を設くるものとせばこれは鐵道業務が本省鐵道局事務所及び現場が渾然一體をなして遂行せらるゝの實情にもとり又縱令雇傭人は除外するとも我國有鐵道の中堅たる多數判任官及びそれ以上の減俸を行へば直に能率の著しき低下を招來すべく鐵道の傳統的精神にも反するものといふべし加之減俸は延ては退職賜金減額の問題にも及すべくこの點に關してもわれわれは危惧の念を禁する能はずよつて閣下におかれてはこの際これ等事情御賢察の上減俸の儀即時取やめのことにと取計はるゝと同時に併て遂に退職賜金確保の方策を樹てられ我々をして安んじて業務に精勵するを得しめられんこと

二三

を懇願す、右陳情す。

右の本省及東鐵管内の高等官、判任官の陳情書提出に引續き二十日夜大阪鐵道局管内の局長を除く高等官、判任官一同の減俸取止方の陳情書の提出あり其の他各鐵道局管内よりの陳情書又は懇請電報の發送頻なるものあり。

而して本省及東鐵管内の高等官及判任官等は右の陳情書の提出を以て満足せず二十一日午後七時半代表二名より左の再陳情書を青木次官の許に提出し江木鐵相に傳達方を要請したり、同次官は右の代表との會見後鐵道省首脳部を次官室に招致して急迫せる事態につき善後策を協議すると共に同九時半鐵相を青山の私邸に訪問して右の再陳情書を手交したり。

再陳情書

薄給の勤勞所得者が如何に生活に困難を感じ居れるかは内閣統計局の官公吏家計状態調査において月収二百圓未満の者が勤勞所得を以てしてはその實支出を償ふ能はずといふによりても明なるべし傳へ聞く所によれば閣下は減俸はちりめんを着物を節約するか如きことによりて容易に忍び得るに非ずやとの言を述べられたりといふも我々は到底かゝる余裕ある生活をなせるものに非ず、これによつて我々が直に生活上死活の問題に當面することは言をまたさる所なり、退職賜金に關しては年毎にその減額が云為せられ本年度

も亦既に二ヶ月にしていまだその決定を見ざるは我々の甚だ遺憾とする所なり、鐵道職員は日常危険繁雜の業務に服し又その勤務は晝夜を分たすために心身を勞すること甚しくその死亡年齢の低きことは統計の示す所なり、よつて速にこれを永久に確保するの方策を樹て以て我々の不安を除かれんことを切望してやまず、閣下はさきに訓示して我々の給與待遇の維持向上に勉むることを公約せられ殊に俸給給料費與金及び退職賜金等の維持を断言せられたることは今尚我々の耳に新にして我々は從來深くこの言に信頼し來りたり、閣下幸に前言を忘れらるゝことなくは速に我々の表情を酌み減俸又はこれに代るべき賞與金の減額を行はずかつ退職賜金を確保する旨を言明して大臣の言の權威あることを知らしめ以て我々をしてそのとに安んずるを得しめられんことを切願す、右重ねて陳情す。

鐵道省及び東京鐵道局高等官一同（課長以上を除く）同上判任官以下一同

口、第二期、政府は減俸問題に關する四圍の情勢に鑑み五月二十二日の閣議に於ては更に原案を緩和し

- 一、減俸適用の最低俸給を月俸百圓以上とすること。
- 二、減俸率は最低五分より最高二割とすること
- 三、六月一日より断行すること

等の申合せを爲したり、之に依り内務省関係の巡查、巡查部長、警部補等と共に鐵道省関係の雇員、傭入等も減俸案の範圍より除外せらるゝこと、なりたるも尚鐵道従業員としては減俸問題と關係して退職賜金問題、人員整理の問題等残されたる重要問題あり、又下級従業員は此の緩和案に依り減俸案より除外せらるゝとするも情誼上高級者の反對運動を見捨てる能はざるものあり、更に又從來の運動の行懸り上勢の激する所急に鎮靜に歸すべくも非ず閣議決定の新聞號外等に依り運動は却つて昂奮状態に入り即日直に田端鐵道集會所に東京鐵道局全部の現業委員緊急會議を開催し反對決議を直接江木鐵相に提出する爲に代表二百数十名は本省に押し懸けたり。

代表一同は午後二時より江木鐵相と會見し委員は減俸案には絶対反對なるを以て此の旨閣議に報告せられたりと述べ鐵相は諸君の意の在る所は閣議に傳ふべき旨答へ尚退職賜金につきましては本年度も從來通りとし、人員整理につきましては自然淘汰に待つべき旨を述べたり。

斯くて代表委員等は鐵相との會見後三時半より省内會議室に於て秘密會を開き減俸反對の實行方法を協議したる結果本省及地方局とも聯絡を取り二十四日午後一時新宿車掌所樓上に全國鐵道現業員大會を開催することに決定し之に依つて減俸反對の目的を貫徹し併せて退職賜金の永久性を確立することに直進すべきことを申合せたり。

一方江木鐵相は右の代表委員等との會見後吉田東鐵局長を招致し東鐵管内現業委員等の直接陳情につき種々事情を聴取し對策を協議したるが會議室に陳取りたる東鐵現業委員等は午後八時代表十数名を選び再度江木鐵相に會見を申込みたるを以て鐵相は特に現業委員一同に對して直接に諒解を得へしとて青木次官以下を從へて委員と會見し現在の國家財政の難局に處するには官吏減俸の止むを得ざる所以を屢々一時間余に亘つて説示したるか之に對し現業委員代表は鐵相の言は諒とするも自分等は尙減俸には絶対反對なる旨言明したり。

之より先江木鐵相は同日午後五時より本省及東鐵の高等官及判任官代表と會見し二時間半に亘つて懇々と苦衷を披瀝し切に職員等の諒解に努むる所ありたるが職員等は遂に減俸反對の意思を凝すに至らざりしが如し。

二十二日減俸案閣議決定の旨新聞号外等に依り全國に報導せらるゝや各鐵道局従業員に對し多大の衝動を與へたるもの、如く大阪鐵道局に於ては同日午後四時局課長を除く高等官、判任官代表約三十名局内會議室に集合し減俸案の決定せられたるに對し遺憾の意を表すると共に撤回方の電報を發送したり、一方現業員等の動搖も亦甚しく聯合委員等は局長に對し臨時現業委員會開催方を申出でたるも容れられず委員濱田滿太郎外八名は時局を收拾し得ざることを理由として辭意を表したるか局長より慰撫せられ辭任を思止

まりたり、然しなから右濱田満太郎外二十四名の現業委員は直接鐵道大臣に陳情する爲め二十二日夜東上したり、減俸案に對する鐵道部内の反對運動は二十三日朝來愈々切迫し遂に本省及東鐵管内の全職員大會を開催して結束を固むるに至れり。先づ本省に於ける全職員大會は午後零時別館大會議室に於て、高等官、判任官、雇員、傭人等約二千入集合して開會し座長選舉の後代表者より二十二日江木鐵桐との會見の顛末を報告し直に次の如き決議を満場一致可決實行方法は委員に一任することとし零時三十分散會せり。又東京鐵道局に於ても同じく正午より九ノ内鐵道クラブに全職員集合本省と呼應して同一の決議を可決し目的の貫徹に努むることとせり。

決 議

一、財政難局打開のため處すへき途としては他に税制の改正等合理的にして有効なる方策あるに拘らず何故に官吏の生活權を脅かしてまで増税に等しくしかも捻出額僅少なる減俸を率先断行するや、に關する積極的にかつ適確なる理由甚だ不明にして庶未も我々を諒承せしむるに足らず、かつ歳入欠陥補填のため將來減俸に限らずその他の給與に關してもいつ減額せらるゝやも計られずとの危惧の念を禁する能はずこの事は今般減俸の厄を免るべき者といへども同様なり。

二、國有鐵道の業務とその職員との關係の特異性を認識すと断言せらるゝに拘らず、減俸は大勢上やむを得ずとなしかつ退職賜金の永久的確保困難なりとせらるゝにおいては閣下の認むる國有鐵道職員の特異性を如何にして我々に反映せしめらるゝや

三、從來教次の御訓示において聲明せられたる給與待遇の維持改善か今回の減俸により適確なる理由なく一擧にして打破せらるゝとせば今次以降の閣下の御聲明は如何なる程度に信頼すへきものなりや

等に関しても一同閣下の誠意について疑惑の念を深うするに至り到底安んじてその業務に精勵すること能はざるを以て國有鐵道の傳統にもとり信頼すへき閣下の聲明を破る減俸案は速に撤回せられ併せて諸給與を確保しかつ積極的人員整理を行はざる旨更めて權威ある言明をせられんことを希ふことに衆議一決せり。

昭和六年五月二十三日

鐵道省及東京鐵道局高等官一同(課長以上を除く)同上判任官以下一同
 從來鐵道省の局課長は示餘の高等官並に判任官其他現業員等の反對運動に對して靜觀的態度を執り事態の推移を注視しつゝありしか部下の運動の白熱化するに伴ひ最早靜觀的態度を許さるものあり、因つて二十三日午後二時より緊急局課長會議を省肉食堂に開き對策を講じたるか鐵道部内に於ける現在の激化せる状態は到底局課長の力を以ては收拾すへからざること明白なるを以て各自は責任上其の地位に妥如たることを得ずとし

一同總辭職の決意をなしたるか如きも此の際局課長會議に於て何等かの決議をなすことは明日の現業員大會の空氣を刺激する虞あるを以て之を差控へ同五時斷く散會せり。大阪鐵道局に於ても二十三日午前十時より局内高等官、判任官代表等約四十名集合し對策協議の結果、(一)本省の運動に合流すること、(四)代表委員四名を上京せしむること等を決定し代表委員等は同夜東上せり。又大鐵管内主要驛長約三十名は同日午後三時より大阪驛長室に會合し満場一致減俸反對を可決し在京中の現業員に對し運動資金三百圓を送付することを決議し直に之を送付せり。尚二十三日夜大鐵管内の現業委員六十六名は二十四日の現業委員大會に出席の爲め上京したり。其の他の鐵道局に於ても各々職員並に現業員會議を開き代表委員を選びて續々上京せしめたり。

斯くて全國鐵道從業員の結束愈々固く二十四日午後一時より鐵道省第一會議室に於て全國現業委員大會を開催するに至れり。全國現業委員の參集するもの一千名に及び定刻前には傍聴者を併せて三千名を超ゆるに至りしを以て省内食堂を第二會場として一齊に開會せり。第一會場に於ては司會者より今日までの運動の經過を報告したる上

- (一) 皇室に關すること
- (二) 組合結成に關すること
- (三) 政治に關係せざること
- (四) 罷業を爲すへからざること

(五) 思想的内容を排除すること (六) 外部の運動に對して盲動せざること
等に就き告示し議長推挙の後各鐵道局の代表委員交々立つて減俸反對の演説を爲し満場一致次の如き決議を可決し會議を休憩し實行委員五名は直に鐵相官邸に赴き午後四時十分江本鐵相と會見し大會の決議文を手交したる上大會の模様を報告して現業員の立場を縷述し尙鐵相の現業委員大會に出席方を希望して同三十分會見を終れり。實行委員等は鐵相との會見後鐵道省に引上げて午後五時より會議を再開し鐵相との會見の状況を報告し尙東鐵側より九名、各局より各一名の委員を選定し今後の對策に就き更に協議を遂げたる後午後九時散會せり。

全國現業委員大會決議

本委員會は左の事項を決議す

- 一、減俸並に諸給與削減絶對反對
- 二、退職賜金並に同手當金永久制度確立
- 三、自然淘汰に因らざる人員整理絶對反對

八、第三期、鐵道部内に於ける減俸反對運動は二十四日の全國現業委員大會の開催と共に益々險惡の傾向あり次第に危機を孕み來りたるを以て遂に同日深更本省及東鐵の各局課長は夫々辞表を取纏めたりと傳へられ此の風評は直に全國に報せられたる爲め二十五日

朝に至り各鐵道局共高等官以下全職員一齊に辞表を取纏め同日正午を期し總辞職の手續を執れり、各鐵道局より此の旨本省に電達すると共に中山大阪鐵道局長の如きは自ら同局課長以上の辞表を取纏め同日午後一時燕号にて急遽東上せり、

事態急迫を告げたるを見て青木次官は二十五日午前十時半江本鐵相を私邸に訪問し刻下の情勢を詳細に報告すると共に改めて局面打開策につき鐵相の考慮を求めたるが鐵相は最早此の上は減俸案に関する限り考慮の餘地なき旨を述べ唯一應登聽して各局長とも會見したる上改めて意見を交換して善後策を講ずべき旨を傳へたり。

鐵道有に於ける江本鐵相と局長との會見に於ては江本鐵相は減俸計畫の中止し難き旨を述べ局長側よりは減俸案の延期又は改案方に関し提議したるも兩者の意見一致を見るに至らず事實上決裂の形を示して午後一時五十分會見を終れり。

各局長等は更に午後二時二十分より局長會議を開き今後の對策につき鳩首協議する所ありたるが一方江本鐵相は事態の重大性に鑑み局面打開策に苦心し慎重熟慮の結果午後五時大槻文書課長及伊庭現業調査課長を通じて各局長に對し減俸断行の交換條件として

- 一、諸給與手當は減額せざることを
- 一、退職賜金の永久性を確認すること
- 一、自然減員に因らざる積極的人員整理を行はざること

の三條件を提示したり、此の妥協案の提示を受けたる局長は直に會議を開き本案を一

先づ十四名の特別委員會に附議したるか議論百出して容易に意見の一致を見ず未決の儘休憩し同八時十五分再度局長全體會議を開きたる結果今一應鐵相の意向を正式に確むる必要ありとして局長代表者は午後九時十五分より同十一時五分まで鐵相と懇談を遂げたる所鐵相は右の三点に就きては政府に於ても充分考慮して其の實現を期すべきを以て自己を信賴して委せられたき旨述べたるを以て各局長代表も時局の重大性に顧み遂に右の交換條件を承認することとなり直に局長會議に報告すると共に之を現業方面にも報告したる所現業員側にも於ても異論なきには非ざりしも大體に於て之を承認せり。斯くて政府對鐵道従業員の交渉は茲に妥協成立し著しく社會の耳目を惹きたる鐵道の危機も漸く轉回を見るに至れり。

國有鐵道空前の危機を孕みたる鐵道部内の減俸反對運動も二十五日夜の江本鐵相の妥協案の成立に依り危く危機を脱したるを以て二十六日の閣議に於ては減俸案の最後の決定を爲し唯判任官の最低百圓の減俸率五分なりしを經過規定を設けて三分に緩和して六月一日より断行することとし尚鐵道者退職賜金永久性の確立につき申合をなせり。

江本鐵相の妥協案に對しては全國現業委員統制本部委員は一先づ之を承認したるも現業委員中には此の態度軟化を憤激する者少からず此の報に接したる各分宿所に合宿中の一干名の現業委員は二十六日早曉續々田端の鐵道クラブに集合し統制委員排撃の聲を放ち

直に大會を開きて左の如き聲明書を議決し更に午前十時現業委員並に従業員を併せて三千餘名鐵道省に押寄せ第一會議室を占領して委員大會を開催すると同時に江木鐵相に右の聲明書を手交すること、せり。

聲明書

本委員等はさきに全従業員の總意を纏い

- 一、減俸及び諸給與削減絶対反對
- 一、退職賜金、同手當金の現行率永久制度の確立
- 一、自然整理によらざる人員整理絶対反對

の三項目を決議し閣下の善處を期待せり、以來本委員等は極めて合理的合法的方法と秩序とをもつて全従業員の輕擧を戒め相自重してこれか解決の善處を待つといへども未だ何等の誠意に接する能はざるを遺憾とす、今や本問題に對し全従業員の危懼不安その極に達す、閣下にして今直に最善最後の誠意を示すところなくんば時局の推移するところ事態は或ひは收拾し得へからざるおそれなきやを憂ふ、本委員達は職責を鑑み今一度全員の決議により前記三項目に對する解決を閣下の誠意に訴へんとす。

國有鐵道現業委員會全國委員一同

右の如く妥協案成立後に於ても鐵道部内の情勢は猶混沌たる状態なりしか各局課長以下運輸事務所長、驛長其の他現業員の幹部等は極力部下の説得慰撫に努めたるを以て大勢は次第に鎮靜に歸したるも尚二十六日夜より二十七日朝に懸て多大の不安を藏し此の間全協（日本労働組合全國協議會）系左翼分子等の活躍頻なるものあり或は各種の過激なるピラ（後述労働團體の運動條下参照）を散布して激を飛はし或は總罷業に出つへしとするか如き指令を發したるか如く物情騒然たるものありしも鐵道當局の努力と警察當局の機宜の取締とに依り幸に事無く二十七日始發電車より平常通り完全に運轉するを得たり、尚二十六日午後十一時半東京市外池袋鐵道教習所第[?]宿舎に止宿中なりし大阪鐵道局現業員代表大阪改良事務所技術部員都守信三は同所に於て小刀を以て割腹自殺を圖りたるが其の原因は減俸反對運動の目的を達成する能はざりし自責の念よりとせられ又本着結城運轉課長も減俸問題に憤慨して辞表を提出したりと傳へられたり、鐵道部内に於ける減俸反對運動は二十七日朝に至り全く平靜に歸したるを以て全國より参集し居たる現業委員代表等は各宿所に於て解散式を擧げ夫々任地に引上げたり、東鐵第一區現業員等は解散に當つて次の如き聲明書を發表せり、

聲明書

- 一、減俸諸給與問題に關し鐵道に關する限り我々の目的は達成せり。
- 一、退職賜金並に同手當金の永久性確保の問題は目的を達成せり。

一、人為的人員整理問題は積極的に整理を行はざること決定せられたり。
右三問題につき我々の目的は達成せるため東鐵第一區現業委員一同は東京驛集會所を解散す。

三六

尚各局課員の手許に保管中なりし全職員の辞表は夫々各自に返還せられたるか鐵道省内に於ける高等官、判任官等は減俸問題に関し世間を憂慮せしめたるを遺憾とし陳謝の意を表すため二十七日午後次の如き聲明書を發表せり。

聲明書

我々は今次の減俸計畫は其の誤れるの甚しきを認識して之が撤回を乞ひ又國有鐵道業務の特異性に基き多年支給せられたる退職賜金の恒久性を確立し併せて積極的人員整理を行はざるの方針を樹てられんことを切望（中略）五月二十日以來鐵道大臣に對し救次に亘り之が實現に付誠意ある考慮を促し全國有鐵道従業員齊しく之を熱望するに至れり（中略）固より我々は今尚依然として減俸案に反對なりと雖も當初新聞紙上に報道せられたる原案に比しその範圍減縮せられたるのみならず給與待遇に関し國有鐵道の特異性を反映實現せられたる今日徒らに所期の目的貫徹に邁進するに於ては延ては國有鐵道運輸に支障を及ぼすことなきを保し難きを以て國有鐵道職員として其の重大なる使命に顧み自制自重以て茲に閣議及び省議決定の大綱を認容し一切今次の行動を打切ること、なせり

（中略）苟も社會の公僕として世間を憂慮せしむるに至りたることに對し之を陳謝す。

昭和六年五月二十七日

鐵道省高等官及判任官代表

減俸案實施後に於ける鐵道部内に於ける動靜として特記すべき程のものは無きも唯今茲の運動の實情に照し現業委員の全國的の合議機關の存在なきことを遺憾とする者多く中央現業委員會設置の要望次第に起るに至れり、減俸問題後最初の東京鐵道局管内聯合現業委員會は六月二十三、四の兩日神奈川縣逗子町「海ノ家」に於て現業委員其の他百餘名出席の下に開催せられたるか緊急動議として左の五案を提出し異議なく可決確定せり。

- 一、俸給以外の諸給與を低下せざること
- 二、退職賜金並に月手當を永久性に確立すること
- 三、勤績者退職の場合特別表彰方法制度を設置すること
- 四、特に積極的人員整理を行はざること
- 五、判任官給與待遇に関する意思疏通の機關を設置すること

次いで今回の重大案として注目せられたる全國従業員結成の機關設置案として

- 一、中央現業委員會を設置せられたし但構成方法は聯合會委員より選出し委員数は百名とすること

を可決せり。

三七

(2) 逓信省に於ける運動

政府に於て減俸實行の意圖あること明瞭となるや鐵道省の現業委員會先づ立ちて減俸反對の叫びを擧げ此の運動は潮の如き勢を以て鐵道全省を打つて一丸とする減俸反對の運動と化したるか此の運動は直ちに鐵道省と等しく同じく多數の現業員を有する逓信省に波及するに至れり。

今逓信省所屬職員に付て見るに勅委任官六三一名、判任官及判任待遇通信手三八一九一名（内女二二五〇名）、郵便取扱所長四四九名、雇員九四、三四一名（内女四八、三二四）、傭人七七、四五九名（内女一、八〇四名）、合計二一、〇九一名（内女五、三七八名）なり。此内殆んど現業的労働に従事する雇傭人の合計は一七、一八二〇名の多きに達し逓信省全職員の八〇％の大多數を占む。而して之等の現業員を主として労働組合及其の類似の組合を組織せるものに逓友同志會（日本労働總同盟所屬）及逓信従業員會（聯合會）あり。

日本労働總同盟所屬の逓友同志會は大正十四年九月東京地方の各郵便局の集配人等通信従業員約五百五十名位を以て赤松克磨を會長として組織せるものなるか其の後東京、名古屋、京都、廣島等の各地に漸次組合員を獲得し現在組合員數約一、八〇〇名を有す。

逓信従業員會（聯合會）は大正十五年一月二十日の逓信大臣公達に準據して組織せられたるものにして部内の局課を中心として主事級以上の者を除き、従業員の共同福利の増

進、親睦、修養、業務の改善等を目的として組織せられたるものなり。而して現在其の數は約八十、會員數一万二、三千名を有するもの、如し。而して従業員會は各單獨組織にして聯合會の組織を拒否されつゝ、あるも事實は逓信従業員會聯合會等の名の下に其の一部は聯合運動を試みつゝあり。而して逓信従業員會は初の専ら修養共濟等の事業を中心として、御用組合的性質を有せしものにして逓友同志會には對立的存在なりしも近時逓信従業員の生活の向上、福祉の増進、通信事業の徹底的改善等に着眼努力し着しく労働組合化せるものなり。

斯くて逓信省内に第一に反對運動の氣勢を擧げたるは逓信従業員會聯合會なりき。即ち東京横濱市内の一、二等郵便局十六局代表廿四五名の者は五月十九日午前十一時四十分頃より東京市神田區錦町松本亭に於て減俸問題に付協議の結果政府に於て計畫中の減俸案に付て絶對反對の意思を表明することゝし實行方法として各新聞社、政黨本部、全國従業員會に對し減俸反對の聲明書を發表する一方反對決議文を東京逓信局長及逓信大臣に提出陳情することゝし同日附次の如き聲明書を發表して逓信省内反對運動の第一聲を擧げたり。

聲 明 書

曩に我等通信従業員は猛烈なる反對運動を押し切つて人件費三分減を断行した政府は再び歳入減補填を理由として我等通信現業員の給料減額を断行せんとしつゝある國家の動

賑たる通信事務に携はる我等従業員の待遇は他に比して甚だ低率なるものとして我が聯合會本部は給料並に手當増額及昇給率の維持等我等の最も痛烈なる叫びとして裁會ある毎に之を要求したるか我等のかゝる要求は一切省かれ人件費の三分減の断行手當の減額昇給の停止によりて我等の待遇は低下しつゝある現状にも関せず政府は通信事業によりて一ヶ年八千萬圓以上は利益を得つゝあり之を待遇改善費に用ひずして人件費削減に依る努力の過重を強制し重ねて我等現業員の給料を減額せんとするは我等を以て益々生活苦圈内に投せんとするものなり斯る結果は今後に於て通信事業の能率を低下し従業員の思想を悪化せしむるものである故に吾等は此所に我等現業員の給料減額に絶對反對を表明すると共に政府當局の猛省を促さんとするものである。

五月十九日

通信従業員聯合會本部

右の決議に基き従業員會代表者綿貫由三郎外十八名は翌日午前十一時東京逓信局長を訪問局長に會見し理事會の決議文を手交し今回政府に於て立案中の減俸問題は未だ發表に至らざるも現下の窮狀より更に減給することは餘りに現業員の生活を無視したるものにして能率の低下となるのみならず思想的に及ぼす影響も尠なからざるべきを以て此際中止せらるゝやう盡力せられ度と陳情したるに局長は現業員の減給に對しては充分考慮すべしとの回答を與へたるを以て平穩裡に退出し午後二時逓信大臣に面會を求めたるも不在の爲め今井田次官に面會し決議文を提出し減給反對の陳情を爲したるに次官は諸君は新聞を信じて減給反對の決議をせられたるものと思ふも未だ確定的のものに非ざるを以て明言し難きも實現の模様ある場合は相當善處すべきを以て輕率妄動を避けらるべしと答へたるを以て同三時退出せり。

省内の判任官高等官等に於ては一昨年の減俸案實施の聲ありたる時も相當反對の聲ありたるが今回は更に廣範圍に亘る減俸案實施の狀勢に在り、同省には現業事務に従事する判任官もあり他省に比し反對氣運濃厚なりしか廿日午後には省內判任官の一部を以て組織する土曜會を中心として反對運動が進められ一方局課長を除く高等官に於ても奇々減俸に對する態度に付協議中なりしか減俸の不當不徹底と部下判任官の反對運動の援助と云ふか如き意味合より両者は共同して運動を進むることとなり翌廿一日午後一時頃本省內各局事務官技師判任官技手等約二百名集合減俸對策に付協議の結果政府の減俸計畫は不當なるを以てこの際一致結束して其の不當を上司に訴へ計畫を中止せしむべしと謂ふことに意見一致を見本省電務局與村事務官外教名を實行委員に擧げ秘書課長を通じて大臣に減俸案撤回の陳情を爲したるか其の陳情書の内容次の如し。

陳情書

我等官吏は經濟界の好況と物價暴騰の時代においてもその公共的使命と地位の安定とに

鑑み増俸運動を起さず忍忍自重生活苦を克服して國勢に盡力し來り世人漸く官吏の慘めなる生活に思を致すに到れり政府も亦増俸の要を認め俸給令を改正したるはいまだ記憶に新しき所なりその後物價は漸次下落し來れりと雖も社會の生活程度の向上は一層大となり現在の俸給によりては漸く官吏として最小限度の体面を保つての生活を嘗め得るに止まり決して贅費に充つへき余裕ありといひ難く閣下御就任以來絶えず従業員待遇改善の急務を提唱せらるゝを聞いて將來の改善を期待し來れる所なり然るに今回物價下落せりとこの理由を以て減俸の計畫あるやに聞き及ひたるは全く意外とする處なり恐らくは下情に通せざる人士の一片の空論なるへしと想像すといへども、もしこの暴擧にして實現せられんか官吏の生活は頗る不安定となり勤務思想に及ぼす影響甚大なるものあるを疑はすことに公共事業を自ら掌り又は監督する逓信省官吏において、その生活權に不安を痛感し職務精神に動搖を見るに及びては國家のため憂慮すへき所なり殊に從來とても俸給經理困難のため昇給も遅れ勝にて一級を昇るに少くも数年を要する現在において更に俸給を減額することは將來に對しても希望を失はしめ官吏の士氣をそ衰する事頗る大なるものあるへしよつてこゝに下記の者一同伏して官吏生活の實情に對する深き御洞察と御同情とを懇願し減俸の計畫に出づることなきを待望してやまざる次第なり。

逓友同志會に於ても其の代表数名は廿日午後大臣不在の爲今井田次官に面會し減俸反對の陳情を爲したるか二十二日の午後七時より東京市芝區の日本労働總同盟本部に於て執行委員會を開催し減俸反對の聲明書を發表他官廳従業員との共同闘争を提唱すること、廿四日午後六時より逓信従業員大會を開催すること等を決議し同日次の如き聲明書を發する一方運動の展開に關し大要次の如き指令を各支部長に發したり。

聲 明 書

政府は再び官吏減俸の方針を決定したと傳へらるゝか此の不景氣による豫算破綻の性質を國家行政に勤務する勤勞階級に轉嫁せんとするものである。さなきに財政緊縮行政整理等によつて從來従業員の失業収入低下を見つゝある今日更に減俸を断行せんとするは勤勞階級の生活權を蹂躪するものと云はねはならぬ。

我等は官吏減俸はやがて雇員雇入の減俸の前提をなすものなるか故に逓信部内下級従業員の生活權擁護のため此の暴擧に對し絶對反對を聲明するものである。我等は政府にして官吏減俸を断行せんとするならば之を委任官以上に實施し断じて判任官級に及ぼさず然も財政補填の道は勤勞階級の犠牲にあらざる他の方法を以てすへきことを要求する我が逓友同志會は今日尙政府の誤れる豫算緊縮行政整理等に對し果敢なる抗争を行ひ來たのである我等は此の飽食生活權侵害の暴擧に對し更に一層の決意を以て戦つてゐる。

減俸問題に關する指令

(1) 減俸問題に關する見解

- (一) 官吏減俸問題は雇員傭人等に對する減員減給の前提であり
 - (二) 該手當の減額待遇の低下を求す事明である
 - (三) 吾等は委任官以上の階級に對する累進高率減俸は一應認めらるが
 - (四) 薄給者にして而も事業の前線に立つ判任官以下に及ぼす事は絶對反對
 - (五) 而も事業の最前線に立つ従業員の減員行政整理等に依り勞務加重を強ひられ來た雇員人の減員減給待遇低下絶對反對（以下五項省略）
- (2) 減俸案に對する對策
- (一) 聲明書を發表する事
 - (二) 減俸反對逓信従業員大會を開催すること

中 略

(4) 減俸反對スローガン

- (一) 判任官以下の減俸絶對反對!!
- (二) 政府の失政に依る犠牲を下級従業員に轉嫁する減俸絶對反對!!
- (三) 財政補填の財源を資本家地主に出させろ!!

(四) 全下級従業員は團結して此の暴案を粉碎せよ!!

逓信従業員會聯合會に於ては同二十二日午後七時より東京市神田區松本亭に於て第二回理事會を開催したるか出席者は理事長今井長吉外三十六名にて協議に入り（イ）逓友同志會の共同闘争申込に關しては従業員會は逓友同志會と指導精神を異にせるを以て獨白の運動を為すへしとする意見多く結局逓友同志會に對しては議論纏らざる為共同闘争不可能なる意味の回答を為すこと、し（ロ）反對闘争方法に關しては廿四日午後反對演説會を開催すること減俸反對意見書を大臣に提出すること、し實行委員は次の意見書を持参し廿三日大臣に面會提出すること、せり、

意 見 書

今回政府の断行せんとする減俸案に對し我等逓信従業員の意向は去る五月十九日付の決議案の通りにして今や全國的に減俸反對の氣勢爲に擴大しつゝあり爲めに不安の氣漲り其の影響する所甚大にして事實能率上其の思想的に憂慮に堪へず此處に再び意見書を提出するものなり。我々逓信従業員の從來社會的不遇裡にあり如何に生活に墮ひつゝあるかは輿論の等しく認むる所にして着くに冗費なく節するに無駄なき状況なり。現内閣成立以來昇給の停止又は遷延諸給の減額を餘儀なくされ其の額は物價下落率の比にあらず爲めに我等従業員の生活は益々深刻化し家族の扶養困難を來しつゝある現状に

あり然るに當局は我選信事業の特異性を省みず毎度の行政整理に巻添へせらるゝは特殊的位置にある事業のため甚だ遺憾至極なりかゝる結果國家の動脈なる選信事業に携はる我等は安んじて重大なる事業を遂行する能はず、幸に閣下は下情に通し人情に厚しと聞く尚御就任に従業員の待遇改善の急務を聲明したる事は耳新なり。宣敷表等の微表を賢察され我等従業員の死活岐路にある減俸の儀取止む様御同情あらん事を懇願するものなり。

五月二十二日

選信従業員會聯合本部

前日の理事會の決定に基き實行委員綿貫由三郎外二十三名は廿三日午後一時十五分今井田選信次官に面會し前日理事會に於て決議せる前記意見書を提出し綿貫より

減俸實施の時期、最低百圓に限定したる根拠、減俸以外方策なきや、農村救済の爲と稱するか如何、政黨の爲に官吏の減俸を利用するは如何、吾々に身分保證を與ふるや否や等を質問せるに次官は減俸實施期は不明、百圓に限定したるは閣議の結果なるを以て確答を避ける、減俸以外の方策に就ては内閣の方針なるを以て確答し難きも選信有は經費節約の餘地なし、農村救済云々は不明、政黨の爲の減俸云々に就ては役人を減俸しても選挙に勝てるものてなく身分の保證に就ては諸君は或る程度返保證せられて居るものと思ふと答へたるに代表は限定せられたる百圓は當分の問題にして次に來るべきは吾々の減給となるべきを以て現業員を除外する様盡力せられたしと述へ午後二時四十分頃退出せり。

選信省事務官技師 判任官に於ても廿三日午前十時頃より有内會議室に於て二百名位集合對策協議の結果反對運動に付現業員側より共同戦線の申込あるも其の立場は自ら異なるものあるを以て飽迄獨自の立場に於て運動を進むることとなり當日は選信大臣も歸京の事となり居るを以て實行委員は直接大臣に面會し再陳情を為すこととせり。

枋木縣小山町に新設せられたる日本無線小山送信所の開所式に出席せる小泉選信大臣は同日午後歸京するや持構へたる高等官判任官の代表は五時頃大臣に面會次の如き決議文及再陳情書を提出減俸撤回の要求を為したるに對し大臣は先日の閣議に於て範圍を百圓以下に及ぼさる旨の申合せを為したるのみにて其の時期其他の細目に付ては不明にして又撤回を迫らるゝも閣議全体の議か纏らざる限り回答困難なりとて積極的意見を吐露せざりき。

決 議

- 一 政府は官吏の減俸實施に先立ち國家財政整理の具體的方針の大綱を定むること。
- 一 政府は社會政策的方針に基き税制の根本的改革を斷行すること。
- 一 人員の積極的整理を行はざること。

右三項目の實行を豫め天下に聲明するに非ざれば今回の減俸案には絶対に反對す。

再 陳 情 書

我等官吏の質生活及び減俸に因り精神上及物質上の影響については先に秘書課長を通じ

大臣閣下に御諒解を求め閣下も亦我等の苦衷を十分御洞察せられたるものと解するも昨日の閣議において減俸の方針は遂に確定されたる趣なり固より小職等は財政困難に對し應分の負擔はこれをしむものに非ずといへとも右は官吏の地位を不安に陥れ延いては官界全般の意氣を沮喪せしめ綱紀し緩の悔を將來に残すの憂なしとせずよつてこの際閣下係官吏一同は別紙の通り決議致したるについてはその趣旨實現方重ねて御高配相煩度右陳情す。

次て東京横濱市の一、二等郵便局代表者二名亦大臣に面會して郵便局長の立場より部下統制上減俸案撤回の陳情をなしたるか午後六時十分頃より逓信従業員會聯合會實行委員一同は大臣に面會綿貫由三郎等より今回の減俸案は來るべき府縣會議員選舉に際し地方農民に迎合せらるゝものと信するか萬一減俸を断行せらるゝことある場合如何なる事態の發生するやも難計を以て之に對する對策ありやと質したるに大臣は諸君の意思は充分諒とするも現在我國の財政状態は諸君の御承知の通りなるか自分も信する處に向つて閣議に於て充分被証する考へなりと述べたるに代表等は充分の考慮を煩し度と述べ七時半退出せり。

尚二十三日前十一時頃東京逓信局内有志を以て反對運動の打合せを行ひつゝありたるか午後零時四十分頃より工務課屋上に於て局内判任官以上約三百人集合減俸反對陳情書を満場一致可決し之を逓信大臣に陳情することゝし實行委員は同日直ちに逓信局長に面會反對陳情書を大臣に進達方を依頼せり。

陳情書

逓信大臣小泉又次郎閣下

閣下は夙に下情に通せらる御就任以來常に従業員の待遇改善を提唱せられつゝあるを聞き將來の改善を期待し來れる所今回物價異教の低下落を理由として官吏減俸の廟議あるやに反聞せらるも閣下の依氣は必然之れか阻止に御盡力せらるゝことを深く信頼し居たるに突如として一層高率なる減俸を急速断行の決議せりと聞く我等驚愕措く能はざる所なり現在官吏生活状態は物價暴騰時代に於ける經濟上剝奪未だ癒へず減俸の理由とする物價の底廉は一部食料品と吾々に縁遠き絹布等にして都會生活の主要支出たる居住費一電灯水道瓦斯住宅等一通勤費汽車賃電車賃等公課子弟教育費醫藥費等は殆ど底落を見ず然るに近年増俸は其の年限を著しく延長せられ結果事實上の減俸を受けた状態にして一度一家に病人出てんか恐怖すへき事態を惹起すべく眞に薄氷を踏むか如き生活なしつゝあるものなり然るに吾々職業の公共的性質の地位の安全並に一般社會の不安に鑑み隱忍自重今日に至りたるに今回此の上減俸さるゝことあらば生活の不安は益々深刻の度を加へ爲めに志氣の沮喪を來し事業能率並に全従業員の思想上にも影響する處甚大ならざるなきやと虞る所なり依つて茲に吾々一同伏して御同情を懇願し減俸案撤回の爲め挺身御盡力あらんことを懇望して止まさん次第なり。

東京逓信局職員有志一同

右に述べたる如く逓信省の減俸反對運動は日を経るに従ひ省を擧げての運動となり益々熾烈の度を加へ行きたるか五月廿四日になるや逓信従業員は午後二時より神田松本亭に於て聯合大會を開催せるか出席者約百五十名今迄の運動顛末を報告演説會に移り中途より聯合會の臨時大會に変更次の如き決議文を満場一致可決廿五日大臣に決議文を提出することとせり。

決議

吾等逓信従業員大會聯合會本邦は今田政府の抜打的減俸案に絶對反對の意を表明し、該案の撤回方を屢々陳情せるも吾等の苦痛を毫も省みられず、因て茲に同志を叫合し減俸絶對反對逓信従業員大會を開催し吾等二十萬逓信従業員の總意として左の條項を決議す。

- 一、減俸案の即時撤回を期す。
- 一、勤勉手當其他の諸給與減額絶對反對
- 一、人員整理絶對反對
- 一、吾人の目的達成の爲全官業従業員會橫断的提携を期す。

右決議す。

翌廿五日には各郵便局代表二名宛計三十二名は午後二時四十五分逓信大臣に面會し前記決議文を提出し代表西井清庫より此度の訪問は最後の陳情なるを以て誠意ある御回答を承り

度と述べたるに大臣は減俸案即時撤回は曩に答辯せる通りにして確答する能はざるも他の事項は充分考慮すべしと答へたるに代表等は憤然退出せり。

代表一同は直ちに中央郵便局備人處所に集合今後の對策に付協議し、各支部毎に緊急總會を開催すること、口減俸反對署名を取纏めること、ハ翌廿六日各支部情報を持寄り對策協議會を開催すること、二事故無しテ一を敢行すること等を決議し漸次重大化の傾向を示せり。一方逓友同志會に於ても廿四日には午後七時四十分より芝協調會館に於て減俸反對逓信従業員大會を開催したるが參會者約五百五十名にして會長赤松克麿議長席に付き、今回の減俸問題は吾々同志會員には直接關係なきか如くなるも本業通過の曉は吾々總ての被壓迫階級の頭上に襲ひ掛る重大問題なりとの演説を爲し議事に入りたるか先づ減俸案反對の決議文を首相、内相、逓相に突附けること、し次の如き決議を可決し更に減俸反對各省協議會結成の件を決定後演説會に移り減俸反對の氣勢を擧げたり。

決議

若槻民政黨内閣が方に強行せんとする減俸案は政府の誤れる財政々策の犠牲を我等下級従業員に轉嫁せんとするものであつて我等の生活權を蹂躪するものである政府は須く歳入減の補填は資本家に對する課程に求むべきであつて我等下級従業員の勤勞所得に求めんとするか如き減俸減給並に負擔勞動の加重を求す人員整理に對して絶對反對をなすと

同時に本大會の名を以て減俸案の撤回を期す。

昭和六年五月二十四日

減俸反對逓信従業員大會

翌廿五日右大會の決議に基き代表赤松克麿外三十名は午後零時四十分総理大臣を訪問したるも不在の爲川崎書記官長に決議文を提出説明を爲し之が總理大臣への傳達方を依頼し午後三時一同は逓信大臣に會見決議文を朗讀し官吏減俸の不可なる意見を述べ萬止むを得ざる場合は兼任官以上に止められたりと述べたるに大臣は自分は減俸案支持の一人なるを以て今の處撤回を聲明し得ざるも減俸以外の事項に就ては充分考慮する決心なりと答へたるに一同之を諒として退出せり。

地方に於ける状況を見るに名古屋市所在の逓友同志會名古屋支部聯合會に於ては本部より發したる減俸反對に関する指令及檄に基き運動方法決定の必要上支部聯合會座談會を開催出席者は三支部より廿名にして減俸問題に関しては協議の結果本部指令に基き中郎官兼労働組合聯盟と聯絡を採り反對演説會の開催、ピラホスター等による輿論の喚起等に努むること、せり。

京都に於ては五月廿二日逓友同志會京都支部聯合會名を以ていち函く百圓以上官吏の減俸はやかて下級従業員への犠牲轉嫁の前提なりとの意味を以て絶對反對の聲明書を發表せしか更に廣島縣下土生支部に於ても反對運動の爲の集合を催ふし反對聲明書を發したり。

次に本省内事務官技師判任官等に付て見るに減俸問題發生以來毎日會議室に集合對策協議中なりしか職員中にも急進派と保守派の二派に分れ殊に郵便局関係職員は保守的の態度意見を採りたる爲全般的の積極的運動を妨げたるか鐵道省職員か大同團結して深刻なる運動を展開しつゝあるに刺戟せられたるもの、如く廿五日頃より一致の歩調を採り積極的運動態度に出る事となり同日逓信本省事務官判任官の名を以て全國一二等郵便局判任官宛左の如き電報を發し全国的に激起を促したり。

減俸反對運動に賛同の上減俸案撤回要求を逓信大臣宛打電せられたし

右の如く省内の減俸運動は益々險惡化の傾向ありたるを以て各課長は之を憂慮し各局長を通じて大臣に進言解決促進を局長に交渉するに至りたるが更に地方の状況をみるに曩に述べたる東京逓信局に於ては廿五日午後四時三十分局内各課の事務官技師判任官等二百五十名工務課屋上に集合工務課小松技師を座長とし協議の結果反對運動は本省側と合流せず單獨運動を爲すこととし座長より運動は妄動を慎み紳士的に行動することとし更に再陳情書を提出すへきや否やに付諮りたるに運動を効果あらしむる爲再陳情書を提出することとし代表三名は再陳情書を逓信省秘書課長を通し大臣に提出せり。

次に郵便局長の態度を見るに東京市内二等郵便局長に於ては曩に記したるか如く五月廿二日以来日本橋郵便局に於て屢々集合し部下従業員の反對運動に對する對策其の他減俸問題

に關し協議をなしたるか翌廿三日には減俸案撤回方に関し東京逓信局長逓信次官等に陳情し又東京一、二等郵便局長會名を以て逓信大臣宛次の如き電報を發したり。

官吏以下の減俸は從業員の生活を脅威し思想を悪化せしめ業務運行上懸念に堪えざるものあり断然中止方數願す。

大阪市及近郊一、二等郵便局長十数名は廿五日午前十時より南郵便局に集合し減俸對策を協議の結果大阪逓信局長の諒解を得て廿五日大阪市内及近郊一、二等郵便局長名を以て逓信大臣宛左の電報を發したり。尚大阪逓信局内に於ては下級從業員は殆んど無関心の状態なるも係長以上の判任級の者は漸次積極的態度に出づるに至れり

電 文

負擔の過重にして而かも待遇の薄き通信現業員に對し減俸を行ひ其他人件費の節約を為す事は事業の遂行を阻害し思想の悪化を助長するものと認む仰き願くは時局に對し適切なる御裁断を希ふ。

京都市内郵便局、電話局等に於ては減俸案に對し今輕擧するに於ては今後逓友同志會を制禦する立場を失ふへしとし部下局員に對しても輕擧を戒めつゝありたる状態にして平靜なる態度を持しつゝありしか廿五日午後十時頃逓信本省事務官技師以下官吏一同の名を以て「吾等は減俸絶對反對に付撤回方陳情中なるか事態は明日中に決せんとす陳情支持の各位

は本日中大臣宛電報陳情せられんことを望む」との電報ありたるを以て市内一、二等郵便局長等は翌二十六日午前九時より京都郵便局内に於て市内外の七郵便、電話局長外技師等十八名集合し前夜の電報に基き協議の結果吾々が積極的に活動するに於ては今後現業員に及ぼす影響を考慮せざるへからず依て此の際申譯的に次記の通打電することを申合せ京都市内一、二等局課分局長名を以て逓信大臣官房秘書課長、大阪逓信局長宛

「事業上速かに減俸案撤回を切望す」

右大臣宛傳達を乞ふ

又、逓信事務官技師以下官吏一同宛

減俸案撤回傳達方秘書課長逓信局長に電報せり連日の御奮闘を謝し一層の御盡力を乞ふと打電せり。

減俸案に直接影響なく現在迄殆んど無関心の態度を採りつゝありたる省內雇傭員も全有擧げての反對運動の熾なるに影響を受けたるものか逓信省內雇傭員約千名は五月廿六日午前十時頃北食堂に集合し生活擁護會なるものを組織し人員整理絶對反對賞與減額昇給停止絶對反對一般減俸絶對反對等を決議し各局より一名宛委員を擧げ實行方法を決すること、し午後一時三十分より實行委員約六十名は北食堂に集合し協議の結果各係課、局より各二名宛を以て各係課、局員を選出して之等を以て本部を構成運動すること、し尚次の決議を可決更

に委員は午後四時今井田次官に面會し左の如き嘆願書を提出せり。

決 議

人員整理、昇給停止、賞與諸給與減額、減俸、此の運動に因る職首
右反對す。

嘆 願 書

- 一、人員整理を為さ、ること
- 一、昇給停止を為さ、ること
- 一、一般減俸を為さ、ること
- 一、賞與及諸給與減額を為さ、ること
- 一、此の運動に依る職首者を出さ、ること

右御高配懇願候也

逓信大臣閣下

生活 擁護會 大會

減俸反對運動は益々熾烈化の傾向あり政府に於ても一日も早く本案の閣議決定を急ぎたるもの、如く廿六日には愈々之が為閣議も開かる、やの報導ありたる為か廿五、六日頃は逓信省擧げての最も熾烈なる反對運動を展開するに至れり。即ち省內事務官技師判任等は其の名を以て反對陳情を全國に電報促進したる事等の爲に逓信大臣或は次官逓信局長等宛の反

對電報は實に數百通に上りたるもの、如し。斯て廿六日の閣議に於ては殆んど全省の反對運動ありしにも不拘減俸案は遂に閣議に於て決定せりとの報あり。

廿六日午前八時頃實行委員與村事務官外五名は品川町の逓信大臣私邸を訪問し大臣に面會し減俸反對の陳情を爲し約三十分にして辞去せるか午前十時頃より本省第一會議室に判任以上事務官約三百名集合し實行委員より大臣に交渉願未を報告し大臣に誠意なきを以て目的貫徹する迄抗争の決意を固め各々辞職届を實行委員の手元に提出することに打合せ午前十一時頃一旦散會せるか實行委員與村事務官外五名は午後六時三十分頃大臣室にて大臣に面會し閣議の状況を聴取し約三十分にして退去し直に第一會議室にて判任以上の全員會議を開き與村事務官より只今大臣閣下に面會し閣議の状況を承りたるに減俸案は遂に閣議に於て決定せるも御裁可前なるを以て内容の發表出來すとの御言葉なり。我々今日迄減俸反對運動は硬軟二派に分れ同一行動容易ならざりしが漸く歩調の一致を見たるを以て萬難を排して目的貫徹に邁進中なりしか事茲に至りては吾々の敗北なり。此の原因は鐵道省職員の退職賜金恒久的確保を目的とする欺瞞的策動に乘せられしものなり吾々は之以上の運動は官吏の本分に悖るべきを以て遺憾ながら運動を打切るの外なしと速へ落涙悲痛の面持にて降壇したり。會衆中運動繼續打切の兩論ありしも結局此の際運動を繼續するも効果なしとの説多敷にて運動を打切り同夜左の如き運動打切の聲明書を發表することに決定せり。

我々が官吏減俸案の撤回を再三逓信大臣に陳情したるは敢て減俸の程度を云為するに非らず之を實行せんとする裡據を解し難きものと共に事我等官吏の生存權に觸るゝ根本問題に係るか爲め洵に止むを得ざる要求に出でたるものなり従て我等官吏の本分を守り飽迄も穩健に行動し以て其の目的達成に努めたり大臣又其の趣旨を諒とせられ而も減俸案は既に閣議に依りて決定せられ我等の願望空しきに至りたるは甚だ遺憾とする處なりと雖も逓信事業の社會的任命に鑑み本運動を終結し茲に我等の要求の基調たる左記事項を聲明す。

一 官吏の社會的地位の確保を期す。

五月廿六日

逓信省事務官技師及判任官一同

五月廿七日午後二時三十分頃大臣は省内課長以上を大臣室に集め減俸案確定の状況を説明し部下に示達方指示したり。實行委員與村事務官外六名は午後三時大臣に面會し判任以上全員に對し減俸案確定經過説明を求めたるに大臣は之を承諾し午後三時五十分より第一會議室にて判任以上の職員約五百名を集め左の説明をなしたるに一同靜肅に傍聽せり。大臣退出後左の挨拶狀を決定全國一二等郵便局判任官宛發送せり。

大臣の説明大要

財政的難局打開の爲め官吏諸君にも犠牲を忍んで頂く趣旨に出でたるものである諸君の陳情の趣旨は純理及現實の生活に立脚したるもので同感であります然るに諸君の御期待に副ひ得なかつたのは全く慚愧に堪へない然し一旦確定した今日諸君は國家的犧牲的精神を發揮して職務を勵行せられんことを切望致します尙將來待遇改善に就ては充分意を用ゐる考てあるから大臣の立場を諒解せられたい。

記

減俸反對運動終結挨拶

官吏減俸は遂に内閣の決定する處となれり事態は此處に至れるに於ては案を阻止するの手段は我等の本分上既に盡きたり即ち閣議決定の報至るや直ちに反對運動を終結せり大方各位の熱誠なる御支援に對し満腔の謝意を表す。

五月廿七日

逓信事務官技師判任官一同

雇傭員約六百名は五月廿七日午前十時より省内北食堂に集合し實行委員より廿六日今井田次官に會見したる顛末を報告し左の宣言及決議を朗讀し満場一致之を可決し同四十分散會せり。

宣言

吾人等雇傭員は今回の官吏減俸問題に依り益々生活不安を感じ茲に我々本有雇傭員生活

六〇
権確保のため同志を得本省産備員聯合會を組織し此處に大會を開き左記決議事項の遂行を期せんとするものなり。

産備員生活擁護會

決議

- 一、人員整理反對
- 一、昇給延期絶對反對
- 一、初任給の引上
- 一、退職手當制定
- 一、諸給與率の引上
- 一、傷病共済制度の確立
- 一、賞與減額絶對反對
- 一、昇給の途の確保

然れ共廿七日判任以上は減俸反對運動終結挨拶状を發表したるを以て産備員側に於ても之以上運動を繼續するも其の效果なきを悟り運動を打ち切りたり。

逓信従業員聯合會は廿六日午前十一時より秘密裡に對策委員會を開催し各支部の情勢報告の後昨日議論の焦点たりし事故無し一敢行の件を中心に議事を進めたるか浅草小石川等の代表は断行を主張し大崎局代表は情勢觀望後決行すべしと述へ意見の一致を缺きしも強硬意見多数の爲め午後二時三十分頃事態急迫直ちに準備せよと指令電報を各支部に發送し尙左の要求書を決定し逓信大臣に手交することとせり。

要求書

- 一、減俸案即時撤回

- 一、人員整理を行はざること
- 一、賞與勤勉手當其の他の給與金の減額を爲さざること
- 一、昇給延期及停止を爲さざること
- 一、退職賜金制度を創定すること

代表は午後七時二十分逓信省を訪問大臣不在の爲め今井田次官に面會し要求書を手交し鐵道有同様回答を與へられたしと附言したるに今井田次官は大體に於て閣議の決定を見たる如くなるも目下内奏中なるを以て發表の自由を有せざるを以て諸君の意志を充分大臣に傳ひ置くべしと答へたるを以て會見二十分にして退出せり。

實行委員綿貫由三郎外廿七名は五月廿七日午後三時より大臣に面會し今井田委員より昨日次官閣下に提出せる要求書に對する回答を御伺ひしたしと述へ吾々は終始穩健主義をモットーとして行動し居るを以て宜敷我等の窮状を諒察せられ誠意ある回答を得たしと述へたるに大臣は減俸案の確定したる經過を説明し要求書の項目に對しては出來得る限り考慮すへきを以て逓信事業の性質を考慮し諒解し自重して職務に従事せられたしと説示したるに一同平穩裡に退出せり。尙同日次の如き「我々は何故に減俸に反對するか」と云ふ長文の聲明書を發表し各支部及全國一二等郵便局に送付せり。

右の如く本聯合會は執拗に運動を繼續したるも減俸案は閣議に於て決定し省內事務官判任

官等を初め運動打切の聲明を發して從業員の反對氣運も甚だしく衰頽の色ありたり。斯くて五月三十日に至るや午前十時三十分逓信從業員會聯合會代表綿貫由三郎外十三名は逓信大臣に面會し減俸反對運動の打切りを速へ今後人員整理をなさること實與諸給與の減額なき様陳情したるに大臣は將來局課の廢合なき限り人員整理を為さず又實與諸給與の減額を避くる為めには最善の努力すべしと答へられ最後に此の問題に對し諸君は公益に迷惑をかけなかつたことを感謝すると述へ午前十一時一同は退出し神田郵便局の本部に引揚げ運動打切りを協議し五月三十一日の大會に於て實行委員綿貫由三郎等より反對運動経過を報告し左の聲明書を朗讀一同之を承認し茲に運動漸く終結せり。

聲明書

我等が今回の減俸案に絶對反對したる理由に敢て言明の要なし、我等は此の運動の遂行に際し終始一貫我等の社會的使命の重要性に鑑み輕率妄動を戒めたり、今該案の勅裁を得たる今日我等亦何をか言はん。

併し我等は此の減俸案の決定に衷心より遺憾の意を表明し聽て來たらんとする人員の整理實與諸手當の減額昇給の停止亦は延期等に就ては逓信大臣及逓信局長より負擔過重に渡るか如き人員整理を行はざること定期の諸給與金は減額せず臨時諸給與金も從前通り支給方努力す等の誠意ある回答を得たり我等は暫時此の言を信賴し其の實行を監視すること、す、我等は我等下級從業員の生活權擁護の爲め硬き團結を誓つて此の運動を一先つ打ち切ると同時に本委員會を解體することを聲明す。

五月三十一日

逓信從業員會減俸反對委員會

一方逓友同志會に於ても減俸案も愈々廿六日の閣議に於て決定せるを以て此後の運動方針決定の高廿六日午後七時より執行委員會を開催したるか此後の方針に付ては減俸は愈々實施せらるゝものと見て同志會としては第二段に來るべき人員整理減給等に関し重点を置き反對運動を為すために二十七日支部長會議を開催すること及減俸問題に関し次の如き聲明書を發表することに決定せり。

聲明書

政府は各省從業員の猛烈なる反對を押し切つて遂に百圓以上の官吏減俸を強行するに至つたが更に歳入減の補填不足額を我等下級從業員に轉嫁し來るは必然であり他方資本家階級をして國內一般労働階級の労働條件低下を企圖せしむるものである、我等は之に對し既に第二十二回執行委員會に於て聲明せし處であるが今後強行せられるてあらう處の左の諸項を擧げて徹底的に抗争を繼續する事を聲明するものである。

- 一、昇給停止引延絶對反對
- 一、勤地手當減額絶對反對
- 一、年末手當減額絶對反對
- 一、欠員不補充絶對反對

一、臨時有即時拜命

一、共濟組合政府給與金減額絶對反對

一、人員整理絶對反對

一、待遇低下並勞働強化絶對反對

以上

遞友同志會支部長會議は五月二十七日午後七時三十分より日本労働總同盟本部に於て開催出席者卅名を以て今後は人員整理減給等あるべきを豫想し組合は全力を注ぎ徹底的に反對運動を起すこと並に本件に関し遞信大臣を訪問陳情することを決定せり。

遞友同志會長赤松克麿外三十五名は五月廿九日午後二時十分東京遞信局長に面會し赤松より執行委員會に於て決定せる聲明書を局長に提出し赤松より百圓以上の減俸は總て百圓以下の従業員の昇給停止勤勉手當其の他の給に影響すると思ふ。委任官以上の減俸は致しかたなしとするも判任官以下の減俸に對しては廿一日以來運動を開始し関係大臣に陳情したるも遂に六月一日より實施せらるることになりたるが今後何時雇人以下に鐵槌の下るやも計られず生活上の脅威甚大なるを以て充分考慮せられたりと陳情し退出後代表一同は午後四時三十分遞信省を訪問大臣に面會を求めしも不在の爲め猪熊保險課長に面會し前記聲明書を提出し赤松より各項目に亘り説明したるに課長は人員整理、諸給與減額となさるることとに決定し居るも定員補充は困難なりと認む陳情の趣旨は大臣にも報告し希望に副ふ豫善處すへいと回答せり。

減俸反對運動は廿六日の遞信省事務官技師判任官の運動打切を初めとして雇人又其の運動の効無きを知りて廿七日を以て打切り又寧ろ本省側に引摺られ運動に参加するか如き感ありたる各遞信局、一、二等郵便局等又之に倣ひたるか本運動の先驅をなし執拗に運動を爲しつゝありたる遞信従業員會聯合會亦卅日には遂に運動打切を聲明するに至り反對運動は殆んど終熄するに至れり。然るに遞友同志會のみは從來の方針を改め次に來るべき人員整理減給等に重点を置き反對運動を繼續することとし地方支部に對しても其旨指令せり。遞信有雇人の減俸反對運動は曩に託したるが如くなるが反對運動の主謀者の中には左翼運動者と提携し此の機會に省内全局の雇人組合の組織を計畫したるも當局の知るところとなり此の企は失敗に終りたるを以て現在豫算緊縮の爲程度か人員整理あり極度に不安を感とつゝある經理局工事課及經理課の雇員を以て雇員會を組織するに至れり。而して此の雇員會の中心人物中には全協日本通信労働組合に加入せるものあり將來は雇員會をも全協加盟組合たらしむべく策動し會員が徹首に登えつゝある現状に鑑み先づ徹首反對運動を起しつゝあり。

(3) 司法省に於ける運動

司法省に於ては曩に經費節減の目的を以て一部區裁判所事務の停止を行へり。然るに行政整理準備委員會に於ては更に一般官吏の減俸問題に関する具体案を審議するに至るや

世論囂々として起り、司法官に付てその意見態度を見るに、昭和七年度の豫算編成に付ては司法省はもはや現在以上の緊縮節約を行ふの餘地なし。蓋ひて之を求むれば、減俸漸行の外なきも、從來既に一般行政官に比し、年俸平均額に於て三百四十圓の差別待遇を受けつゝありて、到底之に應ずる能はず。加之逐年裁判事務の増加に悩み、去る三月停止せるに過ぎざる區裁判所事務も既に復活の論盛なる状態なり。その執務量に於ても亦他官吏に比し過多なり、仍ち何れの點を以てするも、司法官は他の官吏に比してその待遇劣れり。として早くも反對の氣勢を擧げたり。

即ち五月六日より同九日に亘る司法官會議は十一日更に各控訴院長、檢事長のみを以て特に減俸問題に付き、續行協議せられしかその結果に徹するも、右と同じく既に濱口内閣時代増俸の必要を認め平均年額三千二百圓に引き上ぐる爲め、十四萬圓の増俸額を承認せられたるも、其の後歳入減少に由り未だ實行に至らず、又豫算總額三千萬圓の司法省にして本年度豫算の編成に當り僅々三十五萬圓捻出の爲め地方裁判所支部の格下げ及び區裁判所の事務停止を行へるに世論を招きたるところにして更に組織上の節減を求むれば、大審院の構成判事五名を三名に減するにあるも、由つて生ずべき節約の費は極めて僅少にして、而もこれか改正を行はんとせば法律の改正に依らざるべからず。又之を實施するに於ては最高裁判所の威信保持に缺くる虞あり、否寧ろ減俸を斷行せんとせば、曩の増俸豫算の決濟か先づ爲さるべきなりとして反對の氣運濃厚なるものあり。

判事全體に就て之を見るに大體、(一)現下の我が財政状態として、減俸に絶対反對は爲さるも一般行政官と同率の減額に不服を抱くもの、(二)絶対反對の立場に立つもの、(三)減俸そのものには反對せざるもその改正の方法に於て、裁判所構成法第七十三條の裁判官の身分保障規定を猶に、勅令による改正を否定し、法律改正に俟つべきを主張するもの、三派に分れたるもの、如し。

然るに政府に於ては勅令に依り減俸を行はんとするの意思漸く明かとなるや、判事等も法律擁護の爲に起つこと、なれるが、何れも外部への漏洩を怖れ、終始努めて秘密に會合を續けしか運動の大意を見るに、五月十八日東京地方裁判所民事部所屬の判事一同相會し意見の交換を行ひ、翌十九日には同地方裁判所刑事部及び豫審部判事一同も會合し民事部と相共に法律擁護の爲邁進すること、なり、更に二十一日同地方及び區裁判所判事の聯合協議を開催し左記畧記の如き法的理由を以て、法律の番人を以て自他共に許す判事は之に黙するを得ずとし反對を表明すること、なり決議文を作成し二十二日西郷東京地方裁判所長の手を経て渡邊司法大臣に提出せり。

法的理由概要

裁判所構成法第七十三條は個々の場合のみならず全般的の減俸に對する保障に関する規

定なり、即ち憲法第五十八條の趣旨を敷衍せるものにして司法權の獨立從て裁判官の地位、待遇の保障に關するものなれば當然裁判官全體に關する規定と言はさるへからず、又第七十三條の字句に付て見るも「刑法ノ宣告又ハ懲戒處分ニ由ルニ非ラサレハ、其ノ意ニ反シテ轉官、轉所、停職、免職又ハ減俸セラルルコトナシ」とありて刑法の宣告又は懲戒處分の外は如何なる方法手段に依るも免職減俸するを得ざるは明かにして唯刑法の宣告又は懲戒處分はその性質上個々の爲さるゝに過ぎず、而もその個々のなるを以て同條を個々の規定と解し、勅令に依る減俸を可能とするものあるも、之は法律の文理解釋として不當なり、第七十三條を以て近代的精神の表示なりとせば一般に裁判官の意に反して免職減俸するを得ず、但し刑法の宣言又は懲戒の處分の場合には此の限りに非らずの意にして禁止の趣旨を原則とすと解するを相當とす、明治廿四年勅令により司法官の減俸を行ひし前例あるも、當時は法律の解釋を誤りたるものなり。

大審院に於ても以前より同院判事より成る民事訴訟法研究會の席上、減俸問題に付き意見交換の結果法律擁護に傾けるが、二十一日午後二時半より同部長會議を開催し、裁判所構成法第七十三條は文理解釋上も精神解釋上も共に勅令による一般的減俸を禁するものとするに意見一致せり、院長牧野氏は「法律論としては見解の相違にして又之を争ふべき機關もなく、残るところは政治問題なり」と爲せり。

又横濱地方、區兩裁判所判事、名古屋控訴院、地方裁判所、區裁判所判事等も亦それ／＼會合して中央に於ける裁判官の減俸反對運動を支持することゝなれり、一般に於ては在野法曹界は二、三個人的に勅令賛成意見を述べたるものあるも、帝國辯護士會、横濱辯護士會等は勅令反對にて前者は二十三日理事總會を開き、左記決議文を作成し首相並に法相に手交せり。

決 議

勅令により司法官の減俸を行はんとするは司法權の獨立を危殆に陥るゝの恐あるものにして、之が爲司法官の動搖を來し、法權行用に支障を生ずるか如きことあらんか、國家正義の根源を亂し、司法權の威信を失墜することなきを懼せず、吾人は現下の情勢に鑑み政府當局が慎重事に當り、苟もその處置を誤るなからんことを要望す。

右決議す。

學界に於ては、美濃部達吉博士は勅令に反對説を唱へ、佐々木惣一、末弘巖太郎、清瀨一郎等の諸博士は勅令可能説を發表せり。

又司法省に於ては二十一日午後小原次官を始め各局長會合し、構成法第七十三條に付て意見の交換を行へるか、判事側と同じく一般的減俸を禁止せるものとなすに意見の一致を見たり、然るに政府に於ては十九日並に二十二日の閣議に於ては法律によるときは減俸

期を遷延せしめ、緊急勅令を以てすることは安當ならずとして勅令改正の一途断行に決せんとする有様なりき。

二十五日には東京控訴院も亦各部長判事等集合協議の結果減俸そのものにも反対なるも勅令改正による減俸断行の政府の方針には絶対反対を表明し、同地方裁判所も先頃決議文提出の経過報告會を開き、

一、畏れ多きもその違法の旨を請願令に従つて奏すべし。

二、減俸がかく不當に断行せらるゝ場合は直ちに民事訴訟法に依つてその俸給不足額請求の訴を起し政府と争ふべし。

等の意見出て結局二十六日の閣議を見て決すること、なれり。

検事は今次の減俸問題に付ては、その當初に於ては一切を判事の運動に委し、静觀の態度に出で居りしか、二十三日に至り遂に黙認し難しとして、先づ區裁判所検事第一聲を擧げ、法律擁護の爲に起つこと、なり。上、次席検事を除く有志相會合して態度の一致點を何れに置くべきや及び反対意見を如何に表現すべきやに付き協議せる結果、單に護法の精神より判事を應援するに止まらず、更に生活問題及び行政官の待遇との均衡問題を主張する者あり、仍ち、行政官に比して司法部は從來よりその俸給低かりしに、最近に至つては緊縮豫算の爲に昇給も遅れ、消極的に減俸を度く、從て更に減俸さるゝに於ては高等官中

比較的等級の下に在る者多き區裁判所検事は司法官としての體面を保つに足るべき生活は事實上不可能となるべき旨を強調せる減俸反対の陳情的決議文を作成し、六名の部長検事之が責任者として目的貫徹に努むること、なり。唯其の方法に於ては飽くまで司法官として合法的且つ穩便なる途を選び、二十五日二十五名署名捺印の上、秋山主席検事に面會し司法大臣に傳達方を依頼せるを以て、上席検事は金山検事正を訪れしに「書面を以て陳情するは不適當なるも、趣旨に於て賛成なれば、上司に對して情勢の報告をなさん」との檢事正の回答なるを以て此の旨を檢事等に傳へて慰撫せんとせしに、檢事等は之に承服せず由つて再び檢事正に陳情書の内容に異議なき限り書面を傳達せられたる旨を具申せるも、檢事正の態度強硬なる爲、退いて再びその方法を協議せるか、地方裁判所検事も之に出席し午後三時半區検事局代表三名は金山檢事正に伴はれて、司法大臣の許を訪れ、左記の如き陳情書の内容を口頭を以て詳述せるに、「諸子の意の存する所は十分諒解せり、待遇の問題に付ては從來も相當考慮し來れるところなれば、今後も可及的に改善に付き努力すべし」との司法大臣の回答を受け、之を他檢事に報告すると共に、今後の對策を協議せり。

陳情書

我等東京區裁判所檢事は官吏減俸に絶対反対の意思を表明す

理由

今回官吏減俸實施の報一度傳はるや、各方面より激烈なる反對あり、當局に於ても遺憾の情勢に鑑み、之に善處せらるべきを確信し居たるに、尚之が減俸を断行せんとすと聞く、茲に我等は座視するに忍びず、減俸絶對反對の意思を表明せんとするものなり、抑々我等の職務たるや逐年犯罪件数の激増と共に彌々その負擔を加へ、加之檢事の定員は依然として舊の如く、時に自己の健康を犠牲とするも介意するの暇なき實狀にあり、然るに我等の待遇たるや一般官吏に比して昇給極めて遅く、その賞與に至つては最も低率にして、殊に一昨年来昇給年限を更に延長せられ、既に業に實質的の減俸を受けつ、ありしも、世上深刻なる不景氣に鑑み、之を陰忍して以て最低の生活に甘んずるものなり、方今多少物價下落を見たりとするも、我等に於ては未だ以て何等生活上の餘裕を生ずるの餘地なく此の時に當り、更に減俸を受くるに於ては之實に生活の一大脅威にしてかくては晏如としてその職務に盡瘁するを許さざるものあり、之我等が表情を披瀝し、敢て減俸に反對し、閣下に於て我等の實狀を察し、減俸實施の取止め方に付き御盡力あらん事を懇願する所以なり。

大阪に於ても二十六日に至り、地方並びに區裁判所檢事起つて、(一)減俸絶對反對、(二)法律擁護の二点を挙げ、東京側と相應して反對を表明するに至れり。

司法省管下に於ける書記は、其の數に於て裁判所書記五千七百五十名、供託局書記二百

六十名にして、その俸給額は約半數は年額平均八百圓なり、従つて一般行政官廳の判任官に比するときは、年額五十圓の差別待遇を受けつ、あるを以て減俸断行の場合は、判檢事同様の特例を以てせられんことを希望し居りしか、五月二十日に至り、東京地方裁判所民事部書記約五十名集會、減俸反對の協議會を開催し、

一、減俸反對に付き地方裁判所民事、刑事兩部の書記聯合協議會を二十一日構内に開催のこと、

一、反對運動の方法は本多監督書記を通じて大臣に陳情文を提出のこと、

一、右聯合委員會に實行委員を選ぶこと

一、もしこの運動の結果犠牲者が出でし場合は、連袂辭職の意を決して犠牲者救護に努め場合によつては合法的に請願すること

等の方針を決定し、之れが容れられざる場合は現在の俸給中より強制的に天引さるゝ懇親會積立金及び法律雜誌費等の廢止要求を為さんとの意嚮を以て散會せらるが、翌二十一日に於ける聯合協議會は各部の連絡不十分なりし爲流會となり、二十二日再び結球に努力の結果午後四時續々集合し、左記の如き上申書を作成し、渡邊司法大臣に提出せんことを決議し、上申書は本省の坂野人事課長に手交せり。

上 申 書

我等一同は裁判所書記、供託局書記の減俸に絶対反対す。

理由。裁判所書記並に供託局書記はその職責の重要且つ繁劇なるに拘らず、その待遇に於て行政官廳に比し甚しく劣れるものあるは周知の事實に屬す。然るに今や減俸によりて更にその待遇を低下せられ、その生活を脅威せられんとす。かくの如くれば、吾人は到底安んじてその職責を果すこと能はず、之吾人か減俸に反対する所以なりとす、依而上申候也。

東京 區 裁判所 書記

同 検事局 書記

同 地方裁判所 書記

同 検事局 書記

同 控訴院 書記

同 検事局 書記

同 供託局 書記

而して翌二十三日會合し具體的要求案に入らんとせるに、二十二日提出の上申書は順序に違ふの故を以て却下され、又小原次官は西郷地方裁判所長と會し、書記の態度を不適當とせるを以て所長も之を諒として、本多監督書記をしてその意を申し合め書記の態度緩和に

之に不満なりし控訴院及び同検事局書記は會議半にして退出し残留書記のみにて協議し、二十二日の閣議に於て減俸適用の範圍は月額百圓を限度と爲すに至れる爲、減俸反対より轉じて待遇改善問題に移り、減俸反対と共に書記の地位を向上して他の官廳書記と同等に至らんことを要求し、

一、判任官より高等官に登用の途を開くこと、

一、五級俸を給せられて勤続五年に及べる書記は公證人又は辯護士に採用さるゝの途を開く爲、裁判所構成法並びに辯護士法を改正の事

等の要求事項と共に生活苦を訴へし減俸反対の上申書を決議し、之に連署調印して二十五日西郷裁判所長の諒解を得て司法大臣に提出すること、なれり、然るに右既述せる書記は各部毎に協議の結果専ら減俸反対の陳情に決し二十五日文案決定の上、控訴院長又は検事長の手を経て之を提出すること、せり、然るに廿五日に至り大審院書記も之と協議の結果院長に宛て左記の如き陳情書を提出せり。

陳情書

生等は裁判所書記として一意専念奉公の誠を竭し、之を最高法衙に職を奉すと雖も、現今の社會狀態に照してその受くる所の俸給は菲薄にして隱忍自重最低限度に於て生活を維持し、僅かにその體面を保持するに過ぎざるなり、然るに現下官吏減俸の計畫あるや

の趣にして若し之を實現せらるゝに於ては生等の生活に著しき脅威を感じ、その影響の及ぼす所鮮少ならざるものあらん、因つて希くは是非共減俸の計畫を中止せらるゝべき様其の筋に對し、然るべく御高配あらんことを切望して止ます。

七六

上 申 書

大 審 院 書 記

我等裁判所書記は行政官吏に比し低率なる待遇の下に忠實に勤勞努力し來れり、然るに今回減俸により更に切詰たる生活をも脅威せられんとす、かくの如きは或は職責を完うし得んや否やを恐る、依つて我等をして職責を盡さしむる爲減俸を差控へられんことを

東京控訴院檢事局書記一同

東京地方 區西檢事局書記は從來減俸問題に付ては獨白の見解の下に、判檢事の護法運動を支持し來れるが、二十五日に至つて上申書提出に決し、草案を決定して方に連署の上提出せんとするに當り、白杵監督書記より體よく取上げられたるを以て、更に別記陳情書を作成し金山地方裁判所檢事正並びに秋山區裁判所上席檢事に提出し、渡邊司法大臣に傳達を依頼せり。

陳 情 書

司法部内判任官の減俸は左の理由により我々一同の最も苦痛とする所なり。

理 由 (要 旨)

- 一、現在既に我等の生活には無理あり
- 一、司法部内の判任官は行政官廳のそれに比し差別待遇を受く(俸給令のみ各着畫一的に定められ配布豫算之に伴はず)
- 一、政府は今日に至る迄既に旅費、日當の減額、缺員不補充に依る人員整理、年度末賞與の廢止等を行へり。
- 一、現在以上の人員整理は我等の保健問題なると共に、減俸は五千餘名の司法部判任官及びその家族を一層生活の不安に怖えしめ、官吏としての體面を保つべき生活を不能ならしむ。

裁判官の減俸に付きても一般行政官と等しく勅令を以てせんとする政府の方針に對しては裁判官のみならず、其の他各方面より反對あり、唯樞密院は法律改正に依る態度に稍々難色あるか如く傳へられたるか、二十六日の減俸案に関する閣議に於て、渡邊法相は極力一般の情勢を説述して、法律改正に依るべき所以を主張せる結果、廿七日公布六月一日より施行の改正俸給令の附則中に「本令施行の際現に従前の規定に依り俸給を受くる判事に付ては其の意に反して現に受くる額を減することなし」との特例を設けたり、而して閣議の席上に於ても相當有力なる反對論ありたるにて新俸給令に判事が同意せざる場合の對策

七七

として裁判所構成法の改正に依らずして、單行法を來る第六十議會に提出すべく決定したるやに傳へられたり。

然るに東京地方、區裁判所檢事團は右判事等に對する差別待遇に懐らず、廿七日午前登廳と共に續々集合せるか、既に檢事は司法權獨立の爲常に第一線に立ちて政治的壓迫に屈せず、國家機関として職務を遂行し來り、司法部内に於ても判檢事の間には何等差別的待遇を豫期せざりしに、政府の決定は全く意外の事實にして、この不公平に對しては飽くまで敬愛に努みせんとの意見高まりしところ、金山檢事正は事の成行を憂慮し、區檢事局の秋山上席、龜山、酒巻の両次席檢事を招致し、檢事の差別待遇は全國檢事の面目に關する問題にして、十分協議の必要ありとて此の際輕率を慎むべく諭すところあり、一方同地方裁判所檢事團も對策を協議し、結局檢事團主腦部の態度を靜觀することゝなれるか、大阪地方裁判所檢事より司法省當局に解決に奔走せられたき旨打電し來れるより、廿七日午後に亘りて協議の結果、今回の判事との差別待遇か精神上に與ふる苦痛甚大なりとして、金山檢事正に機宜の處置を依頼すると共に、大阪檢事局にもその旨返電し同檢事正は本省に小原次官を訪れ、全檢事の意嚮を傳へしに、小原次官は判事は裁判所構成法に於て待遇を保障さるゝに由り特例を設けられたるが檢事は行政官にして法規上特例を要求すへき何等の根據なし、故に檢事の要求は不當にして且つ判事と雖も結局減俸さるゝか故に事實

不公平を叫ぶ理由なし、司法官全般の待遇改善問題と緊劇なる事務の緩和策はかねてより考慮申されは、此の際輕率妄動は慎まんとを望むとの回答なりしにより、檢事正は之を諒として、全檢事慰撫に努力することを言明し、翌廿八日地方並に區裁判所檢事約五十名の會合にも出席して極力右の旨を傳へ幹旋の結果一先つ運動打切に決定せるか、其の後判事の減俸受諾反對の運動容易に收らざるを見、再び判事同様の待遇を要求せんとするの形勢となり地方、區兩裁判所檢事中心にて又控訴院、大審院檢事も同意見を有し、大阪側との連絡も保たれ、相當範圍も擴大の模様なりしか、六月三日に至り東京控訴院、地方並に區裁判所のみ檢事局は十五名の實行委員を選び、略々從前の主張の如く、(一)法文上は檢事には身分保障の明文なきも事實上慣習として自他共に判檢事對等のものと考へ來れり(二)この司法部の傳統を破るときは檢事希望者減減し檢事の質を低下すへし、(三)從來檢事の進級は判事より速き爲、判事の進級も促進されしに鑑みるも、兩者の待遇は飽くまで無差別ならざるべからず等の理由を掲げたる上申書を提出することとなり、もし之を拒絶されし場合は全國檢事局に檄を飛ばして一齊に反對の猛運動を起さんとする氣勢見えたるも其の後判事側の運動も漸く終息に赴くに伴ひ、自然に鎮靜したるか如し。

元來判事の減俸反對運動は表面上は終始「護法」にその重点を置きたるか、既に改正俸給令に於て特に特例を以てその精神を斟酌せられたる結果、判事に於ても、更に生活問題

を唱へて、他省官吏か六月一日より減俸さるゝにも拘らず、判事のみ十ヶ月間特別の恩恵に浴するは忍びさると共に一身の利害より國家財政の多難を顧みさること、なりては國民の信頼と同情を失ふに至るへしとの意見多く漸次法律改正迄の期間寄附の形式を以て自發的減俸の實を示さんとするか如き態度となれり。

而して牧野大審院長及び和仁東京控訴院長は相共に廿七日本省に小原次官を訪問し、協議の結果、全部の判事か擧つて承諾せし場合は検事との均衡も整へとも之を強制すること能はず、又積極的勧誘にも出てさること意見の一致を見たるか、尚大審院長等は、かくては、六月一日より一般官吏は減俸さるゝに拘らず、判事のみ十箇月間之を遷延に委するは國民の信を継ぐ所以にあらずと爲し一應寄附勧誘を試むる意圖にて、六月一日より全國控訴院長會議開催の計畫を立てたり。其の後一般判事に於ては、減俸を自發的に甘受すへさか、任意寄附の形式を以て減俸のみ國庫に寄附するや乃至は減俸に應せず、現行俸給を受くへさかに付き各々議論あり、大審院並びに東京控訴院に於ては減俸に相當する金額の任意寄附に暮着し、明治五年正月の太政官布告第十七號の「之迄御國恩冥加の爲米金獻納願出候者不勤候處自今被差止候」とあるは絶對的に國庫に對する寄附を禁止せらるものに非らずして、政府が閣議に於て承認する場合は可能にして日清日露戰役當時の國民寄附は此の事實を示す前例たり、今回若し閣議に於て判事の寄附を承認せざる場合は、判事側の諒

金を以て財團法人を設け、社會事業を行はんとの意見も行はれたり、而して、東京地方並びに區裁判所の判事團は二十九日來寄々協議中なりしが、三十日西郷東京地方裁判所長三輪監督判事以下各部全判事百三十三名出席協議の結果、單行勅令に依る判事の減俸は違法なる旨を明確に表示することに決定し此の意味の決議文を全判事署名捺印の上届書の形式を以て上長官の手を經て渡邊司法大臣に提出に決し、更に法律改正迄の期間減俸差額を寄附金するや或は減俸承諾を申出つるやに付き協議の結果、減俸そのものに對する反對論すら起り、決議の形式を避けたるも減俸には同意するの要なきとの意見は一致せり。

神戸地方並びに區裁判所に於ても、廿日東京判事團よりの來電により、一日秘密裡に會合し協議の結果當時上京中の控訴院長に総べてを一任すべしと爲す者と強硬に減俸反對を唱ふる者と出て、遂に法律擁護の立場より東京、大阪其の他各地の判事團と行動を共にすることとなり、又京都地方並びに區裁判所及び宮城控訴院仙臺地方並びに區裁判所等各々廿一日會合の結果、減俸勅令は妥當を缺くか故に法律改正に依るの外之に應せざるの意見を表明せり。

かくて前記の如く大審院長の私的招致に依る全國控訴院長會議は六月一日午前十時半より大審院會議室に開催、大審院長、大審院全部長判事、各控訴院長、西郷東京地方裁判所長等出席し、大審院長より、今回の減俸に於て判事は除外例を受けしか、一般官吏の減俸

に對し獨り超然たるに堪へず、乍去及面に於て裁判所構成法か無視さるゝか如き悔を残すも亦に忍びざる所に於て、此の際全國判事一致の行動を以て遺憾なきを期したく、自然に寄附献金の趨勢を醸成する方法を講じては如何との挨拶あり、西郷裁判所長より東京地方判事は減俸並びに寄附に不同意の状態なる旨報告あり、かくて更に司法省小原次官の來場を乞ひ、経過報告を聴くと共に協議に入りしか、減俸承認あり、絶對反對派あり、午後更に亘つて更に續行の結果一般行政官、検事及び部下の書託は減俸さるゝに、判事のみ從前の儘に止まらば情に於て忍びず、結局は寄附するに至らざるも、此の會議を以て減俸應諾に決定するときは、自ら下級判事の意味を拘束すること、なるを以て、此の席上に於ては具體的態度を決せず、從て各判事の意味を拘束することなく、歸任後管内の所長を集め白紙を以て相諮り、その所長をして、各々部下の判事と共に亦白紙的態度を以て總談せしむること、なれり。

大審院に於ては、一日午後四時部長會議を開催し態度決定に付ては控訴院長會議の結果、自由放任の方針となれる旨を院長より報告すること、なり、四日更に院長以下全院判事四十五名（一名缺席）會合せるに、二三の強硬論を除いては減俸差額献金又は政俸承諾の二論に分れ、結局後者に略々一致を見たるを以て院長に於て、各個判事に就き、之を取纏むること、なれり。

東京控訴院に於ても、四日午前十時より管内所長會議を開催し和仁院長の下に十一所長上席部長判事出席し、曩の控訴院長會議の結果に付き協議の結果、差額献金及び政俸承諾の二説のみにて絶對反對説は出せず、各所長に於て會議の経過を部下各判事に傳ふること、なりて開會せり。

東京地方裁判所刑事部の判事も四日會合の結果、大體大審院及び控訴院と同意見なりしか、更に地方並に區裁判所の全判事會を開催して態度を決すること、なれり。

各地方に於ては、一時東京判事團よりの飛電により相當反對の氣勢も見えしか、各控訴院長歸任しそれ〴〵斡旋の結果、大阪、名古屋、廣島、宮城の各控訴院管内相次ぎ、稍々遅れて長崎札幌の控訴院等漸次に殆んど全部政俸を承認し、十一日司法省より發したる減俸諾否の報告命令に從て、十五日迄に回答せられたるところを見るに、東京を除くの外、其の他に於ては、減俸不承諾者は十名を餘すのみとなれり。

かくて全國地方的には減俸を承諾せらるゝに、東京に於ては地方並ひに區裁判所に於て容易に承諾の色見えす、六日午後四時より同地方裁判所民事部判事六十餘名會合協議せるか、一二名を除いては殆ど全部減俸不承認の強硬態度を執り、寄附献金も其の要なしとの論多く、更に刑事部豫審部の全判事を勧誘して絶對反對の大會を開催せんことを申合せ、區裁判所判事も、三輪上席判事か一人宛招致して説得に努めしも、承認する者は頗る僅少にし

八四
て、表面承認に傾けるか如くなりし刑事部判事も事實は相當強硬なる態度に在り、十一日に至り區裁判所全判事は同會議室に於て匿名にて賛否の投票を行へるに減俸同意、反對、寄附並に態度未決定の四種の意見表示ありしか、反對者相當多數を占めたり、地方裁判所判事は各々協議せし所、大部分は反對にして、控訴院に於ては十六日に於て尚不同意者九名あり、かくて十八日に至つて、東京地方並に區裁判所の最後の報告を以て司法者に集れるところを見るに、判事の現員數一千三百二名中同意者一千百五十六名にして反對者百四十六名、その全員に對する割合は一割一分二厘余なり、但し右反對者中にも減俸そのものには反對せずとの理由により、減俸差額を國庫に寄附せんことを申出たる者十九名あり。從て全然反對の者は百二十七名にして全判事の九分七厘餘に該當せり、かくて十八日午後、邊司法大臣並ひに八並、小原兩次官協議の結果大部分は承諾せるに、少數判事のみ之に反對意思を持續せるは、司法部全體より見て面白からざるも、司法者として積極的に勧誘すべき性質のものに非らされは、本問題は此の儘各自の自由に委すること、せり。減俸を承諾せざりし東京在任の判事中有志は寄々協議の結果七月下旬に至り次の如き減俸問題に就てしと題する長文の聲明書を發表せり。

減俸問題に就て

先般政府が財政整理の一端として一般官吏の減俸を企劃するや東京地方裁判所又は同區

裁判所に職を奉ずる吾人は司法官の地位の保障を重視するの立場に於て慎重熟慮の上隨時吾人の態度を決定し來たる次第なり、吾人各自の抱懐する所信は必しも執を一にせず又其の重視する點も各異るところなきに非すと雖も茲に吾人の多數の意見に徴し其の一致共通する所を略記す。

第一、判事に對する減俸の方法―所謂護法問題に就て

最初政府は判事に對しても單に俸給令の改正に依り一律に減俸し得るものなりと解して減俸政策の實行を計畫し居たるを以て吾人は憲法及裁判所構成法の解釋上其の不法なるを聲明し反者を求めたる次第なりしところ政府も各方面の意向を參酌したる結果改正俸給令の附則に正當なる解釋的規定を附加せらるゝに至りたるは邦家の爲め洵に吾人の快とするところなり。

此の間司法大臣閣下に於かれては非常なる御盡力相成りたる由にて生等の感銘に堪へざる所なり、故に現在に於てはこの法律上の解釋に關して改めて論議するの必要なしと信するを以て茲には其の結論の概要を摘記し置くに止めんとす。

判事は其の意に及し減俸せらるゝことなきは判事の地位の保障として裁判所構成法第七十三條に嚴として存する規定なり。而してこの規定は憲法第五十七條第五十八條の趣旨を具體的に宣明したるものなり。仍て判事の減俸は其の承諾を得て之を實現するを正道

とす。

判事俸給令は我國法に於ては立法事項となさず、減俸を生ずべき俸給令の改正も夫れ自体は立法事項に属せず。

俸給令改正に依る俸給減額を承諾するや否やはその減俸案の内容實質に就ての自由なる判断に従ひ各判事の決すべきところなり。

減俸の承諾を與へざる判事ある場合に於ては判事の地位保障の趣旨に鑑み其の意思は之を尊重せざるべからず然らざれば右の保障の規定は一庖の空文に歸せむ。

右の場合に於て尚政府が減俸不承諾の判事に對し減俸を遂行せむと欲せば立法の手段によりそれ等の判事に對する右の法律上の保障を動かすの他なし。

第二、吾人の減俸を承諾せざる理由

一般官吏の減俸が現時に於ける國家の政策として正當なるや否や或はその範圍程度等の問題に關しては吾人も夫々意見なきに非ざるもそれは結局各人の政治的見解に基くものなるを以て茲に之を論議するは妥當ならず且必要ならざるものと信す。

然れども吾人司法官に對する今回の減俸案の内容が司法官全般の待遇及地位の保障に對し如何なる意義を有するかに就ては吾人は充分之を討究し且つ賛否の意を表する自由と責任を有するものと思料す。

抑々司法官はその職務の重責に鑑み一般行政官に比しその地位待遇に於て上位に遇すべき理由こそあれ下位に置くべき何等の理由なきは敢て贅するの要なかるべし。

然ればこそ吾人の理想には甚だ遠しと雖も我國に於ても從來司法官の任用及待遇は一般行政官と形式上大体同一に取扱はれ居る次第にして吾人奏任司法官（判檢事の意）の如きも俸給令上に於ては夙に行政官と同一待遇を受け居るものなり。

然れども俸給上の實質的待遇如何は豫算關係に於て初めて決定するものなるところ吾人奏任司法官は右の如く形式上は行政官と同一待遇を受け居るものなるに拘はらず豫算關係即ち實質上に於ては從來多年行政官に比し著しく菲薄なる待遇を受け居るものとす。

この名實相反する差別待遇たるや單に沿革的に存在するものにして其の不當不正なること司法部内に於て何人も疑はざるところなり。

この差別待遇の撤廢は所謂水平運動として司法部多年の既定方針とも謂ふべく歴代の政府及帝國議會に於ても原則として之を承認せざるものなく國家財政の緩急に應じ漸次之が實現を見來りたる次第なるか、今日に至るも未だ全くその貫徹を見ること能はずして司法官と行政官とは俸給豫算編成の基準たる平均俸給額に於て依然相當の懸隔あるは邦家の爲め常に吾人の遺憾とし居る所なり。

換言すれば吾人奏任司法官は名義上は從來行政官と同一待遇を受け居たるも實質的には

常に不審に減俸状態に置かれ来りたるものと謂ふも過言に非ざるなり。
右の事實たるや實に政府が國家財政上の必要に由り官吏一般の減俸を實施して各有既定豫算の節減を企劃するに際し特に司法部に對し考慮し斟酌すへき特別事情たること一點の疑なきところなり。

仍て政府は改正俸給令による各有豫算上の新平均俸給額を決定するに際しては奏任判檢事と一般行政官へその範圍は任用令俸給令上判檢事と同等待遇のものとするとは本年度司法省既定豫算の許す範圍内に於て之を同一待遇となすへきは本来當然の措置なりとす。而して政府をして之か實行を諾せしむるは司法省當局の當然の責務に非ざるなきやを疑ふものなり。

然るに政府は現在に至る迄何等斯かる措置を講せずして慢然吾人に對し減俸諾否の意思表示を求む。吾人之を諾せむと欲するも能はざるに非ずや。

即ち吾人は一般官吏に對する政府の減俸政策の可否を茲に云為するの意思を有せざるも其の實施に付ては各有官吏全般に對し妥當公平ならざるへからざるを信するものなり。而して從來公認せられたる叙上特別事情の存するを無視して既に不審に菲薄なる奏任司法官の俸給豫算額に對しても一率に行政官並みの節減を遂行せむとするか如きは妥當公平なる減俸の實施なりとは断して信すること能はざるものなり。

斯くの如きは司法官をして益々不審に菲薄なる待遇を受けしめむとする企圖にして延びては司法官の放養及素質の向上を阻止するものと謂ふの他なく邦家のため吾人の絶對に承服し得ざるところなり。之れ實に吾人が今回の減俸を承諾し得ざる理由の主たるものなり。

今若し吾人が深慮するところなく直に之に承服を與へむか、それは行政府の意を迎へて裁判所構成法の保障を一片の空文に歸せしめ且つ司法部多年の既定方針を自ら蹂躪するにも等しく實に政府をして誤つて不審の政策を實行せしむるものなりと信す。

第三、吾人が差額献納の希望を有せざる理由

この問題に關しては最早殆ど言説を要せざるの感あり。要するに吾人は理論上も情義上も此の際減俸差額を無條件に國庫に献納すへき何等正當の理由を發見すること能はざるものなり。只檢事との關係に於て情義上差額献納を爲すへきものなりとの説に對し一言するに止めむとす。元より判檢事を同等に待遇する我が國從來の傳統に對しては吾人も何等異議なきところなりと雖も法律上の地位の保障に關して差異あるは兩者職責上當然なりと謂ふべく而して既に其の保障の差異ある限り今回の如き場合に一時的に俸給額の差異を生ずるは止むを得ざる結果なりと謂はざるへからず。尤も判檢事を常に同等に待遇するは政府殊に司法有の責任なるを以て其の間は檢事に對する俸給豫算に對しても既

定方針通りの節減を加ふることを爲さずして何等か俸給以外の方法を以て實質的に同等の待遇を講ずるか如き方策を採らざるべからざるは當然なり。之を要するに検事の待遇に関する問題を顧慮して吾人の態度を決せむとするは事の本来を顛倒するものにして政府の責任たるべき事項を吾人自ら消極的に配慮せむとするものなりと信す。

第四、將來に對する吾人の態度及希望

吾人が今回の問題を熟慮判断するにつきては各人各個人の利害の立場は全然之を改却して只國家將來の爲め司法部全体の地位及威信を如何にして保持向上せしむべきかを専念したることは自ら茲に叙説するを憚るも將來に於ても前記第二の項に於て述べたる趣旨に基き委任司法官全体に関する問題に付政府が誠意ある措置を講せざる限り吾人の減俸不承諾の決意に變更なかるべきことを聲明し置かむと欲す。

尤も吾人が從來不當の待遇を受け居るは單に俸給問題に留らず賞與制度等に関して一層甚しき次第なり。然れどもこは俸給問題とは自ら別個の問題なるを以て吾人は減俸の諾否を決するに際し特にかゝる問題を云爲するの意思を有せず。

今後政府も吾人の叙上減俸不承諾の意の存する所を諒解せられぬや國家將來の爲め適當の方策を講せらるべきを期待するものなるか、司法大臣閣下に於ては前記の如く減俸の形式即ち護法問題について御盡力相成らると同様に熱意を以て減俸の内容實質の問題についても政府をして其の方途を誤まらしめざるべからむため必ずや尚一層御盡力相成るべきことを信じて疑はざる次第なり。

今回の問題に関しては全國の先輩同僚の諸氏の多数が吾人と態度を異にせられたること、就ては重ねて云爲すべき何物をも有せず。これ全くその各自の立場及見解の相違より生じたる自然の結果にして等しく司法部のために専念する誠意に於て毫も差異なきは言を俟たざる次第なるを以てその互に撰擇したる手段方途は異ると雖も將來國家のため益々司法部の地位及威信の保持向上を計るべく一致協力致したきことこれ吾人の念願なり。

昭和六年七月下旬

(4) 其の他の各省に於ける運動

以上に述べたる鐵道、逓信、司法の各省に於ける運動以外に農林、商工、内務、外務、文部の各省に於て夫々獨立に政俸反對運動起りたるか此等は何れも前述のものに比較して輕微なるものにして著しき進展を示す事なく嘆願書乃至決議文を提出する程度に止まり五月廿五日深更鐵道省の妥協解決を見るに及び何れも大勢順應又は善處を決議して運動を打ち切りたり。

次に各省別に運動の概要を述べし。

五月廿五日午前各局課代表大會を開きたる結果十二名の代表委員を挙げ左記決議並に嘆願書を作成省内外高等官判任官一同の調印を取りまとめ午後六時松村次官の手を通して町田農相に傳達方を依頼せり。

決議

官吏減俸案の即時撤廢を望む
右決議す

農林省高等官判任官一同

嘆願書

官吏の俸給を減額せらるゝの儀有之候趣の所小官等の生活上並に精神上與ふる不安鮮少なからざるものあるを以て之を即時御取止の上安じて職務に従事し得る様特に閣下の御高配を懇願奉り候

農林省高等官判任官一同

廿六日農相は全局長を官邸に集め減俸案の説明を爲し次いで實行委員に會見を申込午後八時半より官邸にて會見諒解を求めたるも得る所なく更に翌日の會見を約したり。この日省内に「打倒減俸案」「赤字の責任轉嫁を付けよ」等のポスターが貼付せられ實行

委員の態度は稍強硬なるかに見えたり。

廿七日農林省に於て農相は省内全局課長實行委員を大臣室に招致諒解を求めむるに努めたり。十一時會見終るや、委員は省内に實行委員會を開き

- 一、町田農相の態度は餘りにも誠意なき故目的貫徹の爲一層結果を固めて猛進すること
- 一、委員は同一人か續けることは戦術上不利益であるから午後委員の選任を新にするこ
- と、若手事務官を中心とすること

一、午後二時より新委員司會の下に省内各課代表大會を開き今後の方針に付具體的協議を爲すこと。

等を決定引續き午後より秘密裡に對策を協議したるか減俸令も既に公布されたる後となつては眞正面より反對するも效果薄弱なるを以て減俸は一先之を承認すること、爲し之より受くる經濟的及精神的苦痛に對する補填方法を政府に要求すると同時に一方省内に共濟的經濟團體を組織して共濟の實を擧ぐることに方針を決定し左の如き決議案を作成し午後四時半より省内に開かれたる全省大會に於て之を發表、満場一致の承認を得たるを以て實行委員は決議を携へて農相に會見之を提出せり、而して農相より「諸君の要望に付きては相當考慮すべし」との言明を得翌廿八日全職員にこの旨を傳へ運動を打切る

一、今回の減俸案決定に對し衷心より遺憾の意を表明す。

一、減俸の實施に當りては減俸より受くる苦痛を緩和する為左記事項に付き特に閣下の御賢慮を乞ふ

(一) 今後の定期昇給は之を停止せざること

(二) 賞典手當其の他の給與は之を相當増額すること

一、將來積極的に職員の整理を為さざること

申合せ

今回減俸より受くる生活上の苦痛を自治的に軽減する為農林省内に共濟的經濟團體を組織すること

口 商工者

五月廿五日局課長を除く高等官全部及判任官以下は午後四時より各別に會議を開き減俸絶對反對の決議を爲し兩會より選出せられたる實行委員五名は同夜七時田島次官に面會し次官より商相に對し撤回に努力せらるゝ様申し傳へられたしと依頼したり。

一、高等官決議

今回の官吏減俸案は永年の財政政策破綻の負擔を官吏のみに轉嫁せんとするものにし

て夫自体既に不合理なるのみならず我等の現在並に將來の生活に重大なる脅威を與ふるものなり我等は懇忍自重して事件の圓滿なる解決を庶幾したるに今やその期待は全く裏切られんとするの狀勢にあるは甚だ遺憾とする所なり我等はこゝに減俸に對し總對に反對することを表明し断固たる決心を以て所信の貫徹を期す。

一、判任官以下決議

今回の減俸案は官吏の生活を危殆に導きその地位の保障を無視するものにして之か爲一般行政官の動搖を招き行政權の運用に支障を來す事明かなり吾人は深く之を遺憾とす。よつて左の條項を決議す。

一、減俸絶對反對、一、給與金減額絶對反對、一、昇給停止絶對反對、

一、人員整理絶對反對、

而して右の決議が容れられず減俸が正式に決定せられたるときは一同全部辭表を提出することの方針を決定したり。

右の狀勢に鑑み二十六日午後三時より各局課長は省内に集合協議し其の結果萬一部下が辭表を提出する場合には責任上局課長も當然辭表を提出すべきものなりと云ふに意見一致したるかこの報を傳へ聞きたる櫻内商相は午後七時四十分各局課長を官邸に招致し、

一、退職賜金は内規通り据置くこと、一、昇給は従前通とすること

一、手當賣典は減額せざることを妥協條件を提出し部下を慰撫し總辭職等の事なき様諒解を求め次いで實行委員とも會見し諒解を求めたり。

廿七日實行委員會は午前午後に亘り對策を協議し

- 一、辭表を提出して飽迄も反對運動をなすへきや
- 一、櫻内商相を信頼して妥協案に應ずへきや

を議したるか議論紛糾して容易に纏まらざりしも午後二時より各局課長の意見を聴取したる後五十余名より成る小委員會を開き無記名投票により裁決したる結果遂に軟論勝を制し

- 一、今後積極的人員整理を行はざること
 - 一、諸給與金は從來通りとする
 - 一、退職賜金制度は内規を勵行すること
 - 一、定期昇給を勵行すること
- の條件に對し商相が責任を以て保證するに於ては妥協すへしと態度を決定せり續いて實行委員會を開き午後九時に至り遂に小委員會の決定通り右の妥協條件を承認したるを以て小委員一同は直に櫻内商相と會見委員會に於ける決定事項の承認を要望したる結果商相よりあらゆる努力を為すへしとの言明を得茲に三日間に亘る反對運動は終熄を告ぐるに至れり。

ハ、内務省

内務省に於ても二十三日午前中各局課主任屬集合協議の上判任官一同の名を以て陳情書を提出することに決定二十五日迄に百八十名の署名を得同日午後五時代表者六名は次官官舎に潮次官を訪問し陳情に及びたるか同省に於ける運動は之以上の進展を見るに至らざりき。

陳情書

今回官吏減俸の計畫あるやの趣に有之候處官吏現下の生活状態に徴し甚大なる苦痛とする所に有之候間この邊焉と御考慮の上減俸の儀御見合せ相成様特に御配慮相願度奉願候也

ニ、外務省

五月廿五日午前局課長を除きたる省內高等官は左の陳情書を議決し高等官有志の名を以て正午永井次官を通じて之を幣原外相に提出したるか之に判較せられて局課長に於てもその態度を決定すへしとなし同日午後一時より緊急局課長會議を開き前記陳情書を支持するに意見の一致を見たり。

陳情書

俸給在勤俸其の他給與一切の減額案の急速なる撤回に關し御盡力を請ふ。

判任官に於ても廿五日午後五時より約一三〇名集合し左の如き決議を為すと共に高等官と同趣旨の陳情書を作成し永井次官を通じ幣原外相に提出したり。

決議

外務省判任官一同は本俸在勤俸並に諸給典の減額に絶対に反対す若決議す。外務省に於ける減俸反対運動も右の如く極めて微弱にして其の後他省に於ける同種運動の閑熄に從ひて廿七日大勢順應を決議するに至りたり。

ホ 文部省

五月廿六日省内七課長を始め奏任官の多数は左の如き意見具申書に調印し翌廿七日田中文相に手交するに至れるか文中専ら判任官の減俸による生活の窮状を訴へて減俸反対を論じたり。

意見具申書

政府に於ては今般月俸百圓以上の官吏全部に對し減俸を為すの企圖あるやに承知致す。處吾人奏任吏僚は暫く措くも判任吏僚に至つては實に永年孜々勤績の功ありて漸く百圓以上の月俸に到達し得たるものに有之若くも今般これをしも一律に減俸するに至らば誠之等の人士の多年の辛苦に酬いる所以に非ず之等の人士の餘裕なき生活に同情する所以に非ず希くは閣下の明察を以て右の事情を認識せられ少くとも右判任吏僚減俸の議は之を中止せられ之に代ふるに何等か適當の方法を以てせられんことを、文部本省は永年勤績の良吏多数なるを以て名ある所小官等は平素之等の人士の緊張せる職分精神とその恵まれざる經濟生活とを併せ考へて真に同情に堪へざるもの有之しか故に今次の減俸かその意氣を阻喪せしむることの如何に甚大なるべきか又その日常生活を窮地に陥らしむることの如何に苦しかるべきかを想ひ到底之を生視すること能はず即ち一同の思を一にして意見具申すること右の如し。

文部省関係にては本省の外直轄學校中横濱高等工業學校に於て反対運動起り全職員百余名は廿三日午後一時會議室に集合して反対決議を可決直に全國高工に電報を以て決議を傳へ賛成を促したり。

又折柄開會中の全國中學校長會議に於ても第三日川合仙臺二中校長は緊急動議として政府が眞に思想國難を憂慮するならば減俸整理等は之を思ひ止まるべきものなりと述べ、爲政者は國民思想善導上特に深甚なる考慮を望むとの決議案を提出満場一致を以て可決したり。

右の外大藏省に於ても廿二日主税局判任官は青木局長を通じ請願書を提出する等のことありたり。

(5) 植民地に於ける運動

内地官吏の減俸反対運動と共に朝鮮臺灣に於ける官吏の動搖も傳へられ減俸反対の陳情書決議文等の作成せらるゝを見たり、殊に此等植民地官吏は本俸減額に加ふるに在勤加俸の半減か傳へられその結果高率の減額を豫想せられたるを以て大いに生活を脅威するものとなし全國均一の俸給減額は忍ぶべしとするも植民地加俸の半減に付きては強硬に反対せざるべからずと爲す者多く反対の鋒先も專らこの点に集中されたるかの感ありき。

今簡単に運動の経過を尋ねれば

イ、朝鮮、廿二日京城高等覆審、地方の各法院判事團は協議の結果減俸反対の決議を爲したり。

廿五日總督府内務長以下委任官及判任官は合流して本俸及在勤俸減額絶対反対の決議を爲し實行委員を選出し別に各部長に於ても緊急會議を開催討議を協議せり。

廿六日逓信局内務内蔵に於て逓信部内從業員大會を開き減俸反対の決議を爲したり、今村内務局長は菊山會計課長を従へ反対陳情の爲上京し廿九日堀切拓務次官と會見在勤加俸減額反対の決議文を手交し次いで卅日原拓相とも會見陳情する所あり之に對し拓相は善處すへき旨約したり。

ロ、臺灣、臺灣に於ても五月下旬官吏減俸の報傳はるや官吏間に動搖を生じ反対運動に付きて尋々協議を爲しつゝありたるか内地官吏と一律の本俸減額に付ては己むを得ずと爲

す向多かりしも植民地在勤加俸の減額に付ては絶対反対の態度を採りたり

其後在勤加俸減額か後廻しとなり一時靜謐の状態にありしか六月十一日に至り遂に在勤加減も減額さるべしと聞きて總督府各課判任官代表百名は總督府食堂に代表者會議を開き協議したるか取敢へず代表者三名を擧げ午後四時半太田總督に面會を求め「加俸減額案中止方につき更に配慮せられたし」との再嘆願書を提出する一方若槻首相を初め各閣僚政界幹部に宛て陳情電報を發したり。

十四日に至るや、運動稍熾烈となり判任官代表者の會議席上に於て實行委員十七名の協議したる結果の報告を爲し「吾人は加俸減額に絶対反対しその目的を達成し得ざるときは辭職す」といふ實行委員十七名の連署捺印せる決議文を朗讀し目的貫徹の方法として

- 一、運動資金として全判任官より一ヶ月收入の十分の一を調達すること
- 一、總督又は總務長官に上京を懇請すること
- 一、總督府各局を初め各官廳より代表者一名宛を選定し上京せしめて當局に當らしむること

一、全島各地の聯絡を一層強固にすること
等を満場一致可決したるか其の後反対運動はよく統制せられ全島判任官は一齊に辭表を實行委員に託したるか如く更に總督府其他官廳の委任官に於ても夫々代表者として委

員を選び十五日決議文を内閣其の也各關係方面に向ひ打電したり。

(二) 無産者團體の反對運動

(1) 労働団体の運動

イ 日本労働組合全国協議會（全協）の運動

我國の國有鐵道部内には嘗て一部従業員を以て全日本鐵道従業員組合なるものを組織したることあるも幾何もなく消滅して現在現業員間には何等労働組合の組織なく（本省經理局所屬の被服工場の技工中には日本労働總同盟所屬の日本縫工組合に加入せる者あり）労働問題對象としては現業委員會なる一種の労働委員會制度を採用せり。従つて鐵道部内に於ける減俸反對運動は逓信部内に於ける運動とは異なり内部に於ける労働組合の策動はなかりしも部内に於ける反對運動の熾烈となるに從ひ外部よりの各種労働組合の策動も漸く著しく殊に日本鐵道と鐵道省局課長との妥協案の成立後に於ける現業員等の動搖に乗じて全協の策動最も著しく或は矯激なる激指令の類を飛ばして鐵道の總罷業にまで激動せしめんとしたるも鐵道當局並に警察當局の適宜の對策並に取締の爲め幸に事なきを得たり。

全協に於ては減俸反對運動が先づ鐵道並に逓信兩省を中心として起り次いで全官廳に波及せんとする形勢を見らや次の如き「減俸に對して労働者諸君に激す」及「減俸反對闘争に關する指令」と云ふ激文及指令を發し今茲の減俸は下級官吏と労働者を犠牲とする資本家地主及彼等の政府の偽稱的救済策なりと論し又減俸は次に來るべき大整理の前觸なりと断し減俸反對闘争の煽動及組織の方法も詳細に示唆して官吏並に官業労働者の反對運動を巧みに利用煽動し引いて全労働者の一大闘争に迄發展せしめんと計畫し既に鐵道の一部の方面には鐵道省運轉課名義の封筒を偽用して發送したるも右二種類の激文及指令とも安寧秩序を妨害するものとして内務大臣より發禁處分に附せられたり。

減俸に對して労働者諸君に激す

日本労働組合全国協議會

全國の労働者諸君

十九日閣議に於て資本家地主政府は官業労働者官吏の減俸を決定した二十八日は民政黨支部長會議に於て若槻は断固として減俸を決定することを聲明した尙安達は地方長官の東京に集合せるのを追返し彈壓を以て減俸を強制せよと命令してゐる此の如く彈壓を以て減俸を強制する一方彼等は無産黨改良主義組合官僚共一切を動員して減俸は労働者農民には關係がない減俸は國家經濟の爲めの國民の義務であるとホザキ大臣、大將の高率減俸などやつて労働者農民一般使用人の反抗をガマシしようとしてゐる、全國の労働者諸君

たか事實は最もハッキリと説明してゐる減俸反對の運動は全国的に巻き起つた鐵道従業員は既に全国的従業員大會を次行し斷固として反對してゐる通信労働者土木建築労働者へ丹那トンネル工事夫々等々續々蹶起しつゝある労働者諸君！減俸は吾々労働者に加へられた大鐵槌に世界資本主義國を吹きまくつてゐる恐慌におそはれ日本資本主義の古くからの行詰りは益々深まり經濟危機は醸成され全産業に亘つて大量着切價下げ労働強化強制され二百五十万の失業者は全國の都市農村に渦巻き働くもの食ふべからずと云ふ資本主義の經濟は日本に於てもまさに危機に當面してゐるかゝる經濟危機は資本家地主及彼等の政府によつては克服出來ないのみか今後刻々と政治的危機へと發展しつゝあるのた減俸による赤字(國家豫算に現はれた収入減でありブルジョア地主政府は現下の収入では切迫した今日の状勢では彼等の一切の政策は實行出來ない事を示してゐる)の埋合せはかゝる政治的危機のメバスであり同時に大きな原因なのだ、全國の労働者諸君、減俸は彼等の云ふ如く百円以上の俸給生活者のみへの攻撃か？断して否に、鐵道従業員の新期採用者中止と首切りによる一万余の減員とそれによる労働強化、八幡製鐵の臨休命令輪番制實施海軍工廠の一万の首切、土木工事中止繰延へによる土木建築労働者の首切通信労働者の首切と賃下等々の労働者への攻撃の延長に減俸は労働者の諸種の手當削減を含んでゐる而も日本に於ける國家資本經營が日本資本主義經濟に實に大きな部分を占めてゐるか故に減俸の攻撃は今や日本の労働者階級農民一般使用人の全体への直接の攻撃である明年度に於ける六千万近くの減収は今日の減俸が次に來るべき大整理の前ふれてあることをも示してゐる、全國の労働者諸君第五十九議會に於て決定した十五億の膨大な軍事費と巨大な労働者農民羣衆の爲めの警察費を再び想起せよ彼等は労働者農民使用人の犠牲の上に着々と軍備を擴大しソヴェト同盟への挑戦支那革命の粉碎帝國主義戰爭準備を行つてゐる失業着賃下労働強化の上に失業者かすゝるお粥の壺の中からも奪はれて行く膨大な税金全ての我々の犠牲は資本家地主と彼等の政府の放蕩に當られてゐるではないか、全國労働者諸君、斷固としてこの反動政策に逆襲せよ、諸君は資本家地主とその政策と一体となり吾々の闘争を偽購し腐敗させんとしつゝある無産黨改良主義組合官僚共を排撃せねばならぬ彼等は過去の全ての大小のストライキ紛議を資本家と地主にうり渡した如く減俸に反對する吾々の闘争をねむり込ませ様としてゐる社會民衆黨から労働黨總同盟から統一評議會までの全ての労働官僚共は減俸は直接労働者に関係はないと、社民黨大衆黨は減俸は小ブル層の生活低下で労働者には總て波及すると聲明してゐる)と主唱してゐる労働者の反抗を防止しつゝ、下級官吏一般使用人の反抗を労働者の闘争から引きはなそうとしつゝあるのた、労働者諸君！彼等の偽購を斷固として排撃せよ彼等の排撃

本主義經濟に實に大きな部分を占めてゐるか故に減俸の攻撃は今や日本の労働者階級農民一般使用人の全体への直接の攻撃である明年度に於ける六千万近くの減収は今日の減俸が次に來るべき大整理の前ふれてあることをも示してゐる、全國の労働者諸君第五十九議會に於て決定した十五億の膨大な軍事費と巨大な労働者農民羣衆の爲めの警察費を再び想起せよ彼等は労働者農民使用人の犠牲の上に着々と軍備を擴大しソヴェト同盟への挑戦支那革命の粉碎帝國主義戰爭準備を行つてゐる失業着賃下労働強化の上に失業者かすゝるお粥の壺の中からも奪はれて行く膨大な税金全ての我々の犠牲は資本家地主と彼等の政府の放蕩に當られてゐるではないか、全國労働者諸君、斷固としてこの反動政策に逆襲せよ、諸君は資本家地主とその政策と一体となり吾々の闘争を偽購し腐敗させんとしつゝある無産黨改良主義組合官僚共を排撃せねばならぬ彼等は過去の全ての大小のストライキ紛議を資本家と地主にうり渡した如く減俸に反對する吾々の闘争をねむり込ませ様としてゐる社會民衆黨から労働黨總同盟から統一評議會までの全ての労働官僚共は減俸は直接労働者に関係はないと、社民黨大衆黨は減俸は小ブル層の生活低下で労働者には總て波及すると聲明してゐる)と主唱してゐる労働者の反抗を防止しつゝ、下級官吏一般使用人の反抗を労働者の闘争から引きはなそうとしつゝあるのた、労働者諸君！彼等の偽購を斷固として排撃せよ彼等の排撃

の上によつて吾々の革命的要求を掲げ全ての労働者の統一の力て逆襲せよ労働者の工場から戦場からの大衆的行動労働者の大衆的罷業こそ資本家地主の攻撃を粉碎し得るそののみか大反抗しつゝある下級官吏一般使用人農民を吾々の戦列に引付け得る大衆的政治的罷業へ！これこそ日本労働者階級が奮闘してゐる目標だ！工場職場に即時各々の革命的要求を掲げ闘争を激発し大衆的政治的罷業へと邁進せよ。改良主義組合官僚共は小ブルジョアを労働者から切りはなし資本家地主の下僕にしやうとするファシスト的政策を粉碎せよ、吾々の革命的要求をハッキリと掲げよ、一労働者一般勤労者を犠牲にする減俸絶対反対、一資本家地主救済絶対反対、一税金は全部資本家地主に出させろ、一労働者農民を弾圧する軍革に警察費から失業手當をよこせ、一國家全額負擔の失業保険を即時制定しろ、一大量首切賃下時間延長労働強化反対、一退職金の増額諸手當の本給繰入れ、一賃金全般均値上、一七時間労働制にしろ、一工場軍事管理絶対反対、一帝國主義戦争反対、一ソウエート同盟支那革命を守れ、一失業と飢餓の資本家地主の政府を倒せ、一労働者農民のソウエート政府樹立、労働者は工場職場を基とする下からの革命的統一戦線を以て戦ひ、日本労働組合全國協議會の旗の下に！

減俸反対闘争に関する指令

全國労働組合全國協議會中央常任委員會

資本家地主の手先若槻内閣は「行き所のない矛盾」に落ち込んでゐる資本家救済の方法として官吏の減俸を實行し様としてゐるが、全官吏及従業員の猛烈なる反対に會ひまた最後の態度を決し兼ねてゐるかの様である。然し彼等は反対を押し切つて之を實行するであらうことは明かだ、吾々地主の代理人として直接労働者農民を弾壓し搾取してゐる大臣大將共が減俸され様か、首切られ様か、そんなことはどうでもよい。只吾々は労働者、勤労大衆の生活を破壊することによつて資本家地主の利益を守らうとする一切の政策に對して断乎として反対するのだ。殊に今後の減俸か、大臣大將も同一に減俸をするのだと云ふ見せかけて下級従業員の賣與、諸手當の減額、昇給停止、減額、賃下、労働強化を合理化するための政策である限り断乎として反対しなければならぬ。社會ファシスト共は此の減俸かやかて労働者の賃下の口實となるから反対するといつて、現實に官營のあらゆる工場に減額、賃下、賣與諸手當の減額、昇給停止、労働強化等か襲いか、つてゐる事を隠蔽し従業員の現實の不平不満を抑へつけることに依つて資本家政府の労働者一般勤労大衆への攻撃を助けてゐる。吾々はかゝる社會のファシスト共の欺瞞政策を徹底的に暴露し工場職場を基礎とする闘争委員會の結成下からの大衆の革命的統一によつてとすれば彼等の指導下にはまり込まんとする危険がある減俸反対の闘争を階級對階級の闘争の線上に立たしめなければならぬ。

日本資本主義の經濟危機は日を逐つて益々深刻になりつゝあり、それは政治的危機へ發展しつゝある。彼等が官吏の減俸に目を付けざるを得なくなつたこと、之に對する反對運動が全国的に捲き起され標としてゐる事實は政治的危機への過程を早めるであらう。減俸が單に官業労働者に對する攻撃ではなしに全日本の五百萬の工業プロレタリアート及び二百五十萬の失業労働者に直接間接至大の影響をもつてゐると云ふ事によつてこの減俸問題は日本の労働者階級が當面する大衆的政治的ストライキへの條件を一層促進した。然しなから現在の減俸反對の闘争は未だ労働者の闘争が強打に起されてゐず、又それが労働者の下からの闘争と結合されてゐない。云ふ点で多分に小市民的闘争にそれる惧がある。

吾々革命的労働者の任務は社會ファシスト共の大臣陳情演説會議一点張りの無力の闘争に反對し工場職場を基とし、ストライキ等々の闘争を組織し官吏の減俸反對運動を之と結合し労働者階級のヘカモニーを確立することである。

斯くしてのみこの闘争は階級闘争の線上に立ち得るのだ。全協の組合員はこの闘争を只に、官業の労働者だけの運動に止めるのでなく全労働者の間にこの闘争を煽動し、労働者の一大闘争として發展せしめなければならぬ。今や刻々に大衆的政治的ストライキの條件は熟しつゝある。吾々は此の大衆的政治的ストライキへの展望の下に工場

職場の一切の不平不満を取上げ、下からの大衆の統一の旗印の下に闘争を組織せねばならぬ。吾々全協協議會は現在偉かしか組織を持つてゐない基本的主要産業部門、鐵道軍需品工場大企業の中へカッチリと組織の根を下さねばならぬ

- 一、労働者一般労働者を犠牲にする減俸絶対反對、一、資本家地主救済絶対反對、
- 一、税金は全部資本家地主に出させろ、一、労働者農民を彈壓する軍事費警察費から失業手當をよこせ、一、國家全額負擔の失業保険を即時制定しろ、一、大重荷切賃下時間延長労働強化反對、一、退職賜金の増額賞與諸手當の本給繰入れ、一、賃銀の全般的値上げ、一、七時間労働制にしる、一、工場の軍事管理絶対反對、
- 一、ソヴエート同盟支那革命を守れ、一、失業と餓死の資本家地主の政府を倒せ、
- 一、労働者農民のソヴエート政府樹立

労働者は工場職場を基とする下からの革命的統一戦線を以つて闘へ！

日本労働組合全國協議會の旗の下に

全國協議會加盟の各組合は以上のスローガンを更に各産業別に企業別に状態に當はめて具体化し、工場内の日常不平要求と結合して之の闘争の階級的意義を一人々々の労働者にもれなく宣傳し即時下からの闘争を組織せねばならぬ。闘争の煽動及び組織は次の方法を取らねばならぬ。

- (1) 減俸か資本家地主の危機からのかれるための方法である事、彼等は労働者一般勤者階級を犠牲にすることによって自らを救済し様としてゐる事、従つてこれは全労働生活を更に破壊的な困窮に突落されるてあらう。吾々はこの闘ひに負けたならば餓死を宣告されたも同様である。労働者は自己の生命を維持するためには官業の労働者も、民間の労働者も、就業者も、失業者も一丸となつて闘争せねはならぬことは一人々の労働者にわかり易く教へなければならぬ。
- (2) 八十圓或は百圓以上の入達の減俸で労働者の不平要求を巧みにゴマ化せうとしてゐる彼等の欺瞞的な政策と社會ファシスト共の巧妙な闘争鎮壓手段を暴露し之と徹底的に闘はねはならぬことを煽動すること。
- (3) 労働者は工場職場を基礎として自身々々で闘争の組織を作つて闘はねはならぬこと、改良主義組合の指導者達に委せてゐては結局労働者の利益を蹂躪されるのたといふことを、生きた實例を示しなから宣傳し下からの大衆の統一大衆自身による闘争指導部闘争委員會の確立のみか強かに闘へるものと云ふことを煽動し吾々の創意によつてこの仕事をなさねはならぬ。
- (4) 工場職場を基礎とする大衆自身によつて選出された闘争委員會を全国的産業別に

- 或は地方的に統一し統一の闘争の指導を確立する方法をとること、この場合闘争の發展の方向に従つて統一的なアチフコのために闘争ニュースを發行されねはならぬ。
- (5) 吾々か闘争の準備及指導を獨自行ふことに依つて大衆を全國協議會の組織に引き入れるための活動が充分強力に行はねはならぬ。
- (6) 現在吾々の力か非常に弱いと云ふ理由で仕事を放棄し様とする一切の傾向に對して徹底的に闘はねはならぬ(之の点、吳の同志は海軍工廠の大整理に當つて最も模範的に活動した、同志達は自らの力を正當に評價しその上て一切の必要な対策を立てたと條件に應じて闘争した、同志達は大衆の×長を信じて仕事をしたから金城蕩地の海軍工廠に組織を打たてたことか出來たのだ。吳の同志の教訓を生かさねはならぬ)
- (7) 官業労働者と民間の労働者、就業者と失業者の統一戦線樹立のために闘ふことは緊急の必要事である、直接的には減俸の影響かない民間の労働者にあつては特に減俸か全労働者への攻撃であることを精力的に煽動し、官業労働者の闘争の應援と結び付けて工場職場内での不平要求を取上げられねはならぬ。
- 失業者の間にあつても同様な活動かなされねはならぬ、失業者と闘争しつゝある労働者とを具体的に結び付けるための特別の方法を講ずることは是非共必要である。
- (8) 官業に在る現業委員會或ひは類似の組織を此の闘争を通して自主化するための闘

争委員の改選や闘争機関への組織替へ等々これ等の闘争は御用機関の打倒自主的工場
委員会の確立のストロークと結付けて闘はねはならぬ。

以上か闘争の準備及組織に就ての注意の中心的であるか尚活動上の細かな点に付いて
はこの指令では省略する。各組織が最大限に創意を發揮して活動せねはならぬ。

次いで鐵道部内に於ける反對運動漸次高潮し來るや全協日本文通運輸労働組合國鐵
分會の名を以て「團結の力て減俸案を葬れ！」と云ふ指令を發し總罷業の脅威を以て
要求を貫徹すべしと煽動する所あり。

團結の力て減俸案を葬れ！

親愛なる國鐵従業員諸君！

今や吾々は喰ふや喰はすの餓死線に迄追ひやられ振として居る。産業合理化による強
制労働か如何に殺人的なものであるか諸君は身を以て経験してゐる。たとい從來公然
と政府が減俸を聲明しなくても既に我々は事實上の減俸の煮湯を吞まされて居る旅費
の半減昇給停止は優に我々の日常生活を脅かし其の上自然淘汰と定員不補充による強
制労働は我々をして日夜その肉を削り骨をそかるゝの思ひを爲さしめてゐる。
然るに此の上尙資本家地主本位の日本政府は吾々の頸上に減俸の鐵槌を下し鐵道減収
の尻を拭はうとしてゐる。

五十銭の減俸一圓の減収と雖も直に日常生活に脅威を感じる我々鐵道従業員労働者の
給料を減する前に何故三井三菱等への公債利子の繰入れを延期しないのだ？

何故政府は所得税相續税等の税制改革に依つて資本家地主から税金を遠慮なく取り上
げないのだ？ 然し 諸君！ 假令三井三菱への利子繰入れを差し止め税制改革をや

らうとも此の不景氣は底無した資本主義國家に必然的にやつてくる不景氣に此の不景
氣を假りに通り越す事か出来ても次にやつてくる不景氣はもつと深刻であり文字通り
我々を塗炭の苦しみへ投じたすのたその災厄を吾々か逃れる途は只一つ今日のブルジ
ョア地主の國家を労働者農民本位の國家に塗り変へる事此れのみだ。

諸君！ 時を誤る事勿れ!!!此度こそ八十圓以上の減俸であるか次は雇傭人の減俸だ!!
今こそ全國二十萬鐵道従業員の結果奮起し全協加盟國鐵従業員組合の旗の下に結集し
て生活權擁護の爲に闘ふ時だ。

一身を賭して諸君の利益擁護の爲に日夜野蠻的彈壓に抗して闘つて居る全協加盟の國
鐵従業員組合こそは諸君の眞の味方であり眞に信頼出来るものである。諸君！ 事既
に此處に至りては我々の採るべき途は只一つだ。三井の大番頭江本は彼のつまらぬ体
面上泣き落としや請願では減俸案を撤回しないであらう。途は只一つだ解決は只一つ
だ！ 我々に許された只一つの武器全線罷業によつてのみ我々の要求は貫徹する。重

ねて云ふ。時機を誤る勿れ。時は今だ！ 全鐵道従業員は直にゼネストの準備をせよ。
 一、従業員のみを犠牲にする減俸案絶対反対！！
 一、退職賜金を確立しろ！！
 一、歳入不足は三井三菱への利子繰入年額五十萬圓を當てる！！
 一、俺達の利益は俺達の手で獲れ！！
 一、當局の偽購に乗るな！！
 一、労働者の味方を装ふ社民黨のムラ幹に購されるな！！
 一、ゼネスト（総罷業）で減俸案を喰ひ止める！！
 一、眞の味方全協加盟國鐵従業員組合の旗の下へ結集しろ！！
 一、國鐵従業員の全國的奮起萬歳！！

全協加盟日本交通運輸國鐵分會

五月二十五日鐵道部内に於ける反對運動自熱化するや再び全協日本交通運輸労働組合の名をもって「減俸問題について國鐵の全従業員諸君に徹す！！」と云ふ檄文を發し各種のスローガンを掲げて絶対反対を強調し二十五日夜鐵相と局長の妥協案成らや二十六日には「要求をまとめ全員腕を組んで當局へ押しかけろ！」と云ふ指令を出し全國的指導部の組織方法まで圖示して總罷業を煽動したり。

減俸問題について國鐵の全従業員諸君に徹す！！

國鐵全従業員諸君！ 世界的の經濟恐慌にまき込まれた日本の資本家共は今迄のやうな蔭からの偽購的採取方法では到底間に合はなくなつて濱口反動内閣の時ミンを付けた減俸を又もや是が非でもやらなければならぬ程になつた。之は形式的には所謂赤

字の穴埋てあることは廿二日現業委員に對して爲した江本鐵道大臣の演説によつて明かに説明されてある所であるかその即ち是が非でも押し通す赤字の穴埋と言ふのは金融資本家共への利拂ひ及び一切の資本家共に忠告せねはならないからと言ふことを意味するのた。この点を江本鐵相は重盛流の比喻を持ち出してハツキリ説明してゐる。即ち忠へ資本家へ「ならん」とすれば孝へ俺達労働者の爲に「ならす」と。そして結局は國即ち資本家の爲に犠牲になつて呉れ！そして常日頃辛い仕事をさせるとき決して待遇は悪くしないと言つたことに對して陳謝すると。たか諸君！ 俺達にとつて大臣の陳謝か必要なのか？ 大臣の陳謝で満足して居られる程俺達に餘裕があるのか？ 否、斷して否た。俺達の要求するのは大臣共の百萬圓の陳謝でなく

一、クビ切り反対！
 一、諸給與手當の減額反対！
 一、退職賜金の減額反対！
 一、一切労働強化反対！

なのた。この切實な俺達の要求に對して資本家の番頭江本鐵相は資本家共の利益の爲に一切のブルジョア權力を總動員して蹂躪せんとしてゐるのた。
 國鐵全従業員諸君！ 資本家地主の反動若親内閣は始め減俸の限度を月給五十圓以上と定めたか月給五十圓六十圓のものは鐵道現業員の中堅であつて運輸の生命を握る機關車乗務員であるのた。然も刻々激化する反對の叫は之等中堅分子をして如何なる結

果を生せしめらやも知れないと言ふので豫定を變更し百圓以上のものからと限度を引上げたのだ。たか諸君！百圓以上とした事は俺達下級現業員の減給を永久に中止したと言ふことではないのだぞ。先づ百圓以上の所長主任級以上の鐵道運輸に事實何の力もないもの、応き衰入りせざるを得ないものを減俸しておいて直に之等を手先として彈壓しなから俺達の給料を減らそうと企んだのだ。實際所長主任共と一所になつて反對運動をやるのは何てもないか長主任とか助役とか監督とか俺達を直接彈壓するものを何ふに廻して反對運動をやるのか如何に困難であるかは諸君のよく経験してゐる所なのだ。この關係を政府は見抜いたのだから減俸の限度を百圓以上にしたことは却つて俺達の反對運動を困難にした結果になつたといふ事をハツキリ考へねはならないのだ。従つて俺達にとつて大切なことは減俸の限度の問題でなく一切の假面をかなくりすて、眞正面から給料を減らさねはならなかつたこと、従つて減俸の限度を今度は百圓にしても遅かれ早かれ必ず俺達を減給して來ること給料を減らして來る當局は必ず諸手當及旅費日當年功加俸退職賜金及幾多の犠牲を拂つて戦ひ取つた都市手當を撤廢又は減額して來るにきまつてゐると言ふこと、更に以上のやうな攻撃をして來る當局は將來極度に仕事を辛らくしてドン／＼首にすること等に對してハツキリした見透しを付けそれに基いて闘争をせねはならぬと言ふことだ。

國鐵全従業員諸君！諸君の利益を反映し要求を通す機関と考へてみた現業委員會は俺達従業員の爲にとれたけなかつたか？現業委員會と言ふ制度があるからと言つて俺達の自主的闘争機関労働組合の結成を妨害し機関手會運轉手會及驛員等の活動を彈壓しその自主制を剝奪して一切の要求を老練巧智の方法で骨抜きにして來てゐるのだ。事實さうする目的で當局が作り上げたのか即ち現業委員會制度なのだ。従業員の要求をゴマ化し不平の爆發を防ぐために設けられたのか現業委員會制度なのだ。だから俺達はこんなゴマカシの現業員制度にたよることは油をもつて火の中に飛び込むと同じで俺達を自滅に導く以外何ものもないのだ。では俺達はとうすれば俺達の利益を守り色々な要求を貫徹することか出來るか！現業委員會に一切の闘争を委せて局長や大臣と交渉させることか？漸して否か。一ニの代表者に俺達の切實な要求を委せては要求が通らない計りてなく代表者は買収される危険があるのだ。見ろ自分達の俸給を下けられろのだ、俺達下級従業員の力を踏臺にして喰ひ止めやうとすることは長主任や外ラ幹現業委員共は「外部運動に對して妄働せざることを指令して全労働者との共同戦線を妨害し組合の結成を妨げ」罷業を為すへからさることしを申合せて始めから闘争を抑へ付けてゐるのだ。俺達の力はストライキだ！戰鬥的な組合を作り上げることをた！こゝうした最後の計畫のない、しかもそれらを妨害する指導者達かやつてゐるから江木

は減俸断行を聲明してゐるのだ。俺達の闘争は飽くまでも労働者唯一の武器としての團結の力を右手に労働者の大衆的な要求を左手にして闘はなければ俺達の要求は何一つとして通らない計りてなく益々仕事は辛くされ賃金は引下げられる計りた。俺達は天下りの現業委員会制度をケトはして機関庫電車庫車庫所驛工場電力保線發電電開閉と言ふ工合にそれ／＼の職場を基礎に同職別に更に地方別に代表者會議をもつて團結せねばならぬ更に又他の交通運輸労働者、全労働者との提携の下に全資本家に向つて戦ふのみた。最後のドタン場へ行けば必ず力と力なのだ。如何に立派な現業委員会でもガツチリした基礎、機関手會とか運轉手會とか驛員會とか即ち自主的工場委員會なしには結局なんの闘争も出来ないのだ。

國鐵全従業員諸君！ 國鐵は國家事業だ。そして官吏たそのタマゴだ。だから他の労働者と違ふなど、散々ゴマカして探つて来た國鐵は今やその假面をカナカリ捨てたのだ。國鐵はよくなるとも悪くならない鐵道様々の幻想は壊されたのだ。常日頑親た兄たと微温的な温情主義をふりまいた當局は資本家のためにその偽購てあることを自ら曝露したのだ。資本家の忠實なる番頭江木鐵相は職員が減るのをそのまゝにして過去一ヶ年間一萬人からの人員を整理したのだ。そしてその人達のやつてみた仕事は全部残りのものにやらせおまけに色々な手當は減つて収入は益々低下してゐるのだ。

三千の強制的クビキリは發表された而もこうした大量カク首はあとから／＼とやつてくるのだ。

日本資本主義の血脈を握る國鐵従業員諸君！ 俺達の勝敗は全日本の労働者の解放を決するのだ。職場／＼で機関手會運轉手會驛員會等をかツチリ固めろ、そこから代表者を公選して同職別地方別の闘争委員會を結成し、全国的に統一しての闘争委員會か一切の闘争を指導するんだ。そうしてこそ力強い闘争も出来るし要求も貫徹するのだ。全従業員は即時ストライキを断行しろ！

- △減俸、並に諸手當削減絶対反対！
- △退職賜金の減額反対！
- △職首辞職勧告絶対反対！
- △給料を下けず七時間労働制の確立（乗務員の六時間制）！
- △共済組合の掛金を當局全額負擔！
- △一切の給付は當局か全額負擔しろ！
- △共済組合の管理權をよこせ！
- △事故に依る一切の處罰絶対反対！
- △不當轉職轉勤反対！
- △昇價切下、時間延長、労働強化反対！
- △軍事管理絶対反対！
- △帝國主義戦争絶対反対！

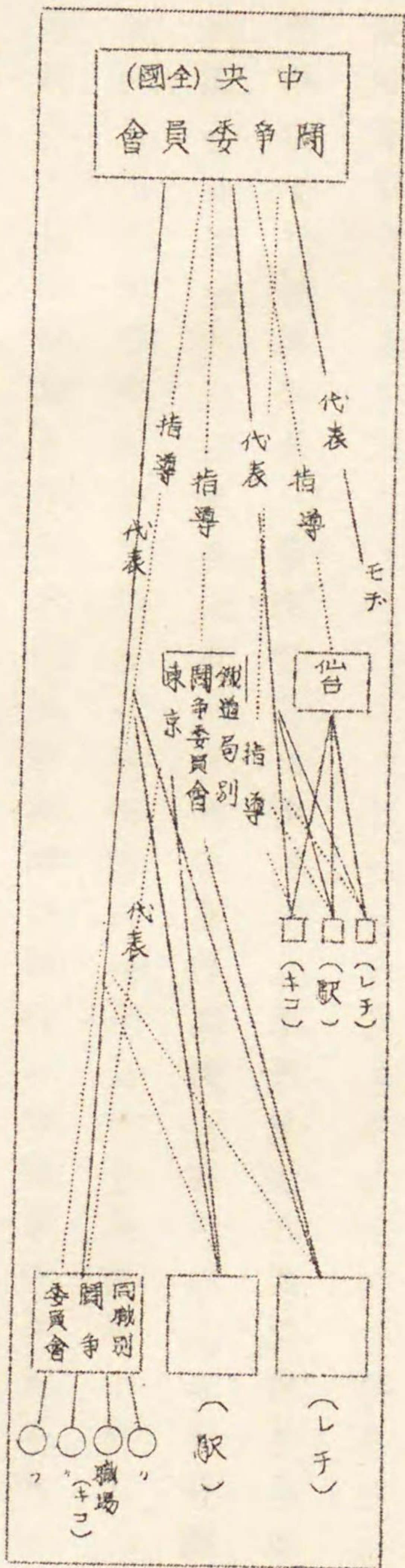
國鐵全従業員の團結萬歳！！ 全協、日本交通運輸労働組合の旗の下に！！

一九三一、五、二五 全協、日本交通運輸労働組合

要求をまとめた全員腕を組んで當局へ押しかけろ！！

△各課長、主任は裏切つたぞ！ △各局別下級従業員に依って同職別闘争委員を速
び出せ！ △同職別代表に依って全国的指導部を作れ！ △一切の指導をこの指導部
で！

一 二 〇



一、減俸並に諸手当削減絶対反対！ 一、退職手当退職賜金減額反対！ 一、首切り辞職
勧告絶対反対！ 一、給料を下けずに七時間労働制の確立乗務員の六時間勤務！ 一、定
期昇給制の確立！ 一、一切の諸給付當局全額負擔！ 一、共済組合掛金當局全額負擔！
一、有資格者に資格変更を即時實施せよ！ 一、共済組合の管理権をよこせ！ 一、事故
に依る一切の處罰絶対反対！ 一、不當轉勤轉職絶対反対！ 一、單價切下げ時間延長勞
働強化反対！ 一、軍事管理絶対反対！ 一、帝國主義戦争絶対反対！ 一、國鐵全従業
員の團結萬歳！ 一、全協日本交通運輸労働組合の旗の下に！

五月二十六日

全協 日本交通運輸労働組合本部

而して減俸案も最終的決定を爲し鐵道有其の他各省に於ける反対運動も全く平靜に
歸したる後に於ても全協に於ては執拗なる運動を續け五月二十九日に至りても又東交
革命的反対派の名を以て「撥」を發し逆襲の火蓋を切つて交通セネストの導火線に火
をつくへしとの煽動を爲したり。

撥

吹きつ募る産業合理化^{大量職下}の嵐！ 失業者の洪水！ 刻々に迫る死屍の山帝國主義戰
争！ 俺達は戦はずしてこの過勞と壓迫と貧苦と不安の中に死んで行くのか。
否！！兄弟！ 偉大なる階級戦の前夜今こそ生んが爲の逆襲の火アタを切れ！ 交通セネ
ストの導火線に火をつけろ！ 見ろ！ ソビエトロシアには一人の失業者もなく五ヶ年計
劃は躍進！ 労働者の賃銀は戦前の七割増しだ！ 俺達も失業と飢餓の政府を倒そう！
國鐵二十萬の兄弟！！ 東都市電一万三千の従業員は諸君の蹶起を期待し固き握手を送る！
鐵首絶対反対！ 辞職勧告反対！ 減俸絶対反対！ 交通労働者のセネスト萬歳！！

一九三一 五 二九

全協加盟日本交通東京支部

東 交 革 命 的 反 對 派

鐵道部内に於ける減俸反対運動に對する全協一徹の策動は右の如くなるか此の他全
協日本一般使用人組合にありては五月二十六日次の如き「全官廳使用人諸君に撥す」

一 二 一

と題する記事を麹町區大手町附近の官廳街に於て撤布して罷怠業を煽動したり、

全官廳使用人諸君に檄す！

全官廳使用人諸君！ 六月一日から實施される減俸問題は決して高等官や判任官だけの問題ではないのた、百圓以上の官費に減俸して置いてそれ以下の下級官吏の首キリをタクラんで居るのた、それはかりてない諸君の大事な賞與や手當を廢止し或は減額される事は火を見るより明らかた！

全官廳使用人諸君！ 減俸問題は高等官判任官の問題よりも給料の少ない雇員や傭人にとつてもつとも大きな問題なんだ！ この不景氣に首切られたり賞與や手當を減らされたら明日から如何して人間並の生活か出来るか？ 俺達は上の役人にさかせて大臣に嘆願書を出した、けでは決して俺達の要求は貫徹されないのた！

全官廳使用人諸君！ 鐵道省逓信省農林省商工省は既に起ち上つたぞ！ 俺達は直ちに各課又は各局毎に職場大會を開いて要求をまとめ大衆の中から二名宛の開争委員を選出し各省毎に開争委員會を作れ、断然サボストを通して俺達の要求を貫徹しろ！

△資本家地主政府の減俸強硬絶對反對！ △官廳合理化發合による首切り絶對反對！
△賞與減額絶對反對！ △昇給停止絶對反對！ △勤務三年以上の給仕臨時雇員を即時雇員にしろ！ △學問採用絶對反對！ △居残り夜業に手當をよこせ！ △公

務以外の雜用を即時撤廢しろ！ △給仕の休暇を一ヶ年に二十日を與へろ！ △俺達の團結の力て俺達の要求を闘ひ取れ！ △全協日本一般使用人組合の旗の下に！

全協日本一般使用人組合東京支部

又全協日本通信労働組合に於ては豫て日本労働總同盟連友同志會乃至逓信従業員會聯合會に對抗して逓信部内の従業員間に喰入りつゝありしか減俸問題に關し

東京府下淀橋町角筈渡橋郵便局門柱及局外電柱に全協日本通信労働組合記名にて

減俸實施による労働者の生活悪化絶對反對 六月九月首切絶對反對、勤勉ホーナ

ス減額昇給停止、絶對反對 失業者の生活を保証しろ、連友カラ幹を叩き出せ

御用従業員會を粉碎しろ、失業と飢餓の政府を倒せ、全協日本通信の旗の下に、

と記載したる記事を貼付し減俸絶對反對を宣言すると共に連友同志會並に逓信従業員會聯合會排撃の態度を表明せり、

尚此の他の全協系の運動としては全協日本電氣労働組合に於て「減俸に對して東京地方電氣労働者諸君に檄す」と題するアジビラを發行して關係方面に配布し又全協本部に於ては五月二十八日附を以て機関紙「労働新聞」の特別號（号外）を發行し「減俸反對闘争を機會に労働者の大衆的政治的ストライキを組織せよ——革命的労働者は此の闘争の先頭に立つて闘へ！」其の他減俸反對に關する論文乃至記事を掲げたり、

尚又全協日本金屬労働組合に於ては五月三十一日附を以て機関紙「金屬労働者」第二十三号を發行したる中に「減俸問題の本質は何か？減俸反對の闘争を工場の中から捲き起せ！」と題する敍文を掲げたり。

減俸に對して東京地方電氣労働者諸君に撒す

日本労働組合全國協議會日本電氣労働組合東京支部常任委員會
東京地方の全電氣労働者諸君!! 資本家地主政府は官業労働者官吏の減俸を十九日閣議に於て決定した彼等はそれを發表するや否や官吏を先頭にする大衆的抗議を受けあわてふために五十圓以上の官吏労働者に對する減俸を百圓以上にくり上げ妥協的修正案を出して遂に勅令を以つて減俸を断行したのだ。口に失業者「救済」を叫びつゝも此の二百五十萬を突破する失業者を實際に救済し得ずして遂に減俸を勅令を以つて強制するのは何と奴等か遁辞を言はうとも彼等の政策も實行し得ない實際をバクロすると共に日本の政治的危機を吾々の目前へさらけ出してゐるのだ。

この減俸の實施は更に吾々労働者の大量職有價下げ労働強化の猛襲の前ぶれた。

東京地方の全電氣労働者諸君!! 彼等は全産業に亘つてこの經濟的攻撃をあげせかけてゐるのだ! 見ろ! 吾々電氣労働者に向つては現に市電従業員一般に對する昇給停止、賞與四割減、停年制撤消電力に對しては歩の撤廢、人員減、東電従業員に對し

ては五大會社合併の準備を進め二百の本社従業員の職有断行し更に歩割り人員減の攻撃をやつてゐるではないか。

これに對する闘争の火の手は擧つた、市電電力従業員は現在サボを繼續し更に強化しマスト目かけて闘争を進めてゐる電燈従業員も職場大會を開いて共同闘争に向はうとしてゐる東電従業員は各職場毎に職場大會を開催し全従業員の闘争蹶起の氣運を高めて従業員共同闘争の實現を期してゐるのだ!

この時に當つて市電々労働幹部共は口に全協解消となへつゝも大衆進從主義をモットーとして一片のおびなり指令を發して指令の徹底を實行し得ずその方法をも取らないて大衆は立たぬの一天漲りて闘争から抜け出さうとし誰か代つて闘争して呉れ、はよい位に考へ當局からの妥協案が出るのをまちこかれ闘争を打ち切りふとしてゐる、東從佐良土一派は従業員全体の闘争蹶起の氣運を見つゝも組合大會を開催し組合員だけの闘争に限らふとし不平不満をもつて集合せる戰闘的職場従業員の入場を拒絶しその發言を封して闘争鎮壓をやつてゐる。

彼等から幹の正体は明らかた! 何時如何なる場合でも彼等は資本家共の味方として労働者の味方ツラをして裏切つて行くのだ! 東京地方の全電氣労働者諸君!

東電従業員の闘争を採擧に市電東電のギマン政策をバクロし排撃しつゝ、他の電氣産業

の労働者に訴へ革命的な要求を掲げ産業線に燃ゆる闘争の力をまとめ逆襲しろ！
工場職場を基礎とし日頃の不平不満をバク發させ産業的に大衆的な示威とストを以つて闘争してこそ會社當局の攻撃を粉碎し減俸の攻撃を受けた官吏労働者と共に横暴なる資本家地主をやり込めることが出来るのだ。

東京地方の電気産業の總罷業へ！ これこそ吾々東京地方の電気労働者の當面の目標だ！ 市電東電の従業員は即時共同闘争に進め！ 職場大會、従業員會を開き不平不満を要求にまとめ當局會社にたゞさっけストを決行しろ！
吾々のスローガンはこうだ！

- 一、減俸絶對反對！
 - 一、歩削り步撤廢人員減絶對反對！
 - 一、停年制撤廢昇給停止賣典削減反對！
 - 一、五大會社合併による撤首強制轉勤反對！
 - 一、労働者農民を彈壓する軍事費警察費から失業手當をよこせ！
 - 一、國家全額負擔の失業保険をつくれ！
 - 一、退職金の増額費共済手當を本給に繰り入れろ！
 - 一、七時間労働制にしろ！
 - 一、帝國主義戦争反對！
 - 一、ソビエト同盟支那革命を守れ！
 - 一、失業と飢餓の資本家地主政府を倒せ！
 - 一、労働者農民のソウエート政府を作れ！
- 逓友同志會並に逓信従業員會聯合會の運動
労働組合中今回の減俸問題に関し最も熾に反對運動を試みたるものは日本労働組合

全國協議會か外部より働きかけたるものを除けば日本労働總同盟所屬の逓友同志會並に逓信従業員會聯合會なるか之等組合の運動に付ては三、減俸反對運動の概況の(一)の官廳に於ける運動の(二)「逓信者に於ける運動」中に詳細に記したるを以て茲には之を省略す。

ハ、官業労働總同盟其の他の官業労働團體の運動

現在官業関係労働組合の主なるものは海軍労働組合聯盟、官業労働總同盟、日本製鐵労働組合聯合會、日本労働總同盟所屬逓友同志會等なるか政府の減俸案實施略々明瞭となるや官業労働總同盟の政選善善、逓友同志會赤松克宮等に於て打合せの結果五月廿五日午前十時より東京芝日本労働總同盟本部に於て減俸問題に関する全官業労働組合協議會を開催することに決したるか官業労働總同盟所屬東京官業労働同盟會に於ても廿二日夜小石川の本部に理事會を開催、名古屋、大阪、小倉、八幡の各加盟組合に官業労働者大會を開催するやう激電すること采る廿五日官業總同盟主催全官業労働者大會を開催すること等を決定し次の如き減俸反對の聲明書を送したる。

減俸減給反對聲明書

政府は財政破綻跡縫の爲め物價低落を名として官吏の減俸を計劃し進く其れを實行せんとしてゐる。言ふ迄もなく官吏減俸はやかて政府の現業に従事する雇員以下の現業

員に對する減給賞典減額昇給停止退職手當減額共濟組合政府給與金減額等々を招來することは明かな事實であつて減俸の下級従業員に及ぼすとす政府の宣傳の如きは何等信するに足らざる事は共濟組合政府給與金を本年度より天引五分百餘萬圓を減額し秘かに實行しつゝある事實を以ても明かである。

政府事業に従事する下級現業員の給與亦民間の其れに辛じて平衡を保つに至りたるは近々二三年のことにして民間一般か好景氣に惹かれつゝある時陥々たる物價騰貴にもかゝはらず官業下級現業員(例陸軍各廠、專賣局、製鐵所)は三十四錢乃至六十錢の曰給を以て忍苦に堪へねはならず吾等の要求は豫算を名として着りみられなかつたのである。物價底落を名として豫算實行中途にして行はんとする現内閣諸公は此の如き過去の悲惨なりし経緯を果して何んと考へてゐるのであるか。

我が官業労働同盟はその創立以來官業労働者現在の給與獲得の爲め身を以つて戦ひ來つたものであり政府かその責任たる財政破綻の犠牲を五十萬官業労働者に轉嫁せんとする一切の政策に昨夏以來猛烈に抗争し來つたのであるかその最も露骨なる現はれたる今回の官吏以下の減俸減給賞典減額昇給停止退職手當減額共濟組合政府給與金減額等々に絶對反對を表明し併せて決死的闘争を展開することを聲明する。

昭和六年五月二十二日

東京官業労働同盟
東京工務従業員組合
炭橋煙草労働組合
直屬芝煙草支部

大阪に於ては翌廿三日官業労働同盟向上會主催にて大阪官公従業員大會を開催したるか出席代表員は向上會、大阪煙草労働組合、大阪市従業員組合の三組合より約二百名にて議長に宮本静一を推し各組合代表より官吏の減俸問題は獨り官吏のみの問題に非ず近く官公従業員にも襲ひ來ること明瞭なるを以て此期に阻止の運動對策を講ずへしとなし次の如き決議を可決發表したるか各組合よりの代表六名は大阪府廳、造幣局、遞信局、鐵道局、市役所、煙草專賣局等を訪問決議文を手交陳情せり。

次 議

今や政府は歳入減の責任を不遇の立場にある下級官吏までに轉嫁せんとする不條理なる減俸は我等は絶對に反對するものである。斯る無暴なる行爲は益々我等官公下級従業員の生活を脅威し延いては民間、會社、工場、賃金低下賞典減額昇給停止となり從而一般大衆の消費は減退し購買力の萎縮となり益々不況は深刻となることは明である。斯の如きは名を財政整理に藉り自己の政治

的手腕の無能を隠蔽し且つ國民に不幸を強ふるものと断すへきてある。
殊に我等官公下級従業員は豫算削減により収入低下、欠員不補充による労働加重等忍
び難き犠牲の轉嫁は今日既に甘受して居る。然るに為政者は更に下級官公吏並に現業
員の人員整理、減給、賞與減額、昇給停止等々甚多の過酷な犠牲を強要せんと企圖し
てゐる。

我等は飽くまで政府の非を糾明し左の如く主張するものである。

- 一、下級官公吏の減俸絶対反対
- 二、社會實情を無視し資本家に迎合する徹首絶対反対
- 三、減俸に伴ふ現業員の収入低下并に労働條件改悪絶対反対
- 一、賞與昇給低減停止絶
對反対

右決議す

昭和六年五月二十三日

大政官公従業員大會

前述せる東京官業労働同盟主催の全官業労働者大會は廿五日午後六時より東京小
石川區表町小學校に於て開催せられたるか出席者は約五百名にして此の内には大政
名古屋、八幡等の代表も加はりたるか渡邊善壽の司會、大塚定次郎を議長として、
減俸減給絶対反対 (2) 昇給停止絶対反対 (3) 賞與減額絶対反対 (4) 退職手當減給絶対
反対の四件を可決し次の如き宣言及決議を可決し實行方法としては代表委員を擧げて

陸軍大臣專賣局長官及製鐵所長官に提出すること、總同盟所屬工場懇談會員に指令し
大會決議と同一内容を持つ要求書を提出すること等を決定せり。

宣言

政府が財政破綻彌縫の爲め計畫したる官吏の減俸に對する反対運動は益々白熱化しそ
の決戦か迫りつゝある。

官吏の減俸かやかて雇員以下の現業員に對する減給賞與減額昇給停止退職手當減額共
濟組合政府給典金減額等々を招來することは明かなる事實であつて減俸の下級従業員
に及ぼすとす政府の宣傳の如きは何等信するに足らざること共濟組合政府給典金
を本年度より五分天引百餘萬圓を減額し秘かに之を實行しつゝある事實を以ても明ら
かである。

政府事業に従事する下級現業員の給與が民間の其れに辛して平衡を保つに至りたるは
近々二三年來の事にして大正七八年の滔々たる物價騰貴時代は初給三十四錢といふ薄
給を以て生活苦を深刻になめさせられ之を打開せんとする吾々の要求は豫算を名とし
て殆んど省みられなかつたのである。

政府が此の如き經緯を考慮せず豫算實行中途にして下級現業員の諸給與減額を企圖す
るか如きは暴挙も甚だしきものと言はねはならぬ。

吾等は如上の立場に立つて官吏の減俸は勿論下級現業員の減給賞與減額等々に絶対反對し飽くまで是か貫徹に向つて決死的闘争を展開することを宣言するものである。

昭和六年五月廿五日 官業労働總同盟主催 全官業労働者大會

決議

本大會は政府かその責任たる財政破綻の犠牲を多数下級現業員に轉嫁せんとする意圖の下に成される諸給與減額に對して抗争を以て飽くまで之か貫徹を期す。

- 一、減俸減給絶対反對、一賞與減額絶対反對、一昇給停止絶対反對、一退職手當減額絶対反對、一共済組合政府給與金額額絶対反對

右決議す

昭和六年五月二十五日 官業労働總同盟主催 全官業労働者大會

右の全官業労働者大會の代表渡邊善壽(東京)西浦宇吉(名古屋)村井小之助(大阪)大平嘉三郎(八幡)の四名は廿六日午前十時半演説軍有に杉山次官と會見大會に於て決定せる宣言書及決議文を手交し今回の官吏の減俸に依り雇員以下の減給賞與減額昇給停止等無きやう懇願し退出せるか午後二時には渡邊善壽外六名大藏省内專賣局を訪問平野長官と會見、渡邊より減俸案は現在大問題を惹起しつゝあるか今後労働者の上迄波及さるゝことありては重大事なるを以て此際豫め意思の存する處をお傳へすべしと述へ大會の決議文を手交し退出せり。

減俸問題に關し上京中の總同盟中央執行委員長西浦宇吉は廿七日歸名せるか本名提唱の下に同日夜名古屋向上會本部に於て向上會名古屋煙草従業員組合、遠友同志會名古屋支部聯合會より代表者十二名集合中評官業労働組合聯盟委員會を開催せり。先づ西浦より東京に於ける反對運動の状況各関係當局訪問の經過等報告の後、官吏減俸に伴ふ吾々の日收低下に關する對策を協議の結果各團體より代表委員を選出し專賣局長名古屋工廠長、逓信局長を訪問次の如き決議文を手交することを決したるか翌日代表委員三名は前記決定に従ひ夫々陳情せり。

決議

吾等は政府の責任たる財政破綻の犠牲を下級従業員に轉嫁せんとする左記諸給與の低下に反對し飽くまで之か貫徹を期す。

- 一、日收低下絶対反對、一賞與減額絶対反對、一昇給停止絶対反對、一共済組合政府給與金額額絶対反對

右決議す

昭和六年五月二十七日 中部官業労働組合聯盟 名古屋向上會

煙草従業員組合 名古屋遠友同志會

官業労働総同盟所屬淀橋煙草労働組合に於ては五月廿九日夜収入低下反對煙草労働者大會を東京府下淀橋町貸席多加良亭に於て開催せるか出席者百名にして減俸絶對反對、停年制絶對反對、共濟組合政府給與金減額反對外三件を可決組合幹部四名は實行委員として大藏大臣、專賣局長を訪問陳情することを決せり。尙當日可決せる宣言は次の如し。

宣言

政府及專賣局は昨年以來産業合理化豫算緊縮等の名を藉りて臨時休業昇給延期賞與減額等直接吾々下級従業員の生活を脅威するか如き方策を以て臨み來つた然るに政府は今亦物價低落の口實に依り又其の財政破綻を糊塗せんか爲め官吏減俸の目的を一層敷衍せしめんとして吾々下級従業員の収入低下を企てつゝあることは共濟組合政府給與金を五分天引(減額)し本年度より秘かに實行しつゝある事實に據つても明かである吾々は斯くの如く政府が他に適當なる方法を採らずして其の政治的責任を巧みなる口實に依つて吾々下級従業員に轉嫁せんとする一切の政策は絶對反對するものである。

昭和六年五月廿九日

淀橋煙草労働者大會

二、日本労働組合総評議会の運動

本年四月組織せられたる日本労働組合総評議會に於ては鐵道部内に於ける減俸反對

運動の激化せるに榮し一時的に結成せる関東鐵道従業員同志會の名を以て五月廿五日次の如き「全國の鐵道現業員諸君に訴ふ」と云ふ檄文を鐵道關係の各方面に發送せり。

全國の鐵道現業員諸君に訴ふ

全國の鐵道現業員諸君!!!

若槻内閣は愈々官吏の減俸を断行するさうた。ところで諸君!今度の減俸案は月給百圓以下のものには適用しないといふのだから、俺達一般現業員には餘り關係ないやうに見えるか、さう思つたら大間違ひだ。政府は俺達一般大衆の憤激を恐れて表面では百圓以下のもの、減給は行はないと言つてゐるか、百圓以上のもの、減給をやつてしまへばその次には必ず百圓以下のもの、減給を始めに相違ないのだ。これは單なる想像ではない、諸君!俺達減業員に對しては既にドン／＼、否實質上の減給が行はれてゐるではないか!去年俺達の乗務手當かスイヤの組合せ變更によつて三分の一に減額されたのはどうだ!今またやらうとしてゐる退職手當の減額はどうか!それこそは悉く俺達現業員に對する實質上の減給ではないか!かうした傾向は今後益々激しくなるたらう。そして今度俺達の番になつたら「總理大臣てさへ月給を減らされたのだから、まあまあ我慢しろ」といつたやうな口實で速二無二抑へつけやうとするたらうし現在騒いてゐる高等官連中などは俺達の味方をするところか皆んな反動化して敵の側

へ廻つて了ふたらう、さうなつてからいくら騒いでも、もう遅い、俺達は今のうちに充分腹をきめ、お互に固く團結してイザとなれば全国の現業員が一齊に立ち上ることの出来るやうな準備をしなければならぬ。

現業員諸君！俺達は即時、機関庫も保線区も電力区も驛の現業員も皆んな集つて相談會を持ち、現業員に對する一切の減給……どういふ名目で行はれるものでも……に對して絶対に反對する、もし減給を行ふやうな場合は一齊に立ち上つて反對運動を捲き起すことを決議しなければならぬ。東京では、品川でも田端でも池袋でも上野でも機関庫、電車庫、檢車手、保線区、等々の従業員が相談會を持つて、それ／＼の右のやうな決議をした。諸君！問題は急だ。即刻、各所のクラブで相談會を持たうてはないか！そして相談會で決議かきまつたら、直ちに實行委員を選んて先づ附近の相談會と連絡を取るのたそして一刻も早く全国的連絡を確立するやうにしやうてはないか！全国の現業員が團結して一致した行動を取るやうにしなければ各所でいくら騒いたところて、結局一つ一つ抑へつけられてしまふぞ！全国現業員大會か持てるやうになればは定期的にニュースも出せるやうになるし俺達の新聞も出せるやうになる。そこまてこさつけなければならぬ。

現業員諸君！更に俺達は從來出来上つてゐる「現業員委員會」をも充分鞭撻して俺

達の決議を實行させるやうにしなければ駄目だ。もし現業員委員會が俺達の言ふことをきかなかつたら、即刻改選する必要があるし、もし政府が例の手で委員を轉勤させたり、判任官にしたりして邪魔して来たら、後から／＼ドンドン戰鬥的な委員を送り込むまでだ。免に角即時各所で相談會を持ち實行委員を擧げて闘争準備をと、のへることか肝心だ。

現業員諸君！最後までお互にかんばらう！全国の鐵道現業員の團結萬歳！

東京市芝區琴平町十九番地

日本労働組合總評議會、関東鐵道従業員同志會

ホ、関東俸給生活者組合其の他の運動

全國大衆黨系の俸給生活者を以て組織せる関東俸給生活者組合に於ては今回政府の執りたる政俸案は其の財政的破綻を一般無産大衆に轉嫁するものにして官吏の減俸は直に俸給生活者の上にも加重せらるゝこと明瞭なりとし下級官吏、官業従業員並に一般俸給生活者の生活權擁護の立場より五月二十三日次の如き反對聲明書を發し尙二十五日には「東鐵現業員諸君に敬す」と云ふ反對運動激勢の敬文を出したるか政俸案實施後に於ても尙其の運動を打切らす六月七日「再び東鐵現業員諸君に敬す」と題する敬文を品川驛に於て散布せり。

若槻内閣は、濱口内閣が大味増をつけた官吏減俸案を又引張り出して、金融資本家に對する最初の最大の奉仕をなさんものと狂奔してゐる。

官吏の減俸に依る歳出減は僅々二、三千萬圓に過ぎぬ。この僅々二、三千万圓の歳出減のために各方面の反對を押し切つて官吏減俸を断行せんとする意圖は外にある。

其れは、民間會社のサラリーマンの俸給引下げ、労働者の賃銀引下げに加速度を加へ口實を與へ、斯くして一般大衆の生活水準を極度に低下せしめんとするにある即ち一般無産大衆の犠牲に於ての現恐慌の切り抜け。此の金融資本家の無上命令こそ官吏減俸案の眞意義である。

我が関東俸給生活者組合はこの意味に於て官吏減俸案に絶対に反對する。

全國の下級官吏諸君！ 今こそ諸君の地位に目覺め我が関東俸給生活者組合の旗の下に果敢なる闘争を展開せよ！

諸君達自身の固き團結と、労働者農民との固き握手によつてのみ諸君達の地位の向上諸君達の解放は所期し得られることを思へ！

下級官吏減俸絶対反對！ 大衆的壓力で減俸案を粉碎しろ！ 関東俸給生活者組合の旗の下に！

一九三一、五、二三

東鐵現業員諸君に撥す。

関東俸給生活者組合本部

減俸 人員整理 絶対反對を叫んで果敢なる闘争を続けつゝある東鐵現業員諸君！

吾が関東俸給生活者組合は諸君のかゝる決死的闘争に對し満腔の敬意を表するものがあります。

資本家地主の政府が自らの財政的波瀾を一般無産大衆の上に轉嫁しその犠牲の上に遂行せんとする憎むべき謀みの表はれたる官吏減俸案こそは政府が完全に金融資本家の走狗たるを實證せる以外の何ものでもない。そして諸君が断乎たる反對闘争を捲き起すことは當然なことである。諸君の力強い反對闘争は政府をして多量の退歩をなせしめた。たかその退歩こそ諸君の強かな闘争力を奪ひ取らうとする懐柔策なのだ。

見よ、政府は最後の手段として國家勢力の總動員をも辞せずと嘯いてゐるではないか。減俸案断行の危機は迫つた。東鐵現業員諸君！ 諸君の最後の最大の力を以つて起て、懐柔と彈壓を蹴つて最後の勝利へ、團結の力で減俸案を粉碎しろ。

五月二五日

関東俸給生活者組合

再び東鐵現業員諸君に撥す！

東鐵下級現業員諸君！ 若槻民政黨内閣は少放ブルジョアジの利益擁護の爲めに立

案した官吏減俸案を、戰闘的なる諸君の連日に渉る抗争にも拘らず異常なる彈壓を以て之れを強行した。然かも諸君は勝利の一步手前迄に於て自らの陣營の中の裏切者局課長によつて敵に賣渡されたのだ。次て来るものは下級現業員諸君に對する徹首である。減俸！ 徹首！ 恒久的失業！ これこそは無産大衆の生活をフニニジル金融資本家とその指令に動くブルジョア政治家との協同の陰謀に他ならない。この憎むべき陰謀の下に今や日本の鐵道下級従業員大衆は犠牲とならんとしてゐる。

戰闘的現業員諸君！ 吾か関東俸給生活者組合は諸君の闘争に對し精力的なる支持態度を惜しまないことを誓ふ。諸君の鐵の如き結束の力をもつてこの陰謀を粉碎しろ！ 徹首、減給、絶對反對の猛運動をブルジョア政治の上にタ、キつけろ！ 常に用意せよ！ 徹首、減俸絶對反對！

一九三一、六

関東俸給生活者組合

本年二月頃組織せられたる日本労働組合統一協議會に於ても五月二十五日官業従業員の反對運動を激勢するか如き「官業従業員諸君」と題する檄文を發し鐵道に於ける現業委員等の態度の軟弱なるを非難すると共に遞友同志會、官業労働總同盟等の行動をも非難せり。

官業従業員諸君

政府は財政の窮乏を理由に諸君たちの生活を脅かしてゐる。減俸は百圓以上の者に限るかも知れない。然しその影響は必ず昇給の停止、手當の削減となつて下給従業員の生活を現在以上に苦しめて来るのだ。

一体政府の言ふ財政窮乏とは何の事なのだ。

本年度の豫算十四億のうち四億の税金か軍事費として投せられてゐる。労働者の生活防衛の闘争を彈壓する爲めに数千萬圓か思想取締費として使はれてゐる。たゞ資本家の利益を維持するために帝國主義戦争及び労働者彈壓の費用として此の巨額の租税が使ひ果たされその潤達のためには全國の労働者農民はやせ細らまて榨られてゐるのだ。全國の労働者農民は断してかゝる「財政窮乏」なんかをみとめることは出来ない。帝國主義戦争のための軍備を撤廢せよ。資本家擁護のための労働者彈壓を廢せよ。税金は金持ちに拂はせろ。さうすれば既に有り余る程の金か労働者農民から搾り上げられてゐる筈だ。それだけではない、鐵道では年々二億圓以上の利益を擧げ八千萬圓もの利子を資本家に拂つても尚一億四千萬圓もの純益を擧げてゐるのだ。此の金は鐵道會において資本家と政治家との奪ひ合ひの種となつてゐるのだ。此の利益は全部従業員の安い給料と高い運賃とから生れて来るのだ。鐵道だけではない、煙草專賣でも政府は一億五千萬圓の純益を擧げ之を資本家の利益

の爲にのみ使つてゐる、そして従業員には月五十圓にもならない安い給料を拂ひ煙草の値は生産費の四倍も五倍も取つてゐるのた、労働者は政府のかゝる政策に反對して鐵道運賃の値下げ煙草の値下げ、従業員の給料値上げ、を要求する。政府の或俸は大體百圓以上となつた、その理由は百圓以下に引き下げられては生活して行けないからと言ふのた。

諸君、諸君等は百圓の給料を取つてゐるか、高級役人が百圓以下では喰つて行けなくて労働者は五十圓か六十圓で結構だなんて言ふべし、それは決してないのた、労働者はかゝる生活をしてならぬと言ふ理由は決してない、高給者は平常の場合常に政府の忠實な手先として諸君らの要求を抑へつけて来た、然るに今や自分たちの給料が減らされそうになるや諸君等の反抗を利用して自分の利益を守らうとしてゐる、諸君はこれらの高給者の御手先を勤めるだけに終つてはならない、今こそ諸君の生活を人間らしい生活にするためには戦ふ時なのた。最低給料月百圓を支持せよ。

諸君の此の要求を貫徹するものは諸君らの結束した力のみた、局長課長の交渉なんか何んにもなるものではない、彼等はこれを知つてゐるからこそ諸君等の一致反對を利用して雷荷をおどかしてゐるのた、それによつて彼らの利益は守られるかも知れない。然し諸君の利益は決して彼らによつては代表されてゐないのた。全國鐵道従業員を代

表すると言ふ現業委員會は廿四日の全國現業員大會に於てストライキをしないこと、労働組合の組織をしないこと、政治闘争に發展させないこと、思想的内容を排除すること、各委員は外部の運動に對してモウ動しないことを決議した。

局長たちの要求はそれによいかも知れない、だが諸君らの要求が拒絶される時ストライキを以て戦はすして何て戦ふと言ふのか、諸君らの團體の力、労働組合の組織の力、を以て戦はすして何處に力があるのか、此の重大なる政府への要求を政治的闘争とせずして何によつて問題を解決するか、現業委員會は政府やその手先である高官の意志を代表して諸君の最も有効な闘争を抑へてゐるのた。こんな現業委員會は決して諸君の要求を代表してゐるものではない、現業委員を即時選び直ほせ、

又同じく官業に従事する逓信省従業員、專賣局従業員を組織してゐる逓友同志會や官業労働總同盟等の幹部は此の重大なる問題に對して従業員の要求を掲げて戦はうとはしないのみか赤松の如きは「局長課長との従來の行さか、りを捨て、共同戦線を張る」と稱して労働者を彼等の道具に賣りつけやうとしてゐる、かゝる幹部を戴いてゐては従業員は決して生活を守らな事ではできないのた、逓友同志會、官業労働の如く幹部を放逐せよ、労働者の自主的な組合のみが労働者の利益を守り得るのた。

闘争の組織をかためて要求の貫徹のたに闘へ

全國の勞働者は諸君等の闘争を支持して賃銀値上げ最底生活費百圓保證の要求を掲げて猛然と立ち上りつゝある。

全勞働者協力して勝利まで戦へ、帝國主義戦争のための軍事費を全廢せよ、資本家擁護のための勞働者運賃費を全廢せよ、税金は金持ちに拂はせよ、鐵道の運賃値下煙草を値下げせよ、勞働者の最底生活費月百圓を支給せよ、此の要求を掲げて強固なる團結の力を以て戦へ、國鐵通現業委員の即時改選、御用組合カラク幹部を放逐せよ、勞働者の自主的闘争組織の確立、ストライキを以て要求を貫徹せよ。

一九三一、五、二五

日本勞働組合統一協議會

(2) 無産政黨の運動

イ、社會民衆黨の運動

社會民衆黨に於ては減俸問題の漸く世に喧傳せらるゝや五月十九日午後三時より本部に於て中央執行委員會を開き減俸問題に関する件に付協議の結果高級官吏の減俸により官吏俸給の平均化は妥當なりとするも今回の政府の行はんとする減俸は勤勞階級の購買力を減殺し小賣商人の不死を益々深刻ならしむるものとして絶対反對の態度を採ることに決定し次の如き聲明書を發する一方全國的に反對運動を起すへきことを指令せり。

聲明書

若槻内閣は赤字財政を彌縫するため減俸を行はんとしつゝあるがこれは勤勞階級の購買力を減殺し小賣商人の不死を益々深刻ならしむるものにて我等は絶対に反對する我等は高級官吏の減俸によりて官吏減俸の平均化は妥當なりと信するが、その額僅少にして到底莫大なる赤字を補填するに足らざるを以て資本利子搾取者に對し年額八億圓の五分増率による四千萬圓の増税及び遺産相続人にして相続財産十萬圓を超ゆるものに増税を行ふ事により眞に大衆の購買力を増大し農村の疲弊を救済するものと信し、民政黨内閣の資本家擁護財政政策を排撃するものである。

社會民衆黨大政府支部聯合會に於ては五月廿二日執行委員會を開催し官吏の減俸問題に關し協議の結果政府の發表せる減俸案には絶対に反對することゝし減俸最低額を月收二百圓以上とし下級官吏生活防衛闘争を起すことゝし次の如き聲明書及決議文を作成實行委員として塚本重蔵、日秋喬一、大島新一外七名を擧げ關係官廳を訪問せしむることゝせり。

聲明書

舊平價に依る金解禁と誤れる緊縮政策は必然的に未曾有の赤字を生じ政府は之か窮蹙を脱せんか爲全勤勞階級の生活を脅威し突如減俸を断行せんとしてある勿論吾等は高給者の減俸に迄反對するものではない、生活に餘裕を有せざる月收二百圓以下の下級

官公吏の減俸には絶対反対するものであるか、る減俸の強行は我國經濟界恐慌に拍車を加へ民衆の購買力を減殺せしめ益々不景氣を深刻ならしむる反社會的行爲なることを断言するものである。

若し彼等の言ふ如く經費節減の必要あらは先づ行政財政の徹底的整理を断行する事である。

更に進んで景氣恢復のためには断乎として有産階級負擔の増徴を决行し社會政策の徹底と産業の振興に資すへきてある。

然るに彼等は之を爲さずして飽迄我々勤勞階級のみ犠牲を強要しつゝある事は是れ財閥の利害を代表せる若槻内閣の民衆に對する一大挑戦なりと信す。

吾等はかゝる不審なる減俸に對し凡ゆる手段を以て絶対反対するものである。
右聲明す

昭和六年五月二十二日

社會民衆黨大阪府支部聯合會

決議

吾等は月收二百圓以下の下級官公吏の減俸には絶対に反対す。

昭和六年五月二十二日

社會民衆黨大阪府支部聯合會

翌廿三日府會議員塚本重義外十名は午前十時頃より自動車三臺に分乘し大阪控訴院長

大阪地方裁判所長、大阪市助役、大阪鐵道局長、大阪造幣局長、大阪府内務部長、大阪工務局長、大阪陸軍兵器支廠長、大阪陸軍被服支廠長、大阪地方專賣局長等を訪問前記聲明書及決議文を提出し今回政府が月收百圓以上の官吏に断行せんとする減俸は將來下級官公吏並一般官業勞働者の生活防衛の爲是非今度の減俸に對し徹底的に反対せられたしとの意見を陳情し退出せり。尚大阪逓信局、稅務監督局、内務省大阪土木出張所、大阪視察院に對しては決議及聲明書を郵送せり。

口、全國大衆黨

全國大衆黨は曩に濱口内閣當時に於て減俸案が世論の反對に遭ひ撤回せらるゝや十月二十一日次の如き聲明書を發したることあり。

減俸案撤回に關する聲明書

濱口内閣最初の馬脚なる減俸案は官吏の團結的威力と大衆の反對に依つて粉碎された然し此の過程に於いて看過すべからざること生活權の問題か如何に現代の重要問題であるかといふこと並に上品なる司法官すらも生活難雜護のためには團結の威力を發揮したといふことである。たか眼を更らに他の階級に何けて見よ、勞働者と農民は官吏の如き身分保證なく然も官吏よりも遙かに切迫せる生活難の中にある。

故に吾黨はこの機會に二つの要求をなす。

(一) 濱口内閣は官吏の生活擁護運動に追従せる如く大衆の生活權の保護のために、惡税の撤廢、煙草の値下げ、失業防止並ひに放濟を敢行せんことを要求す。

(二) また全國の司法官の前には、小作人と労働者の生活擁護のための團結的運動が民事或は刑事の形に於いて多數に提出されてゐるか、司法官は宜しく今回の自己の集團運動精神に鑑み、在來の所有權至上の態度を更め大衆の生活擁護のために合實情的判定を要求する。

大衆黨は屢の減俸案撤回に際し右の如き二つの要求をなしたるか今回再び減俸案實施の聲あるや、いち早く本件につき協議の結果年俸二十圓以上を受くら官公吏の累進的削減を主張し全國の支部及支部聯合會に對し反對闘争の指令を發したるか世論漸く熾とならや五月廿日再び次の如き下級官吏減俸反對の聲明書を發したり。

下級官吏減俸反對

政府の減俸案は自己の財政破綻を糊塗するに資本家増税軍事費削減等を強行し得ずして最も弱き部分なる官吏減俸を以つてせんとするに外ならぬ。政府は減俸の理由を物價下落に假託しつゝ、あるか一般獨占貨物か値下げされなければかりてなく獨占貨物引下げに先行すへき政府企業の煙草、郵便、鐵道運賃を引下げないではないか、更に高級

官吏のみならず五十圓級の薄給官吏からもなほ米塩の資を剝奪せんとするに至つては恐慌裡に曝らされたる大衆の生活に無關心なる政府の資本家的イデオロギーの表現なりと断ぜざるを得ない。故に吾等は下級官吏減俸案に断乎反對しあくまで政府と抗争することを宣明する。

更に官吏の生活擁護のための團結運動に對し、吾等は萬腔の贊意と支持を表明する。なせならば資本主義社會に於いて官吏たる何たるを問はず無産大衆か自己の生活權を防衛するの途は團結の威力以外になきことを彼等自身か自覺し、且つ長く無力なる一方の「特權」の蔭にかくれて大衆の生活防衛の團結闘争を白眼し來れる從來の態度をこの機會に清算することは遠大なる社會進化のためにより必要であるからである。

一九三一 五 二〇

全 國 大 衆 黨

全國大衆黨東京府支部聯合會に於ては五月廿五日緊急常任執行委員會を開催し減俸對策を協議したる結果次の如き緊急通達を發し反對運動の展開を期したり。其の態度を見るに本問題に對する政府の資本家的内情を曝露し又從來三者的立場を採りたる官吏に對し團結の必要と無産階級運動に對する理解をなさしむる絶好の機會なりとして鐵道、通信現業員の反對運動を極力支持應援すへしと云ふに在りたり。

減俸反對闘争に関する緊急通達

若槻内閣の赤字埋めの為の減俸問題は將に重大問題化し國家と使用人との對立は非常に激化しつゝある。我等は此の減俸問題のからくりを曝露すると共に下級官吏現業員雇員に對する減俸絶対反對の闘争を展開し常に我々の運動に勞三者の立場を取り來つた官吏に對し團結の必要。無産階級運動に對する理解を得しめねばならぬ。それは今こそ絶好の機會である依つて各支部に於ては

ノ、鐵道現業員、逓信現業員の反對闘争を支持すること

東京驛、上野驛、品川、田端、新宿等々現業員密集地には全國大衆黨の名を面前に押し出して現業員密集地に於て演説會を開くと共にポスター、ビラを作製し逓信者鐵道者關係の職場に持ち込み減俸反對の闘争を激化發展せしむべし。

スローガン

- 一 下級官吏現業員雇員減俸絶対反對！
 - 一 解雇轉勤絶対反對！
 - 一 失業絶対反對！
 - 一 即時労働組合を結成せよ！
 - 一 無産階級を犠牲にする赤字埋め絶対反對！
 - 一 資本主義的産業合理化反對！
 - 一 若槻内閣打倒
- スローガンに示すか如く減俸問題を失業反對闘争若槻内閣打倒運動と結びつけて之を行ふ可きは勿論である。

全國大衆黨本部は廿五日更に次の如き指令を全國支部に發して鐵道及逓信現業員の集團

する土地の支部聯合會及支部は從業員に對し文書により働きかけ運動を激成するに努めたり。

官吏減俸問題に關して

一、若槻民政黨内閣の計畫する官吏減俸案は今や鐵道逓信兩首關係の現業員の團結による反對運動の嵐を巻き起すに至つた。

我々黨はさきに聲明したるか如く下級官吏の減俸を結果する政策には絶対に反對するものである。現在の反減運動は、或は高級官吏か自からのために利用するか如き節なきにしもあらざるも、我等は國營事業從業員労働者か早晩自己の上に加へらるゝであらう生産費切下げとしての減給に對し團結の威力を示して抗争するに對しては断然之れを支持し、その運動の進展を支援せねばならない。

一、右の見地に立って鐵道現業員逓信從業員の集團する土地（例へば、東京、名古屋、神戸、門司、仙臺等の鐵道局、各地逓信局所在地等）の支部聯合會並に支部は、現業員、從業員に對して文書等に依り働きかけ、その運動を激成することに努力すべし。

然るに五月廿六日減俸案は遂に閣議に於て決定を見六月一日より愈々實施の運びに至りたるか全國大衆黨は廿七日次の如き聲明書を發し黨は更に來るべき人員淘汰等の産業合理化政策と徹底的に戦ふべきことを聲明せるか減俸案其のものに對する反對運動は茲

に打切ること、なりたり。

聲明書

一九三一、五、二七

全國大衆黨本部

若槻民政黨内閣は今や破綻に類せる帝國主義財政を一時的に切り抜けんか爲めに抵抗
力薄き官吏の減俸に着手した。

然るに露々たる世論の反對に遭ひ、刺へ生活糧擁護を叫ぶ鐵道、逓信従業員労働者の
團結による最後の手段の決行を前にして、一方姑息なる妥協を策し他方警察力を動員
して一擧に彈壓し、曲りなりに減俸を強行せんとしてゐる。然し問題は茲に終息する
ものではない。

現内閣は減俸案を實行することによりて當初の目的たる赤字補填すらなし得ざるのみ
ならず、本問題によりて暴露されたる政府の無力を以つてしては現下の帝國主義財政
の行詰りを打開する唯一の道なる軍事費の徹底的削減に對し毫末の望みをもつなくへ
からざることを知るに足る。

更らに今回の減俸爭議の經過に徴し、政府事業に於ける従業員の運動が、各省、局課
長をも交へて其の立場を曖昧にし、龍頭蛇尾に終りたる實情に鑑み、之を模範として
鐵道、逓信従業員等の鞏固なる組織を結成し、更に今後強行さるゝであらうところの

人員淘汰等の産業合理化政策と徹底的に戦ふ準備をと、のふる必要を痛感するものであ
る。右聲明す。

尚社民黨、大衆黨選出の大阪市會議員大島新一、田萬清臣等十名は五月廿七日減俸問
題に關し大阪市長に對し別紙質問趣意書を發したるか廿九日開會の大阪市會に於ける昭
和六年度歳入出追加豫算の件の審議に關し大衆黨選出議員山内鐵吉は右の質問趣意書に
基き大要左の如き質問を爲したり。

質問趣意書

今回の減俸問題に關聯し大阪市會に於て左記各項に付き質問致し度く別紙質問趣意書
を提出仕候也

昭和六年五月廿七日

質問者

大矢着三 大島新一

賛成者

古野周藏 山本圓吉 田萬清臣

注 健一 山内鐵吉 山口常治郎

坂本孝三郎 藤川未一

大阪市會議長 白川 朋吉 殿

一今回若槻内閣によつて決定せられたる減俸案は自ら地方自治體にも之か實施を要求

せらるゝものなるへきを信す。

二、然るに歳入減少の補填手段として所得税を累進賦課し又は相續税を英米或は歐洲大陸諸國と同一比率に昂上する等幾多の簡易にして且つ生活を脅威せざる手段の存するに不拘減俸の處置に出てたるは一に有産階級の利益に奉仕しなから他面生活の不安に脅へつゝある大衆の壓力に畏怖し抵抗力最も薄弱なる中間層に過大の負擔を強要せんとしつゝあるものと断するの外なし。

斯の如き減俸の方針は一に有産階級の利益の爲めに大衆を犠牲にするものと認めらるゝに付大阪市は斯くの如き減俸の方針は断乎として之を排斥し大衆の生活を脅威せざる方針をとる意思なきや否や。

三、減俸は常に生活費用の減少を前提とすへきものなるを以て大阪市が若し減俸を實施するならば其の事前に於て生活費を構成する電燈料、電車賃、水道賃、瓦斯料金、住宅費用等を減少せしむる必要あるものなるを以て大阪市は之に對し如何なる處置をとらんとするものなるや。

山内 鐵吉の質問要旨

政府は六月一日より減俸断行を決定したか該減俸案は自ら地方自治体でも實施を要求せらるゝものと信するか大阪市は減俸を断行するの意志ありや否や減俸により中間層

に過大の負擔を強要することは無産大衆を犠牲にするものである依て大阪市は斯くの如き減俸方針を断乎として排斥する意志ありや否や

若し大阪市に於て減俸を断行すとせば其の事前は一切の市營事業の料金を値下するの必要ありと信するか之に對し市長は如何なる處置を講せらるゝや。

之に對し關市長は左の如き答辨を爲したり。

〔答辨〕 減俸其のものゝ可否は兎も角も公吏に對する方針が明でない故に何ともお答する事は出来ぬ只本市には市立實業學校、各小學校教員の俸給は市費を以て支給して居るか之等のものは一応の法令で減俸されるものもあるから減俸實施の場合には其れ等と他の一般官吏との間に不公平の起らぬ様にしたいと考へて居る。

ハ、労働黨

労働黨本部は減俸問題に對し初め比較的冷静なる態度を採りつゝ、ありたるか黨中最も早く反對運動を起したるは黨神戶支部なり。本支部に於てはいち早く神戶に於ける社民、大衆兩黨に對し反對の共同闘争を提唱したるか其の反對意見の大意を述べれば余次の減俸は金融フルシヨアシに奉仕する爲の一業にして之は各官營工場労働者への第二の減俸即ち賃銀値下の前提なるか一面國家經濟の破綻による日本資本主義没落の前夜に到達したるものなりとして軍事豫算の半減、高度の累進賦課、一切の間接税の撤廢農民へ

の誅求を止めよ、減俸案を俺達の要求通りに改めよ等を要求スローガンとし反對闘争を展開すべしとなすものなりしか彼等の要求する減俸案其の他減俸に對する態度は其の聲明書によりて見ることを得へし。

減俸問題に就て聲明す

(前略) 勿論吾々は高級官吏の減俸そのものに對しては敢て反對するものではなく大臣次官、地方長官、職業的高級軍人其他年俸二千圓以上官吏の俸給は悉く二千圓以下に引下けることを正當なりとし更に月給百圓以下に對しては家族数に應じて特別手當を支給し、月給七十五圓以下のものに對しては盡く七十五圓以上に引上くると共に官吏以外の一般俸給者に對しても月給七十五圓を最低とする最低俸給制を制定し、労働者に對しては日給二圓五十錢を最低とする最低賃銀制を制定すへきことを主張するものである。

尚吾々は此の際減俸反對運動の急先鋒なる司法官の態度に就いて一言しなければならぬ、大臣、大將、總督、某々總裁、會社重役、ブル代議士等々數限りなき破廉恥罪犯人に對して驚くへき寛容さを示しなからず、民衆の利益のために闘へる吾々の前衛に對して苛酷極まる重刑を課し、階級裁判の本質を暴露せる判檢事共か三千圓迄き年俸の僅かを削減せらるに至つて今更らしく生活の脅威を口にする如きは最も惡むべき

破廉恥漢たることを糾彈しなければならぬ、注意せよ、彼等判檢事は自己の問題以外少額俸給者の減額については一言も語らないのだ。

俺達の要求は先づ恠大なる軍事課算を半減せよ。高度の累進賦課を目標として所得税其他の財産税を徹底的に改正せよ。一切の間接税を撤廢せよ。農民に對する苛斂誅求を止めろ。減俸案を俺達の要求通りに改めろと言ふのだ。

たか、ハツキリ知らなければならぬ事は、これほど俺達の要求の正しさを判つてゐなからず資本家地主の政府では断して正しい事が實行し得ないのだ。現在の經濟組織社會制度の下では俺達の要求の一つたつて實行不可能なのだ。

かくて國家財政の加速度的な破綻失業問題、農村問題等々其他重要問題に對する一切のブルジョア政黨の無為無策の暴露、更に一層深刻化すへき必然性を有する經濟恐慌の蔓延、その結果は最後の手段として民衆を血祭りとする帝國主義戦争の危機の切迫は吾々に何を教ゆるものであるか、それは全國の労働者、農民、俸給者、小商人其他一切の被壓迫階級か今こそ本當に手を握つて打つて一丸となり資本家地主の政府をグツ倒し、光輝ある俺達の搾取なき社會建設のため一路邁進しなければならぬのだ。吾か労働黨神戶支部は以上の意味に於て吾等は少額俸給者諸君の正當なる抗争に對して飽くまで協力して闘ふ事を誓ふものである。

右聲明す

一九三一 五 二二

勞農黨 神戶支部

一五八

勞農黨本部は減俸案の閣議決定の翌廿七日減俸問題に関する指令を出したるか政府の減俸案に對しては本案の根本目的は財源の捻出そのものに非ずして斯の如き不況時代に於ては會社や工場に於ける賃銀低下もやむ得すと云ふか如き彼等の希望するか如き一種の空圍氣を作らんとする前提なりとし斯の如き政府の反動的意圖に對して如何に闘ふべきかを以て次の如く指令せるか又高級官吏より官業労働者を含めたる所謂減俸問題に對し賛成とか反對とかを言ふ必要なく唯プロレタリアートの立場より徹底的の政治的暴露を必要なりとせり。

減俸問題に就て

(イ) 若槻内閣は所謂「減俸案」なるものを發表した。若槻内閣の根本目的は、減俸による財源の捻出そのものに在るのではなく、寧ろ所謂減俸案なるもの、實行によつて、彼等の希望するか如き一種の社會的零圍氣を作らんとするに在る。

(ロ) 彼等はこの減俸案の實行によつて、一般世人にかう思はせようとしてゐる「かう不景氣になつては、總理大臣てさへ月給を減らされるのだから、一般の會社や工場て給料の値下げや賃銀の値下げをやるのは當然のことであり、やむを得ないことである」

と、かゝる社會的零圍氣を作らんとする事こそ、彼等かこの減俸案によつて獲得せんとする中心目標である

(ハ) 言ふまでもなく、當面經濟恐慌は益々深刻化し、中小産業資本家共は續々倒壊し、大資本家共は資本家的産業合理化の實行によつて、賃銀値下、大量職首の魔手を無遠慮にのほしてゐる。かゝる状況の下に於て、ブルジョア共は何よりも殊に、彼等の資本家的産業合理化の本質をゴマカシ、一般大衆をして、それを「やむを得ないことである」としてゐると思はせることを絶対に必要としてゐるのた、さうした彼等の要求を實現化するために現はれたのか今度の減俸案だ。ブルジョア政府の行動は、常に深き反動的意圖を藏してゐるものであることを看破する必要がある。

(ニ) 見よ！彼等は言ふ「政府は身をもつて民衆に範を示すのた」と。彼等か此度益々深刻化させんとしてゐる、資本家的産業合理化へそれは必然に着切り賃銀値下げとなつて現れるの、遂行のために諷め人心を用意せんとしてゐるものであることは、餘りにも明白ではないか！

(ホ) ブルジョア政府のかゝる反動的意圖に對して我々は如何に闘ふべきであるか？各支部に於ては即刻、左の方針に従つて活動を開始せられたし。

(イ) 黨支部は、この際、減給問題を契機に廣泛なる座談會並に演説會を開催し、ブル

政府の意圖を徹底的に暴露すること。

(2) 座談會は、労働組合、農民組合でも、各工場、農村を中心に関催する計畫を携てると思ふか、或か、それと別個の大衆的座談會を、計畫する必要はない。黨員は各組合の最も優秀なる組合員として、組合の計畫した座談會を成功せしめるため率先して活動すること。

(3) 各組合の中に在る黨員の活動方針を統一するため、各支部並に班に於て研究会を開き、座談會における具體的暴露方針、座談會の組織方針等に関して充分打合せをなすこと。

(4) 座談會における暴露の基準としては、左の如き点が考慮されねばならぬ。

(A) 減給問題におけるブル政府の意圖の暴露、資本家的産業合理化の暴露。

(B) 労働者農民の政府(サヴェート聯邦)に於ては、官吏の俸給はすべて均一的であること、比較して、ブル國家の官吏か労働者農民から搾り取った税金の中からべらホーな高給を取つてゐることが如何にフラチ極まるものであるかに關する暴露。

(C) 従つて高給を取つてゐる官吏の俸給(並に恩給)を減らすことは當然であること。たか、労働者か賃銀を取つてゐるのは官吏か俸給を取つてゐるのは全然異なること。従つて「不景氣だから、官吏も、労働者もすべて給料を減すのか當然だ」といふやう

なことを言つて、労働者の賃銀値下げを合理化しようとするものが、へかうした考へは、一般の小市民や農民の中からは自然發生的にわき上つて来るし労働者の中でも意識の遅れたものは、さうした考へ方を肯定する傾向がある。如何に危険なブルジョア・イデオロギイを反映してゐるものであるかの暴露

(D) この際、労働組合、農民組合に入つて、全部の労働者農民が團結しなければならぬ、ことに關するマジ

(E) 當面、減給問題に關係ある労働者(官業労働者)に對しては、組合および黨のアジビラを持ち込むこと。(總評では、全國の鐵道現業員に對してアジビラを配布した) (F) 一切の官業労働者を中心に給料値下絶對反對の闘争をまき起すこと。(當面給料を減らされないものにも、労働者の立場からハツキリした意志表示をさせることは絶對に必要だ)

(G) 減俸の問題はその性質がかなり複雑であるか、我々は如何なる場合にも、労働者の立場のみを問題にすればいいので、高給官吏から官業労働者までを含めての所謂「減俸問題」に對して賛成であるとか反對であるとか言ふ必要はない。かういふ時こそ、プロレタリアートの立場からの徹底的な政治的暴露が必要である。

四、小學校教員及市町村吏員の減俸問題

一六二

(一) 小學校教員の減俸問題

肩頭に於て既に述べたる如く農村に於ては一畝農民の收入激減し町村費若は國費の延納を決議せるもの相當數に達し甚しきは宮城縣の某村に於ては窮餘の結果遂に村の廢止を決議し、或は新潟縣頸城郡に於ては物々支拂行はれ或は神奈川縣足柄郡某村の如きは三ヶ月に亘り村費の納入總へ役場吏員、學校職員の給料支拂不能に陥り或は富山縣に於ては數千の農民縣廳に殺到し一國税の滞納を陳情する等其の窮乏實に深刻なるものあり、殊に昭和五年豫算の編成に方りては政府の緊縮方針に基き各府縣は其の管下の市町村に對し一割乃至一割五分の天引緊縮を通過したる爲緊縮の目標は期せずして市町村に於ける豫算の大半を占むる教育費に向けられ其の結果小學校教員平均給の引下或は俸給支拂の延滞、俸給の寄附或は賣與住宅料の減額廢止等種々の形を以て小學校教員をして不安に陥らしめたり、之を文部當局の調査に徴するに昭和五年四月より同年十二月に至る間に於て町村立小學校教員の俸給支拂延滞を爲したるは大阪府を除きたる一道二府四十三縣を通じて其の町村教員に八百八十二へ大阪府を除きたる町村總數一、二九九を算し就中福島縣の五町村の如きは六ヶ月又は七ヶ月の長きに亘り延滞したる事例あり、又小學校教員俸給の寄附を餘儀なくしたるは埼玉、長野、三重、鳥取及岡山の五縣にして其の町村教員合計六百五に達し其

の寄附額は月俸の一分九厘より二割八分の間に於て一割内外のもの最も多きを見たり。文部當局は斯る事態の長く繼續するに於ては國民教育上寒心に堪へざるものありとなし各地方長官に對し再三警告を發し尚昭和六年一月十六日招集の府縣學務部長會議に於ても田中文相は其の訓示の一節に小學校教員の待遇低下に關しては深甚の注意を拂ひ充分監督を加ふべきことを述ふる處あり、然れども地方財政の趨勢は如何ともする能はず、從來府縣師範學校卒業者の初任給は沖繩縣の四十圓を最低とし他は概ね五十圓乃至六十圓なりしを北海道町村長會議に於て先づ五圓引下を道廳當局に迫り長官は遂に之を容れたるを始めとし神奈川外三十二縣に於て昭和六年度に於て前年度より右初任給一圓乃至六圓を低下するの已むなきに至らしめたり。

一面教育界の動靜を窺はるに中等學校及小學校教員の初任給及平均給引下反對の教育擁護會は先づ昭和四年十一月十日其の大會を東京市所在の教育會館に開催し帝國教育會、全國聯合教育會外十九教育團體代表者並に東京市内及郡部小學校及中等學校教員約四百名出席し高等師範學校及府縣師範學校卒業者の初任給並に中等學校及小學校教員の平均給を減額せざること外教項の決議を爲し又全國各府縣九十團體を網羅せる全國聯合教育會は昭和五年四月廿三日臨時總會を教育會館に開催し小學校教員俸給全額を國庫の負擔とすべきことを決議し翌廿四日は教育擁護會と合併して議事を進め

一、本年度に於て義務教育費一千萬圓の増額

二、小學校長俸給全額國庫負擔

三、全國小學校聯合教員會を速に組織すること

等を決定したる後尙教員待遇低下反對の宣言及小學校教員俸給全額を速に國庫負擔と爲すへきことを決議し翌二十五日十五名の委員は、首相、文部、大藏、西大臣、貴族院議長及各政黨本部を歴訪し右宣言並に決議文を手交し小學校教員減俸反對、地位擁護の要求を爲す等減俸初任級引下等に對し極力反對を続け來れるか、今回の官吏減俸問題の招頭するや右教育擁護會常任委員は五月二十日教育會館に參集し教員減俸問題、俸給不拂問題等當面の諸問題に付協議を遂げ尙

若槻首相を訪問して教員減俸反對の意思を表明し更に減俸不拂に伴ふ教員の生活不安の實狀を詳述し若し同首相にして教育に理解を持たざる態度を示すに於ては更に文部、大藏、内務の諸大臣を歴訪し教員の立場を明にすると共に其の結果を帝國教育會に報告し不合理なる教員減俸反對の運動を起さんこと

を決議する處ありたるか政府は一般官吏の減俸案の實施に伴ひ六月十七日付文部省令第七號を以て左記要項の如く小學校令施行規則第四百四十八條、同第四百四十九條中を改正し更に六月廿三日付勅令第四百四十八號を以て市町村立小學校教員加俸令第三條中「十八圓乃至三十六圓」を「十八圓乃至三十圓」に「十二圓乃至十八圓」を「十二圓乃至十五圓」に改め共に七月一日より之を實施すへき旨を公布したり。

一、減俸率 小學校教員にして月俸百圓以上を支給せらるる者に對しては官吏判任官の減俸率を適用すること、但し現在給に對し官吏判任官減俸勅令の附則に準據改訂俸給に改むること。

現在の最高月俸額二百四十圓を受くる者は一割減とすること。

(二) 市町村吏員の減俸問題

都市を除きたる全國町村吏員の一人當り平均給料月額は僅に四十二圓と稱せらるるに拘らず、農村に於ける町村吏員も亦前記小學校教員と同一の不安に置かれたるもの決して尠からず、内務當局は官吏の減俸實施に伴ひ五月三十日内務次官の名を以て各地方長官に對し廳府縣に於ても吏員等の俸給、給料に付官吏減俸に関する勅令改正の趣旨に準し尙市町村に對しても既に相當の減俸を爲したるか如き特別の事情なき限り右に準し適當措置すへき旨通牒する處あり。

然るに六月一日、東京市従業員組合に於ては官吏の減俸實施は當然下級従業員にも影響するものとなし之が反對決議を爲し代表者五十餘名は同日内務省及市役所を訪問し決議文を提出せるか同三日東京市に於ては府より減俸に関する正式の通牒に接したるに依り市當局は

更員の減俸に關し直に協議を遂げ大體の具體案を決定したるやに傳へられたるを以て市從業員組合を始めとし東京交通労働組合員中に於ても之が反對運動を起す形勢を誘致せる爲市當局に於ては細心の注意を拂ひ來れるが同廿二日の助役會議に於て月俸百圓以上の者に對し最高二割最低三分の減俸率を決定し七月一日より之を實施することに決定し同廿九日より招集の市會に提案し同三十日之上程を見たるも政友派たる更新會一部の反對に遇ひ同日即決可決するに至らず十五名の委員附託と爲り爲めに右の實施迄には多少時日の遷延を見ること、なれり。

而して右案の市會に提案せらるゝや東京交通労働組合、電氣從業員組合並に市從業員組合の共同闘争漸次深刻ならんとするの形勢を告げ右三團體代表者十四名は廿九日正午開會中の市會に議長を訪問し決議文を手交し更に台上助役に面會の上一應引揚げたるも同日午後七時市從業員組合員約五十名は市役所に殺到示威運動を爲さんとし警戒中の日比谷警察署員の爲に数名檢束せらるゝに至れり。而して愈々右案の實施を見るに於ては之が適用を受くる者市長、助役以下吏員總數の四割一千八百廿人にして其の金額約二十萬圓と稱せらる。一方大阪市に於ても近く吏員の減俸を断行すべき情勢なるを以て全國大衆黨系の全國サラリーマン組合代表者は六月十日市長を訪問したるも不在の爲加々美助役に會見の上左記抗議的聲明書を手交せり。

資本家員権の増税及び新税の餘地多々あるに拘らず政府が資本主義本來の矛盾から發生し來る赤字補填の爲め勤勞大衆の負擔によつてのみ官吏の減俸を行へるは非社會的の反對政策である。全國サラリーマン組合は断乎として減俸反對の意思を表明し若し大阪市が反對政府の勸告に服し市吏員の減俸を断行するか如き暴舉に出つるときは吾々は大阪無産團體と提携して市當局に徹底的に抗争することを聲明す。之に對し加々美助役は市吏員の減俸問題は目下考慮中にして未決定のものなるも小學校教員は近く減俸を見るべきに至れるを以て市吏員も減俸は免れ能はざるべきも現業員のみは月額百圓以上の者と雖減俸せざるべきことを言明する處あり。

五、減俸問題の影響

(一) 國家財政に及ぼす影響

最初減俸案として傳へられたる所によれば高等官判任官の全部に對し月額五十圓以上の者を減俸し總括して大體六分引即一般會計特別會計の俸給費總額約四億圓の六分減を實現し之によりて二千四百萬圓程度の財源を捻出せんとするにありたり。然れ共其の後政府部内に於て案の緩和か提唱せられ結局確定案として發表せられたる所は月額百圓以上の者に對する減俸にして之により生ずる財源は一般特別兩會計を通し平年度に於て約一千萬圓本年度に於ては約八百二十萬圓なり。六年度歳入不足額を假りに六千萬圓とすれば減俸費

施によりて補填せらる、額はその一割三分餘に當る。
奉給減額の内譯を示せば次の如し。

一般會計

所管別	平年度額	本年度額 (十ヶ月分)
外務省	一六六、三三四	一三八、六五五
内務省	五七五、四〇六	四七九、五一八
大藏省	二七〇、六三七	二二五、五三九
陸軍省	二、三八二、二〇一	一、九八五、一七八
海軍省	一、四七九、五〇〇	一、二三二、九一九
司法省	七五二、七四八	六二七、二九〇
文部省	八六、五六五	七二、一三九
農林省	二〇八、三四三	一七三、九〇〇
商工省	一四三、四一七	一一九、五六二
逓信省	三一五、〇四五	二六二、七一七
拓務省	二〇、九三五	一七、四四四
計	六、四〇一、一三一	五、三三四、九六一

備考 本表には判事の俸給減額年額四十萬七千餘圓及本年年度の十ヶ月分三十三萬九千餘圓を含む。

特別會計

對支文化事業	二、五九〇	二、一五八
健康保險	九、〇〇〇	七、五〇〇
勸業獎勵保險	三六六	三六六
造幣局	五、三九二	四、四九八
印刷局	六、九三九	五、七八二
專賣局	九、三三二	八、七五五
大藏省預金部	一、七九〇	一、四九一
陸軍造兵廠	五一、六四五	四三、〇三九
千住製紙所	三、二〇五	二、六七二
海軍火藥廠	一〇、六三〇	八、八五八
海軍燃料廠	一五、七九五	一三、一六五
帝國大學	五六六、四八九	四七二、二二九
官立大學	二九一、六六六	二四三、〇六〇
學校及圖書館	六〇四、七五九	五〇三、九六八
米穀需給調節	三、二六五	二、七二一
家畜再保險	一、八六〇	一、五五〇
製鐵所	五三、九四五	四四、九五八
資本助定	一、六七〇	一、三九四
用品助定	一三、九八五	一一、六五六
作業助定	三八、二九〇	三一、九〇八
簡易生命保險	三五、九〇三	二八、六一九

郵便年金	一、三七五	一七〇
帝國鐵道	六六三、三一〇	一、一四七
資本勘定	八六、八五五	五五二、七六六
用品勘定	四六、九〇五	七二、三八〇
收益勘定	五二九、五五〇	三九、〇九三
朝鮮總督府	五二二、二九七	四四一、三〇三
朝鮮鐵道用品勘定	五、八一五	四、八四六
朝鮮簡易生命保險	二、七三五	二、二七九
臺灣總督府	三六四、三六〇	三〇四、六四九
閩東廳	九六、一五四	八〇、一四五
樺太廳	四七、八〇四	三九、八六二
南洋廳	一五、九八〇	一三、三一七
合計	三、四八三、四一一	二、九〇四、九七〇

減俸の歳入に及ぼす影響に付きては官吏減俸に因る所得税収入の減少は微々たるへきも若し官吏の減俸に相應じて民間會社に於ても減俸するに至れば購買力も減退して單に個人所得税のみならず營業收益税乃至各消費税にも響きて歳入も相當に減少を告ぐへしと傳へられつゝあり、具體的に如何なる影響を及ぼすへきやに付きては今俄に断することを得ず。

(二) 官吏に及ぼしたる影響

減俸案が正に決定せられんとして反對運動が各省官吏間に擡頭したることは既に前述の

如し、此等の反對運動は恰も労働争議と等しき外貌を示し多数の官吏中より少数の實行委員を選出し之をして交渉に當らしめ陳情書嘆願書の提出より始めてその着しきものにありては各種のビラポスターを散布する等のことも行はれたりき、東日紙はこの状況を記して「労働者かストライキの威嚇により雇傭者より好條件を獲得したるとその行き方に於て少しも異ならず」と彈劾的批評を下したり、その是非の論は暫らく措き、要するに今次の減俸反對運動を期として各省官吏の一時的の一致團結を見、之が發展して運動打切後更に永續性質を有する謂は、官吏組合とも稱すへきもの、結成せられ又は正に結成を見んとしたるは今次の減俸問題の結果せる最も注目すべき現象なりとす。

今その大體を述べれば次の如し、

1. 遞信省、減俸問題に関し高等官判任官聯合して生活擁護同盟なるものを組織し反對決議を可決する等反對運動の主体として活動したるか其の後該問題に関し運動は打切ること、したるもこの結成のみは永續的のものゝ為さんとして各課を一單位として遞信官吏の全國的結成に迄進展せしむる計畫が立てられ着々準備が進められたるか當局より不穩なるものとして警告を受けし爲遂に立消となりたり。

右とは別に遞信省内の雇傭員も亦五月二十六日生活擁護會を組織し人員整理絶對反對費與減額昇給停止絶對反對一般減俸絶對反對を決議して反對運動を起したるか其の後問

題の落着せし後雇傭員中の二三急進分子により密に永續的組合の結成か計畫せられ經理局を中心として遞信雇傭人會なるもの、成立を見たり。

2 農林省に於ても五月二十七日反對運動打切と共に實行委員會は共濟組合を組織し共同利益の擁護を圖る中心團體とすへしと爲し左記申合を全省會議に附議し可決したりと傳へられたり。

申 合 せ

今回の減俸により受くる生活上の苦痛を自治的に軽減する爲農林省内に共濟的經濟團體を組織すること。

(三) 一般に及ぼされる影響

官吏減俸の餘波が一般に及ぼしたる影響は概して輕微なりと見る向多きか如きも中には國家財政の窮乏は減俸により一時小康を得へきも結局は公私經濟に一層の窮迫を與ふへしと稱する者も少からず。減俸と物價との關係につきては購買力の低下に伴ひ小賣價格の下落を來し、農産物價格も亦従つて下落すへきか故に之か爲商人農民も相當の影響を蒙るへしとの論を爲すものあり、労働者も亦減俸か一般労働生活者に對する雇主の攻勢を弱ることにより賃銀切下、解雇、失業等の脅威を益々受くるに至るへしと云はる、も此等は世界的不景氣に基く所大いなる現時に於て特に取立て、云ふへき程の事なかるへし、但し一般労働生活者の蒙る減俸こそは官吏減俸か直接導因となりたるものと云ふへく既に小學校教員の減俸は断行せられ更に市町村吏員にも及はんとしつゝあり、東京市に關しても減俸案か六月三十日の東京市會に於て十五名の調査委員に附託せられ數ヶ月後には正に實施せられんとする形勢にあり、尚又日本銀行正金銀行に於ては正副總裁、頭取並に重役の減俸か七月一日より断行せらるゝこと、なりたりと傳へられ之か他の特殊銀行會社にも及はんとは豫想せらるへき所なり、一般銀行會社社員に付きては二年前の濱口内閣當時の第一次減俸案發表後に於て多少の減俸か實施せられ又昇給停止等の行はれたるものも少からざりしも尚今後の問題として残されたるものも無きに非ざるか如し、要するに官吏減俸か一般労働生活者に對する減俸時代を生せしめ又は生せしめんとしつゝあることは事實なりと云はざるへからざるへし。

六、減俸問題に對する輿論

(一) 一般國民の輿論

今次の減俸問題に對する輿論を見るに贊否の聲何れも之を昭和四年第一次減俸案發表當時に比し大ならざりしか一般の空氣よりすれば減俸により直接影響を蒙る官吏の反對以外に於ては大體に於て之を止むを得ざるものと見られたるもの、如し、左に各方面に於ける意旨乃至態度を略述すへし。

政黨の之に對する態度を見るに政府與黨たる民政黨か大體之に賛意を表して政府を督勵したるは勿論なるか減俸の手段順序等に就ては尙相當に異論ありたり。政友會の減俸そのものに對する賛否の態度には明瞭を缺くものありしが五月二十七日久原幹事長の名を以て發せられたる聲明書によれば本問題に關し臨時議會の招集せらるべきことか高調せられたり。即ち曰く「政府は若槻首相の名を以て聲明を發表したか減俸の趣意は國民生活苦惱の現狀に即し官吏に犠牲を令擔せしめて難局打開に努力したりといふにあるこれは己れの政策の誤りを官吏に轉嫁するものて同時に現年度歳入に夥しき赤字の生ずること來年度豫算編成の頗る困難なことを公にしたに外ならず政策の破綻行詰りは遺憾なく暴露されたこの上行財稅三大整理を云々しても眞面目に受取る者は誰もあるまい。減俸に付て遺憾に堪へぬは政府かこの場合憲政の常道を無視した一事である既に彼等かその見込を誤つて財政計畫を更改するの餘儀なき破目に陥つた以上男らしくその責任を明らかにするか或は又議會に問ふてその對象の承認を求むるか立憲的動作は何れかその一にきまつてある然るに事茲に出てすして一片の勅令を以て減俸を断行したのは官僚的政治的失策である。

減俸により直接被害を被れる一般官吏並にその影響を受けて早晚收入額を減少せらるべき豫想を有せる一般俸給生活者は擧つて反對の叫を擧げたるか俸給生活者等の反對の主たる理由は政府の政策破綻を官吏の俸給に轉嫁せんとするは不合理なりと云ふにありたり。

減俸の影響は購買力の減退となりて小市民層殊に小賣商の如きを脅かすへしとの議論を爲すものありしか此等の理由によりて反對の叫を擧ぐるものは少數の者に過ぎず大部分は無關心の態度を採れるもの、如く反之農民層は感情的にサラリーメンに對する反感よりして政府案を支持するかに見えたり。全國町村長會議は五月廿五日、幹事會廿六日の總會に於て満場一致を以て減俸賛成を決議して次の如き要求を爲したり。

覽書

- (一) 公務員の減俸は國民負擔の輕減を圖らんが爲に現下喫緊の要事にして國論の共鳴せる所なれば躊躇なく断行せられたし。
- (二) 多くの町村に在りては昨年八九月以降本年度の豫算に及び已に吏員の給與に對し五分乃至二割程度を減給しへ名譽職に在りては半額とせる事例乏しからず、小學校教員亦一割程度の寄付をなせり國民生活の實情に即せるもの皆甘してその已むを得ざるを承認したるものなりよつて中央官吏の減俸率は地方に於ける公務員に對する現在給與の實況に鑑み一般公務員間の均衡を失せざる採持に考慮せられたし。
- (三) 減俸は公務員全般に亘りて之を實行せられたし。

決議

一、行財政の整理を急にし公務員減俸の断行を期す。

二、減俸の程度は地方に於ける公務員に對する現在給與の實況に鑑み一般公務員間の均衡を失せざるを期す。

無産諸政黨の態度を見るに亦贊否不鮮明なるもの多し即ち社會民衆黨は十九日聲明書を發して「減俸は勤勞階級の購買力を減殺し小賣商人の不況を益々深刻ならしむるものて絶對に反對する」が「高級官吏の減俸によりて官吏俸給の平均化は妥當なりと信する」と論じ「但し之によりて浮ふ額は僅少にして到底莫大なる赤字を補填するに足らざるか故に資本利子税の増率相續税の増税を以て大衆の購買力を増大し農村の疲弊を故濟すべし」とせり大衆黨方面に於ては雜誌に表はれたる河野宏の所論を見るに「官吏減俸案は次の條件を以てすれば必ずしも反對せずとの態度を示したり、即ち

一、官吏の減俸を行政財政税制の三大整理の一環としてのみ考慮すべきこと。
二、官吏の減俸そのものには反對するものではないがそれと同時に税制の根本的改革を爲すに非れば減俸の精神は全然減却せらるゝこと。

三、官吏の減俸をなすに當つては上級下級の區別を爲し下級俸給生活者に對する減俸を避け累進的になすへきこと而して上級下級の分界点を年俸二千圓に置くへきこと。

の三点を考慮して減俸の爲さるへきことを論じたるか「しかし高官吏減俸を必要として之を容認せんとするのには決して若槻内閣の提案したる官吏減俸案に賛成するものに非ずして寧ろその逆なり、只行政財政税制の根本的改革を爲さんとするに於ては上級官吏の減俸は當然に含まるへきものなりと考へたるに過ぎず、それ故我々にとりては無關係に切り離されたる官吏減俸案が問題ではなくして三大整理政策との連鎖に於けるそれか問題にして先づ官吏の減俸をなすへきものに非ずして三大整理強行の一具体策として考慮すべきものなり」と云ひたり。

(二) 新聞雜誌等の論調

新聞紙に付きては政黨の機關紙的色彩濃厚なりと見らるゝものに於て大體その政黨と論調を同じくせるは云ふ迄もなし、比較的自由公平なる立場にありと見らるゝものにして東都に於ける代表的なるものを見るに大體に於て減俸案に對し反對の氣勢を示せるもの、如かりき、然れ共前回（昭和四年十月）と比するときはその態度最初は極めて微温的にして第一次減俸案當時の昂奮したる反對的態度と大いなる間隔あることか着取せられたり其の後鐵道省の反減俸騒動の激化と各着官吏への騒動波及を見らるや競つて官吏の反對運動記事を大々的に取扱ひ輿論を醸成せんと努力するやに見えたり但し代表二大新聞たる東朝、東日の論説を見るに減俸案そのものに對し絶對的拒否の態度を示さざりし点に於て一致するも自ら兩者の態度に著しき逕庭ありて前者の政府の處置に對する亂彈的論調に比し後者は寧ろ官吏の行動を非難するが如かりき。

東朝紙反對論據の第一點は減俸を眞先に爲したることは順序を誤れるものなりと云ふにありたり即ち「物價がその當時よりか目に立つて低落したことなどは今回の減俸の有るな理由と察せられるかそれにしては政府のなすべき順序が間違つてゐる行政財政の整理を實行するに當り幾多の重大問題はそのままにして置いて先づ第一に官吏の減俸を行ふは最も抵抗力の弱いものを第一に犠牲に供せんとするもので貪慾なる資本家か何よりも先に労働賃銀を引下けんとする選り口と同一である」と爲し「非常の難局に直面せる今日では減俸は一般的根本的財政の整理に併行若くは随伴すべきものであつて之のみを眞先になすへきものではない」と論じたり。

第二の非難は今回の減俸案は政府の財政計畫上の失態を一般官吏に轉嫁せるものにして政治的責任の公正なる歸屬を誤れるものなりと云ふにありたり即ち「政府の豫算編成上の不明それにより生ずる豫算實行難の責任を一般官吏に轉嫁するは不都合にして昭和六年度の歳入見積か過大なることは既に諸新聞紙の指摘し今春の議會にても論議の中心たりしに拘はらず政府は歳入見積は過大ならず豫算實行は困難ならずと強辯ししかも今日政府の明言政府の計算か明白に誤れることか暴露せられ而してその歳入不足の對象の第一として官吏減俸を實行せんとするは政治的責任を自覺する所以に非ず」と述べたり。

次に司法官減俸に関する特別取扱を不合理なりとし「判事の減俸に對する特別取扱に至りては今回の減俸實行か如何に不合理であるかを更に明白に語るものなりと思ふ政府は裁判所構成法の規定を尊重し判事の減俸に付ては一々本人の諾否を得その上實行する由であるか全判事の任意の承諾を得ることは望み得ることとなく結局判事の減俸は裁判所構成法の改正を待つて實行する外はないのである然るにその改正か果して成立し得るか疑問である第一にかやうな失態を演じた現内閣か次の通常議會まで存続し得るか疑問であるよしそれ迄に存続したにしてもこれ程世論をまき起した減俸案に付て樞密院か同意するか貴族院か賛成するか實際問題としてその前途には種々の難関がある然して遂に判事減俸は成立しないことになれば検事の減俸に對して不公平であるは勿論減俸された一般官吏公務員に對しても甚たしく公平を欠くことになる」と爲し「この点よりするも減俸は議會開會後行はるべきものて之を六月一日から行ふことに非常に無理があることを否み得ない」と論じたり。

同紙は官吏の反對運動に付きては一應之を非難し「官紀紊亂の識を免れず」とせらるるか後述東日紙の論する如き激越なる論調を以てせず寧ろ之に同情的態度を示し「然しなから官吏か労働運動に等しい尖鋭的對立態度を致てせざるを得なくなつたのは官吏を何時までも家の子即黨視し得ると考へた思想その思想に基く客觀的狀勢に對する認識不足の罪でなければならぬ下級官吏を家采のやうに思つてゐるのか間違である從順な官吏—従業員

等の潜在的階級意識をして表面化するに至らしめたのは政府にその責任がある」と断した

最後に政府の面目問題に關し「減俸断行を政府の威信保持の途と考へ内閣の運命を賭して迄求めて事務官吏及現業員と正面衝突を敢てせんとする如きは政府を私物の如く國務を私事の如く考へる狂氣の沙汰である」と曰ひ「若し面目を云々し威信にこたはるならそれは單に一二大臣個人の問題で之等の大臣の面目と威信とならば部下官吏の總辭職による反對を如何とも爲し得なかつた時に既に地に墜ちてゐるのであつて減俸断行によつて故はれるものではない」と結言したり。

東日紙の論調は右とかなり異なり減俸に關する若槻首相の聲明は道理として恐らく何人も反駁し得ないであらふと云ひ官吏の反對運動に果して輿論の支持ありやは疑問なり。若し之が爲め内閣の總辭職等政治的重大事態を惹起するか如きことあれば頗る不合理にして國家生活上由々しき悪例を生ずるものなりといへり、その論する所の一端を摘記するに「減俸問題によつて起された波瀾は鐵道大臣の進退より延いては内閣全体の運命にも關せんとする形勢を現に示しつゝある然らば國民は之を如何に見てゐるか、我等はこの点に付て誠に茫然とせざるを得ぬ。何となれば今日政府の減俸計畫に對する反對の聲は減俸によつて損害を受ける直接當事者以外世間の何處からも團体的に擡げられてゐないからである。只我

等もその一であるか言論機關中には政府が他の整理を後廻しにして眞先に減俸に手を下したことを不可とする議論はある、けれども本質的には減俸もやかと已むを得ないとしてゐる。殊に全國町村長會議は減俸に對して熱心なる賛成意思を正式に表明しようとしてゐる。茲に於て本質的に減俸に反對してゐるかに見える官吏一部の反對に國民的にとれたけの支援があるか頗る疑問である。云ひ換へれば反對官吏は輿論をバックとして運動してゐるのではなく彼等自身の利益擁護をその主たる動機としてゐると見得る然るにも拘はらずその結果或は上記假想の如き政治的重大事態を惹起するかも知れないといふのである若し之が爲政変を將來するとすれば内閣は國民輿論と交渉なく部内官吏の爲に總辭職を餘儀なくされるといふことになるのである之は國民の總する事態であるか」と述べたり。

然らば東日紙は如何に解決すべしと爲すかといふに國民的解決國民的意思表示による解決として満足ではないか現在の所ては帝國議會に頼る以外に途なしと断し「政府はこの窮境打開について帝國議會に頼る意思はないか即ち國民意思の總和を聞く努力をすへきてはないか」として政府に議會召集を勸告せり。

以上東朝、東日に於けるもの以外の諸新聞紙の論する所も大体右と大同小異にして特異なるものなし。

次に雜誌に表はれたる論説を一瞥するに本問題を扱ひたる寄稿家の所論は各種經濟雜誌

評論雜誌に散見せられたるかその中断的批判に止まりたるもの多きか中に經濟雜誌エコーノミスト誌はその六月一日號に減俸の社會的意義と題して本問題に多大の頁を割き殊にその主張欄に於て減俸と國民經濟との關係を論じたるは注目し値すべし。その云ふ所は官吏及之により生活する人口は指々百三十万人位にして全人口に比すれば二分見當なるを以て官吏の減俸を官吏だけの問題とする限り國民經濟全体に及す影響は左程遠大視するほどの事に非ざるへきも官吏の實勢力のみに立脚して國民經濟に及す悪作用が輕微なりとなすは認識不足の嫌ありといふにありて「日本の如き國風の所ては政府かその産權者の本俸に這手を添めたる事か民間事業界に如何なる反響を與ふへきかを考慮せざるへからざるか故に今回の減俸問題はそれか現在既に着手されつゝある勤勞生活者一般に對する雇主の攻勢の火の手を更に踊り立つる点に特別の國民經濟的重要性あることを明にしたり。

即ち俸給生活者は農民中小企業家労働階級と共に資本主義産業の國內市場を構成する重大分子にして世界的関稅競争や原始産業國の工業期勃興や銀相場の反撥難により海外市場の開拓が殆ど絶望視さるゝとき國內市場の相對的重要性は益々加はりゆく際減俸政策を動機として俸給生活者の購買力が收奪さるゝことは既に農業恐慌、産業合理化により農民及労働者が購買力を喪失せる現状に沖を蹴るか如きものにしてたとひそれか國家經濟としては財政難の對策に私經濟にありては企業採算の改善策に使はるゝとしてもその實際的影響は結局公私經濟の窮迫を一層加重せしむるものに外ならず、かゝる意味よりして結局減俸政策は從來恐慌克服策として執られたる各種の方法の産業合理化、カルテル、関稅政策等と共に當初の目的を裏切るへき作用をもつものと解釋せざるを得ずたとひ減俸により一時公私財政の小康を得たるかの外觀を呈するともやかてそれか一因となりて、經濟的窮迫を強化するならん」と結論せり。

七、外國に於ける減俸問題

(一) ドイツ

ドイツに於ては世界大戰に慘敗の結果、莫大なる賠償金支拂の負擔を荷ひ、年々その重壓の下に苦しむと共に、近來の世界的不況の影響により、歳入減並びに失業保險に對する國庫負擔の増加の爲に、之か對策に必至の努力を續け、對外的には賠償金支拂方法に關してマング案による負擔の輕減行はれ、又對内的には借入金融通、稅制の改革による増收を以て之に當りしも、到底之に追從する能はず、一九三〇年四月ミユラー内閣の後を承けたるブリュニング内閣の財相モルゲンハウアーか、その踏襲せる一九三〇年度案の豫算に付て見積れる缺損の額に於て、既に三億五、百萬乃至三億一千五百萬マルクを計上せり、而して、之か對策として、麥酒稅、取引稅、礦油稅、コーヒー及茶關稅の引上、小賣經營への新取引稅の賦課、清涼飲料水稅の復活、産業負擔の賦課の変更、煙草及び砂糖稅の納

付猶豫期の短縮等により之を補填せんとする。モルテンハウアーの第一財政補充法案が議會通過後幾何もなくして、再び七億三千七百萬マークの不足額を推定さるゝに至る状態なりき。此に於てモルテンハウアーは、一九三〇年六月第二回の補充法案を提出し、(一)社會保險、失業保險及び疾病保險の整理、(二)國庫收入不足の填補、(三)經濟再生の三案を提唱し、殊に(二)に於ては會社重役の利益配當犠牲的寄附、獨身者税の十パーセント附加税及び煙草業課税猶豫期間短縮と共に、最も重要なるものとして、大統領緊急令を含み、その骨子となるものは官吏の減俸案なりき。而して緊急令により捻出せんとする金額は約三億マルクなり。之獨逸に於ける減俸問題の發端にして、唯同案は全補充案の一部として、而も殆ど最終的に提出されたるものなることは注目すべきなり。乍然ブリュニング内閣の此の意圖に對しては豫め推測されしところにして、既に同案提出に先づ二ヶ月前四月六日には一般ドイツ官吏同盟(社會民衆黨系)の委員會に於ては一般に公共財政の整理が労働に對する處置により行はるゝこと及びその他凡ゆる處置に反對する旨を決議せり。

而して社會民衆黨に於ては、官吏減俸による節約額は消費大衆への免税にあらずして、結局所有者の利益に歸するにすぎすと主張し、且つ何れ此の「特別税」は再び撞頭すべく、而して他の方策に出づることなく、減俸の一途を遡ふ時は、官吏の共和國に對する奉仕の心を失ひて過激主義に趨るべしと論難せり。然れども結局補充法案の提出に迫られ、六月

十七日に國會に廻付せる案の内容を見るに右の國家緊急の救済に參加すべき者は、(一)中央政府、地方政府及び自治体、其の他公共的法的團體、國有鐵道の官吏及び雇員並びに軍人、(二)公有と見做さるべき企業の官吏及び雇員、(三)第一及び第二の種類の團體の恩給受領者、休職官吏及び遺族扶助料受領者、(四)年収八千四百マーク以上の私企業の雇員、(五)利益配當及び賞與を受くる重役に於て、本案による新課税額は一般に所得の四パーセントなり。但し失業保險加入者は二パーセントなり。又、所得税納付の國內に非らざる官吏、雇員は免除され、且つ雇員は一年以上在職に於けるものに限り納付の義務あり。又一般に失業して三ヶ月以上に亘るときは右納付の返済を求むることを得。

右を見るに形式は課税なるが實質的には減俸と同然なり。而して本案に對しては凡ゆる反對黨か駁撃の鋒を向けんとせしか、未だ實現するに至らざるに彼は自黨人民黨の論難に遭ひて、遂に辟職を餘儀なくされ、本案も葬り去られしか。人民黨の主張は、此の國家に對する犠牲が官吏其の他確實有給者のみの一方的負擔に止るとなし、私經濟上の人件費(主として勞賃)、物價の引下、公共行政の支出削減による生産費の低下により、負擔の公平を計るべしと云ふにありたり。

而して、モルテンハウアーに代りて立てるデイトリツヒは社會民主黨出身なるが、當時社會民主黨は、先づ公共團體の支出費を削減すべしとなし、就中軍事費、外務費の削減其

の他高級所得に對するパーセントの附加税を要求し、補充案は第二次的のものとなし、共産黨は端的に高級所得者の重課税を主張し社會民衆黨の主張をも欺瞞となせり、而してテイトリツヒ案はモルテンハウアー案の諸處を改訂せるものなるか、彼は國庫の缺損として、失業保險一億七千四百萬マルク、危機救済一億六千四百萬マルク、収入減一億五千萬マルク、通計四億八千五百萬マルクとし、内一億マルクを國庫支出節約により、他の課税により捻出せんとし、此の内容中、「モ案」との差異を見るに、(一)確實有給者中私經濟に屬する者は除外及び重役利益配當課税の排除、(二)課税率を四%より二%に引下げ、免稅所得額を千二百マルクより二千マルクに引上げ、(三)八千マルク以上の年收に對して五%の附加税の賦課等にして、社會民衆黨は私經濟に於て高級社員の課税除外、所得税率の差異要求實現されず、高級官吏は從來の四分の一の税負擔となるに、下級官吏は二倍に増加すと非難せり、而して、本案も亦容易に議會の承認するところとならず、修正に修正を重ねしか、政府は議會解散の態度を以て臨み、二十六日緊急處分により總局原案に復活せしめて實施せり、之か爲に議會解散となり、かして九月十四日の選挙對策に没頭するに至るや、もはや緊急處分による個々の事項は不問に附さるゝに至り、官吏減俸も殆ど官吏階級の反對なくして敢行されたり、而して政府は更に十月失業保險料の二%値上、及び四億マルクの國庫証券の發行及び五億マルクの對外クレヂット設定により、その財政補充を行ひ、もはや

より以上の財政整理は躊躇しつゝありしか、一九三一年度に對する對策の必要上、再び十月一日に緊急處分令を發し、七月の處分令を改廢して、疾病保險、失業保險及び自治体の財政を改革することを以て主眼とし、官吏に對する課税を廢して、別に減俸規定を設けたり、その緊急令の要旨を示せば、(一)共和國政府は一九三二年及び三三年度の歳出に於て一九三〇年度歳出計上額より十三億マルク以上削減のこと、(二)官公吏の俸給は三ヶ年を限り六%の減額をなすこと、但し大統領、國務大臣は二〇%の減額とす、由つて評價年額四億八千マルク中、二億一千五百萬マルクが國庫に流入し、(三)煙草税を増徴し、年收八千マルク以上の所得に對し、五分の賦課税、獨身者の所得に對し一割の附加税、會社取締役所得に對し一割の附加税を課し、以つて増收を計ることにして、之を議會に計れるに、政府不信任並びに緊急處分撤廢の方案出して、議會は再び解散され、更に十八日之を再議會に提出するや、九名の左翼黨員の投票留保の外全部之に賛成し、遂に法律を發布するに至れり。

而して三一年度豫算も三月廿五日通過せるに、財界不況に伴ふ收入減は益々甚しく、遂に六月五日に至り、再三緊急命令を發して、その見積缺損額五億七千四百萬マルクの填補案と爲さんとせり。本命令の内容を見るに、

一、經費の節約として(一)官吏の俸給及び恩給に對して四令乃至八令の減額を爲すこと、し

七月より實施し、之に依る節約額一億百萬マルク、尚ほ公吏、鐵道會社員、國立銀行員も同率の減俸及び恩給減額の適用、(二)各種補助金の減額(之に依る節約額八千五百萬マルク)、(三)其の他の節約一億二千萬マルク

二、増税として、砂糖税引上、鑛油の関税引上、賣上税の一部を月納に變更、統計手数料の引上に依り二億六千八百萬マルクの増収を計るにあり、
而して從來官吏は、政治的活動に於ても表面に立つこと尠く、且つ官吏意識により、自ら政治活動を抑壓するの風ありしか、不況及び次々に起る減俸による生活の不安は政治的不安を駭り立て、漸次國民社會主義に趨る傾向にあるものと云はれ、五月二十七日には官吏同盟にて、減俸に對する抗議的の示威集會を開けるか如し。

(二) イタリー

イタリーに於ては、大戰後の財政状態を見るに、一九一九年より一九二二年に至る四年間は約二百億リラ内外の歳入不足を續けしも、二三年度より漸次減少を始め、近年は寧ろ若干の剩餘を生ずるか如き状態なりき、然るに三〇年度の會計に至つて形勢は突如として再び逆轉し、最初の三ヶ月に於て既に不足額九億リラを告ぐるに至り、政府は之か收支の調和策として、收入増加の爲、一般並ひに特種税の引上及び新税の設定、支出削減の爲國債利子の引下、戦争恩給の減額及び最後に軍事費の節約に付て考慮せるか、租税に於て

は直接税に於て一九一三年の五億五千萬リラなりしを、五十一億九千二百萬リラ、營業税三億三千八百萬リラより三十二億リラ、更に七億リラの附加税引上げを試み、関税に於て二億五百萬リラより五十億リラに増加し、之を一九二六年の新平價率三割六分七厘に換算するも、その増加甚しく、既に國民負擔力を超え、政府に於ても、増税及び新税の設定を絶對に爲さ、る旨を屢々聲明せり、從て對策の途は支出に何て斧鉞を下すの外なきも、國債利子の引下及び戦争恩給の改正は國債恩給共に國民が國家の爲に營々として忠誠を盡せるに對する報酬にして、ムツソリーニは賛同し得ざるところ又支出四十六億四千八百餘萬リラにして歳出の二割四分を占むる軍事費に對しては、積極的に之か充實を公然聲明しつゝ、あるムツソリーニとしては、之亦減少し能はざるところなり。

茲に於て政府は第一の對策として、三〇年八月移民防止に對する緩和を試みたり、イタリーは古來國外移民の風盛なりしか、ファツシスタ政府は特に國內工業保護の精神より移民制限に努めたる所、低賃銀に甘んずる労働者も、其の市場に於て軌迹の世界的不況と共に、失業者の續出激増を見、一九三〇年十一月には遂に五十三萬四千三百五十六人を算し、延ては國民負擔過重の原因ともなる爲、再び移民獎勵を爲さんとせるも、既に移民市場狹隘にして、十分の目的を達する能はず、茲に於て、窮餘の策として、考案せられたるものか官吏の減俸による支出削減なり、一般經費の節約に於ては辛うして二億八千萬リ